



第5次行橋市総合計画 後期基本計画

(平成29年度～平成33年度)

平成29年 3月

第5次行橋市総合計画 後期基本計画

魅力がいっぱい 人が集まる
パワフル ゆくはし



第5次行橋市総合計画後期基本計画
行橋市

平成29年3月
行橋市





ごあいさつ

本市は、平成24年度から「魅力がいっぱい人が集まるパワフルゆくはし」を将来都市像とし、「ひとが賑わうまち」「ひとを育むまち」「ひとをつなぐまち」の3つを基本目標とした第5次行橋市総合計画をスタートさせました。この度、この将来都市像を実現させるため、平成29年度から平成33年度までを計画期間とする後期基本計画を策定いたしました。

前期基本計画期間中には、小中学校の校舎や体育館のトイレ改修、屋上防水、空調整備工事等、子どもたちの教育環境向上の早期実現に取り組んでまいりました。同時に、本市の公教育の魅力として、ICT環境整備にも着手いたしております。また、東九州自動車道・国道201号バイパスの開通や行橋駅西側区画整理事業による住環境の整備を発端として、駅周辺に高層マンションの建設が相次いでおります。

これらの取組み等の成果として、過去最高の人口を記録しております。今後も引き続きこのような状況を維持していくためにも、後期基本計画において、選択と集中により戦略的に事業を推進し、健全な財政状況の維持に努めてまいります。

そのため後期基本計画では、国内外からの交流人口の増加を図る地域振興戦略として、今川PAと一体化した地域交流拠点構想の検討や図書館等複合施設整備事業の推進、海岸地域の観光資源を活用したスポーツイベントの充実、豊富な農水産物のブランド化（高付加価値化）等の施策の推進を図ってまいります。また前期に引き続き、次世代を担う子どもたちの育成のため、子育てしやすい環境の整備や質の高い教育環境整備に努めてまいります。少子高齢化による人口減少問題の克服のための取組みについては、「行橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取組みと連携を図ってまいります。

今後の将来都市像を実現するためには、新たな公共を担う市民や市民活動団体、そして地域コミュニティの力が不可欠です。市民の皆様には積極的に行政に参画していただき、「市民が主役のまちづくり」の推進にご理解とご協力をお願いします。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議をいただきました総合計画審議会委員の皆様をはじめ市議会議員の皆様、市民意識調査に快くご協力をいただいた皆様、多くの貴重なご意見をいただいた皆様により感謝を申し上げます。



行橋市長
田中 純



第5次行橋市総合計画 後期基本計画

目次

第5次行橋市総合計画 基本構想(抜粋) 平成24年度～平成33年度

1. 将来都市像	2
2. まちづくりの基本目標	3
3. 施策の大綱	5

第5次行橋市総合計画 後期基本計画 平成29年度～平成33年度

後期基本計画策定の趣旨	8
-------------	---

基本目標 1 ひとが賑わうまち

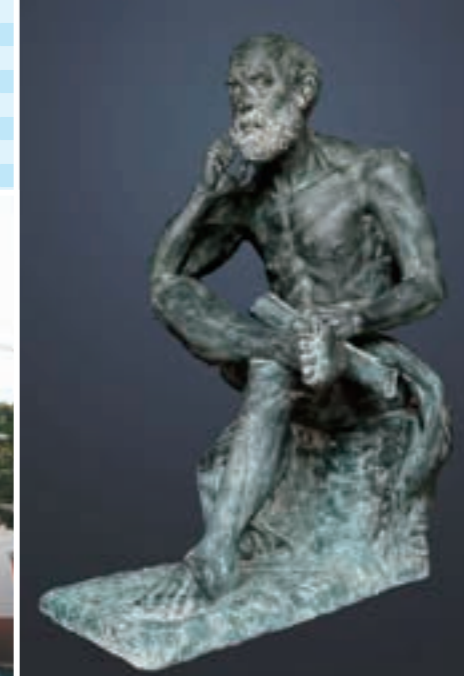
基本施策 1 インフラ整備プロジェクト

1-1. 適正な土地利用の推進	10
1-2. 住環境の充実	14
1-3. 公園の整備	18
1-4. 景観・自然環境の保全	21
1-5. 道路の整備	24
1-6. 公共交通の充実	27
1-7. エネルギー対策の推進	30
1-8. 上下水道の整備	33
1-9. ごみ処理・リサイクル対策の推進	36

基本施策 2 産業活性化プロジェクト

2-1. 農業の振興	39
2-2. 水産業の振興	42
2-3. 商業・サービス業の振興	45
2-4. 工業の振興と企業誘致の推進	48
2-5. 観光の振興	52





基本目標 2 ひとを育むまち

基本施策 3 ライフステージ支援プロジェクト

3-1. 地域福祉の推進	56
3-2. 子育て支援・児童福祉の充実	59
3-3. 高齢者福祉の充実	64
3-4. 障がい者福祉の充実	68
3-5. 健康対策と医療体制の充実	71
3-6. 保険・年金の安定	75
3-7. 低所得者の自立支援	78

基本施策 4 心とからだ育成プロジェクト

4-1. 保・幼・小・中の連携した教育の推進	81
4-2. 学校教育の充実	84
4-3. 青少年の育成	90
4-4. 生涯学習・生涯スポーツの推進	93
4-5. 地域文化の振興と文化財の保護・継承	97
4-6. 多文化共生・国際交流の推進	100
4-7. 人権・男女共同参画対策の充実	103

基本目標 3 ひとつながるまち

基本施策 5 地域コミュニティプロジェクト

5-1. 地域コミュニティ活動の充実	108
5-2. ボランティア活動・市民活動の充実	111
5-3. 防災対策の充実	114
5-4. 防犯・交通安全対策の充実	118

基本施策 6 行政経営プロジェクト

6-1. 情報公開と情報発信の充実	122
6-2. 市民参加の推進	125
6-3. 広域行政の推進	128
6-4. 健全な財政運営	131
6-5. 効率的な行政運営	134

策定資料

1. 第5次行橋市総合計画後期基本計画策定体制	140
2. 行橋市総合計画審議会委員名簿	140
3. 第5次行橋市総合計画後期基本計画策定の経過	141
4. 行橋市総合計画審議会条例	142
5. 行橋市総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱	142
6. 諮問と答申	143
7. 市民アンケート調査	144

第5次行橋市総合計画 基本構想（抜粋）

平成24年度～平成33年度



1. 将来都市像

将来都市像は、本市が今後目指していく目標イメージを示すものです。また、これからのまちづくりに向けて市民参画の共通認識を形成するための象徴となることが期待されるものです。

本市の立地特性や市民ニーズ、まちの特色等を踏まえるとともに、市民が強く願う「安全・安心のまちの実現」をこれからの全てのまちづくりの基調とします。また、豊かな自然の中で、農業・漁業の多様な特産物に恵まれていることや特色ある地域文化・歴史文化に囲まれていること等を生かして「魅力いっぱいのゆくはし」の実現を目指します。さらに、全国でも有数の産業集積地域の中央に位置する立地特性や恵まれた広域交通条件等を生かして、我が国はもとよりアジアを中心とする世界を視野に入れた「人・物・情報が集まり賑わう活力あるゆくはし」の実現を目指します。このような本市が目指していく目標イメージを踏まえ、本市の将来都市像を次のとおり設定します。

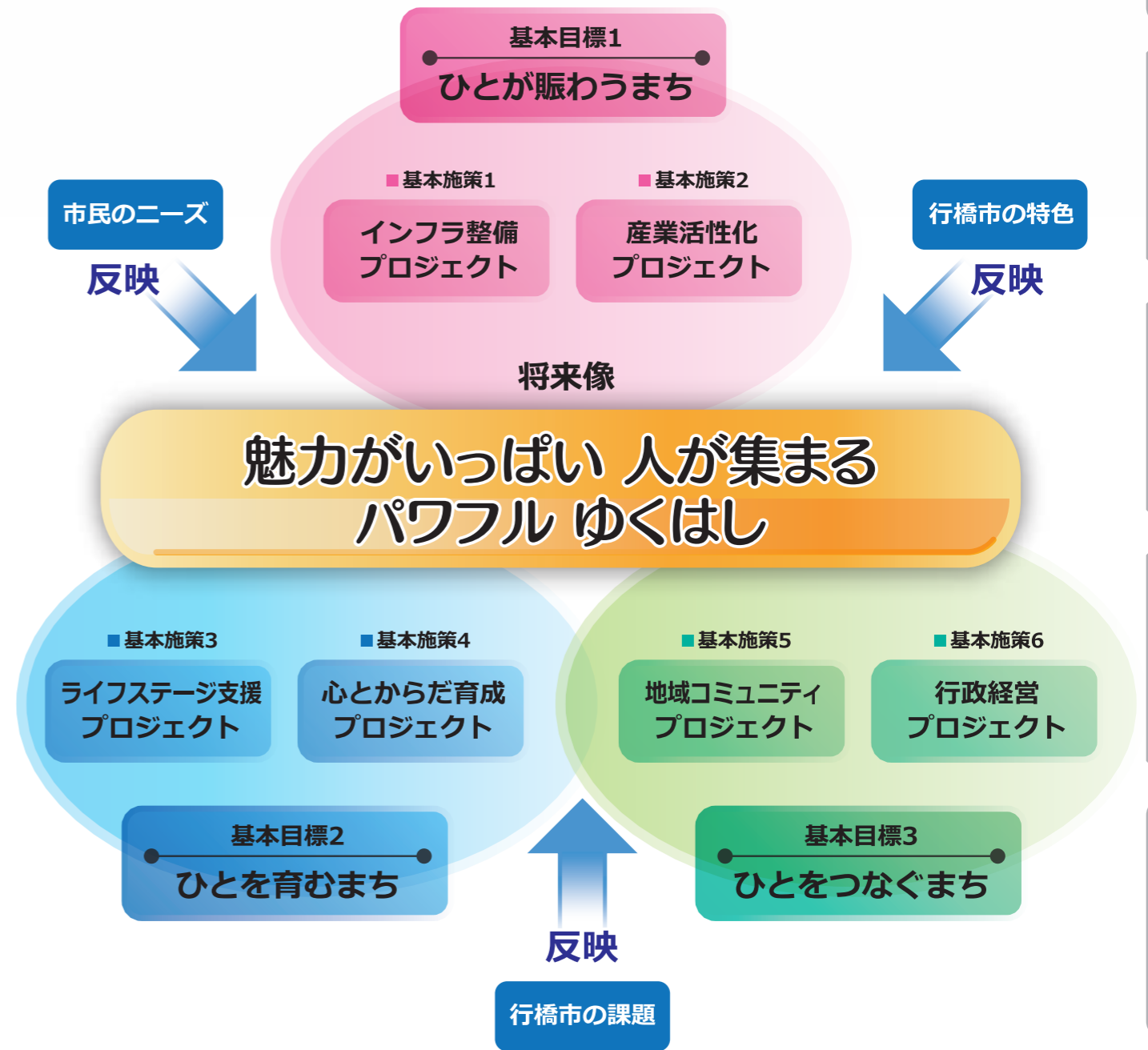
魅力がいっぱい 人が集まる パワフル ゆくはし



2. まちづくりの基本目標

行橋市の将来都市像「魅力がいっぱい 人が集まる パワフル ゆくはし」を実現するため、次のとおり3つの基本目標、6つの基本施策を定めます。

〈まちづくりの基本目標設定図〉



3. 施策の大綱

「まちづくりの基本目標」の達成を図るために定めた6つの基本施策ごとに、今後、展開すべき施策の方向を次のとおり定めます。



基本目標1 | ひとが賑わうまち

まちの都市基盤、道路交通基盤など交流と定住を支える生活基盤づくりを進めるとともに、全国的に有数の工業集積地域の中央に位置する立地条件を生かして、我が国はもとより、アジアを中心とする世界を視野に入れた産業振興に努め、人・物・情報が集まり交流する賑わいのあるまちづくりを行います。

このため、次の2つの基本施策テーマを設定し、体系的かつ計画的に施策の展開を図ります。

- 基本施策1
インフラ整備プロジェクト
- 基本施策2
産業活性化プロジェクト

基本目標2 | ひとを育むまち

市民アンケートで特に30代以下の若年層に高率で第1位の支持を得た「子育て・教育のまちづくり」に重点的に取り組むとともに、それぞれのライフステージに応じた福祉サービス、生涯学習、生涯スポーツの推進や地域文化芸術活動の機会の充実等に努め、心豊かでやすらぎのあるまちづくりを行います。

このため、次の2つの基本施策テーマを設定し、体系的かつ計画的に施策の展開を図ります。

- 基本施策3
ライフステージ支援プロジェクト
- 基本施策4
心とからだ育成プロジェクト

基本目標3 | ひとをつなぐまち

市民ニーズや地域の課題が多様化する中、魅力あるまちづくりを進めていくためには、市民と行政がともに知恵と力を合わせる事が重要です。

個人や自治会、校区等を単位とするコミュニティ活動や自主的なボランティア活動等の一層の充実を促すとともに、行政としても一層の市民参加の推進を図るしくみづくりや絶えざる行財政改革を進めて、将来にわたって持続可能なまちづくりを行います。

このため、次の2つの基本施策テーマを設定し、体系的かつ計画的に施策の展開を図ります。

- 基本施策5
地域コミュニティプロジェクト
- 基本施策6
行政経営プロジェクト

第5次行橋市総合計画 後期基本計画

平成29年度～平成33年度



■後期基本計画策定の趣旨

総合計画は、まちづくりの将来像や基本目標とそれを実現するための施策の体系等を示す「基本構想」(10年間)、基本構想の施策の体系に基づき今後取り組むべき主要な施策を各分野にわたって定めた「基本計画」(前期5年・後期5年)及び基本計画に示した主要施策に基づき具体的に実施する事業を定めた「実施計画」(3年間 1年ごとに見直し)の3層で構成されています。

行橋市では、平成23年度に第5次行橋市総合計画(平成24年度～平成33年度)を策定し、「魅力がいっぱい 人が集まる パワフル ゆくはし」を10年後の都市像に掲げ、その実現に向けてこれまで計画的にまちづくりを進めてきました。特に、前期基本計画の計画期間中(平成24年度～平成28年度)には、「安全安心で災害に強いまちづくりの推進」「子どもを見守り育む環境の整備」「地域コミュニティの活性化と市民参加のまちづくりの推進」の3つの戦略施策を設定し、重点的に取り組んできました。

一方、本市のみならず我が国の大きな課題として少子高齢化・人口減少問題に直面しています。国は内閣総理大臣を本部長とする「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、地方創生を推し進めることとしており、本市としましても本課題を克服するための取組みに特化した「行橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成27年度に策定したところ

です。総合戦略で掲げた施策を推し進めながら、前期基本計画の計画期間の満了を期に、市民ニーズや内外の動向に的確に対応し、市民と行政が一体となって将来都市像「魅力がいっぱい 人が集まる パワフル ゆくはし」の実現に向けて更なる取組みを進めていくために、新たなまちづくりの指針としてここに「第5次行橋市総合計画後期基本計画」(平成29年度～平成33年度)を策定します。

なお、今回の後期基本計画策定にあたっては、既に10年間の計画について議決を得ている基本構想については、変更せずに継承することとしています。

基本目標 1

ひとが賑わうまち

基本施策 1 インフラ整備プロジェクト

基本施策 2 産業活性化プロジェクト

基本施策1 インフラ整備プロジェクト

1. 適正な土地利用の推進

現況と課題

本市では、全市域を都市計画法による都市計画区域として指定しており、うち668ha(約9.5%)を用途地域として指定していますが、市街化区域と市街化調整区域のいわゆる「線引き」は行われていません。市街地周辺では、行橋駅西口地区土地区画整理事業、下水道事業、都市計画道路の整備など様々なインフラ整備を実施し、京築地域の中心市にふさわしいまちづくりを推進してきました。

平成26年に、東九州自動車道、国道201号バイパス、県道天生田吉国線、都市計画道路行事西泉線等の整備も終了し、市内の交通環境が大きく変化し、市街地の交通渋滞も緩和されてきました。しかし、新たな交通渋滞の発生や、東九州自動車道行橋インターチェンジ・今川PA周辺、国道201号バイパス周辺等の土地利用の対策などが新たな課題となっています。今後は東九州自動車道行橋インターチェンジ及び今川PA スマートインターチェンジ周辺や国道201号バイパス沿線の土地利用の変化や少子・高齢化社会に対応したコンパクトシティプラスネットワーク(居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携)の考え方に基づくまちづくりを行う必要があります。

平成27年3月に「行橋市都市計画マスタープラン」を見直し、コンパクトなまちづくりを進めていく方向性をとりまとめ、それに基づき、平成27年度より、コンパクトシティプラスネットワークのまちづくりを推進する基本計画として、「行橋市立地適正化計画」の策定に取り組んでいます。緩やかな「線引き」とも言われる居住誘導区域の設定と、コンパクトにまとめた拠点を結ぶ公共交通ネットワークの再編が今後の課題です。

一方、本市の発展とともに市民の消費や交流の拠点としての役割を担ってきた中心市街地は、消費者ニーズの多様化や郊外への大型店の相次ぐ進出、生活者の高齢化等により、衰退・空洞化が深刻な状況となっています。京築地域の中心市の顔として再び人が集い、賑わい、豊かで多様な交流を実現できるよう中心市街地の再生に取り組まなければなりません。そのため、人の往来を取り戻し、昼間人口・夜間人口ともに高めていけ

る施設として、旧ミラモーレ跡地を中心に「行橋市図書館等複合施設」の整備に平成26年度より着手しています。また、県事業として、平成27年度より行橋停車場線都市計画道路事業に着手しており、事業の早期完成に向けて協力体制をとっています。これら市街地の整備には、事業効果の早期発現が求められ、地元住民の理解と協力が必要となります。

また、市街化区域・市街化調整区域の設定がなされていない本市では、無秩序な開発が行われ、市街地周辺農地において虫食い状の市街地形成(スプロール化)の進行が見られる地区もあります。大規模な開発については、福岡県の開発許可基準及び本市の開発指導要綱の適切な運用及び指導に引き続き努めるとともに、農業振興地域整備計画と調和のとれたものでなければなりません。また、農業振興地域制度を巡る情勢が変化してきているため、行橋市の農業振興を目指した農業振興地域の方向性を検討していく必要があります。ミニ開発についても「行橋市景観形成基本計画」により、適切に指導していくことが重要です。

基本方針

地域の自然的、社会的、経済的特性に配慮しつつ、市街地の整備と農地の保全等を図るための適正な土地利用を図ります。また、将来の少子・高齢化社会に対応したコンパクトシティプラスネットワークの考え方に基づくまちづくりを推進し、京築地域の中心市の顔としてふさわしい中心市街地の再生に取り組みます。

基本施策1 インフラ整備プロジェクト

主要施策

(1) 都市計画マスタープラン等に沿ったまちづくり

「行橋市都市計画マスタープラン」及び「行橋市立地適正化計画」に基づき、施設や居住の誘導を行い、効率的で秩序あるコンパクトなまちづくりを推進していきます。

(2) 用途地域の見直し

駅を中心とする中心市街地や東九州自動車道及び国道201号バイパス沿線など、状況の変化や将来のまちづくりに合った用途地域の見直しを図り、適切な土地利用の誘導を行います。

(3) 中心市街地の再生

中心市街地における行橋停車場線(駅前通り)都市計画道路の整備改善や商店街の活性化等の施策に加え、行橋市図書館等複合施設の整備や福祉施設等の整備を検討し、商業・文化・福祉・交流など多様な機能を集積した中心市街地の再生を図ります。

(4) 良好な開発への誘導及びミニ開発への対応

開発行為については、福岡県の開発許可基準及び「行橋市宅地開発事業に関する指導要綱」により、適切な開発への誘導を行うとともに、特定用途制限地域の指定等を検討し、良好な居住環境の形成を図ります。ミニ開発等についても「行橋市景観形成基本計画」の改訂も含め適切に指導していきます。

(5) 地籍調査事業の推進

地権者の理解と協力を得ながら高密度市街地(住商混在地)の調査を行い、早期完了を図ります。

(6) 農業振興地域の見直し

食糧自給率の向上や、耕作放棄地の再生に向けた、農地法及び農振法の改正により、農業振興地域制度を巡る情勢が変化してきているため、行橋市の農業振興を目指した農業振興地域の方向性を検討します。

目標指標

指標名	単位	平成27年度(実績)	平成33年度(目標)
用途地域等の見直し箇所	箇所	0	累計2
図書館等複合施設の整備進捗率	%	1.8	100
地籍調査事業の進捗率	%	94.6	96.5

主要事業

事業名	事業概要
立地適正化計画策定事業	財政面及び経済面で持続可能な都市を目指すため、今後の人口減少・少子高齢化社会に対応したコンパクトシティプラスネットワークの考え方に基づく「行橋市立地適正化計画」を策定します。
図書館等複合施設整備事業	旧ミラモーレ跡地を活用した、まちなかの活性化を図る図書館等複合施設の整備を行います。
地籍調査事業	国土調査法に基づき、地籍の明確化を図るための一筆ごとの土地の調査を行います。
農業振興地域整備計画見直し事業	農業振興を目指した農業振興地域整備計画の見直しを行います。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用方針に基づき適正な土地利用を推進します。 立地適正化計画等について理解を深め、行政運営に関心を持ちます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 適正な土地利用を推進するための誘導施策等の情報提供を積極的に行います。 施策の推進に対して市民が参加できる場を作ります。

基本施策1 インフラ整備プロジェクト

2.住環境の充実

現況と課題

良質な住宅と住環境の確保は、健康で豊かな市民生活を営む上で基本となるもので、社会情勢や地域別に多様な住民のニーズを的確に把握しながら、各種の住宅地整備を計画的に推進していく必要があります。また、高齢者や障がい者も含め、誰もが居住にかかる不安がなく、安心して安全・快適に暮らせる住宅や住環境の整備を図るために「住宅セーフティネット」としての役割や、福祉施設及び地区施設との一体的整備、良好な町並みの形成を通してまちづくりへの貢献が求められています。

本市は平成28年4月現在49団地、1,470戸の市営住宅を管理していますが、昭和40年代後半に大量供給されたストックのうち5割以上が耐用年限を経過しています。そのため、狭小な住宅規模、画一的な間取り、高齢者・障がい者にとって危険な段差があるなどといった様々な問題も抱えた状況で、適切な整備や管理、運営を行っていく必要があります。

このような問題を解決すべく本市では、平成22年に「行橋市営住宅長寿命化計画」を策定し、平成27年に同計画の見直しを行いました。今後はこの計画に基づき、住みやすい環境づくりを推進していきますが、現在「行橋市立地適正化計画」と「行橋市公共施設等総合管理計画」の策定にとりかかっており、これらの計画に伴い、長寿命化計画の見直しを検討する必要があります。

また、民間住宅も含め、住宅の「量の確保」から、住宅そのものの性能のみならず住宅地全体の安全性の確保、良好な町並みの形成、コミュニティの回復など地域における住環境の形成、生活・福祉・健康・文化など居住サービスの確保といった、より広がりのある住生活の「質の向上」への転換が求められています。

今後、人口・世帯数の減少により空き家が増加することは明らかで、空き家対策が住環境の確保に重要となります。空き家対策には、問題のある空き家(特定空き家)の除去と、まだ活用し得る空き家の有効利用という二つの方向性があります。特定空き家の除去については、所有者による自主的撤去を促すために、条例整備や財政支援を進める必

要があります。また、有効活用についてですが、今後コンパクトシティ化を考慮しエリアを絞って財政支援を行い居住者を呼び込むなど、地域活性化と同時に進めることが重要になってきます。

また、近年の大規模地震から人命を守るため、震災に強い安全、安心なまちづくりの観点から、「行橋市耐震改修促進計画」に従い、耐震改修補助制度を継続し、耐震化率の向上を図って行く必要があります。

基本方針

民間・行政それぞれが役割分担を行いながら、「多様性・柔軟性のある安全・快適な住宅並びに住環境の整備」を基本理念とし、誰もが安心して暮らせる住まい・まちづくり、良質な住まいを確保できる住宅市場の環境整備、地域づくりに資する住まい・まちづくりなど、総合的に居住環境を向上させていきます。



基本施策1 インフラ整備プロジェクト

主要施策

(1) 市営住宅の計画的な建替・改善と適正管理

「行橋市立地適正化計画」と「行橋市公共施設等総合管理計画」の策定にあわせて、「行橋市営住宅長寿命化計画」を見直し、市営住宅を計画的に整備することにより居住水準の向上を図るとともに、少子・高齢化社会への対応などに配慮した市営住宅の確保に努めます。また、住宅家賃の徴収率の向上を図るとともに、滞納者に対する厳正な対応を行います。

(2) 空き家対策事業

① 特定空き家等に対する措置の促進

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる特定空き家等の調査・認定を行い、所有者に適切な管理を促進していきます。

② 空き家バンクの設置

市内の空き家情報を市内外に向け発信するとともに、中古空き家住宅の流通促進、移住・定住促進を図っていきます。

(3) 耐震改修補助金交付事業

昭和56年5月31日以前に着工した、木造戸建住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助することにより震災に強い安全・安心なまちづくりを整備していきます。

(4) 基地周辺の住環境の改善

基地周辺及び基地の騒音の影響を受ける地域について、快適な住環境を確保するため、基地の騒音対策として、防音工事の実施基準緩和を要望するとともに、防音工事の早期完了を働きかけます。

目標指標

指標名	単位	平成27年度(実績)	平成33年度(目標)
一般住宅の耐震化率	%	57.7	90.0
特定空家率	%	10	5
空き家バンク登録件数	件	0	累計 150

主要事業

事業名	事業概要
市営住宅・公共賃貸住宅事業	市営住宅・公共賃貸住宅の維持管理・建替・改修等及び住宅使用料滞納に対する徴収、訴訟等を行います。
耐震促進事業	耐震改修補助金を交付するとともに、市民への耐震に対する意識啓発を図ります。
空き家バンク設置事業	市内の空き家情報を市内外に発信し、中古空き家住宅の流通促進、移住・定住促進を図ります。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・快適な住環境を確保するための意識を高め、正しいマナーを実践します。 ・住宅の所有者として、様々な制度を活用し、住宅の適正な管理を行います。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・快適な住環境を確保するための意識を高める啓発を進めます。 ・市営住宅の長寿命化など主要施策の情報提供を積極的に行います。 ・安全・安心な住環境の充実に努めます。

基本施策1 インフラ整備プロジェクト

3.公園の整備

現況と課題

公園は、心身をいやし、健康を増進させ、市民が身近に楽しめる多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場として、また、良好な景観や野生生物の生息・生育環境を形成する場として、自然と人、人と人、人と地域などの関係性を回復、向上させる機能を有しています。また、災害発生時には避難地や避難路、防災拠点となるなど、都市や地域の防災性の向上に大きな役割を担っています。

本市の都市公園は、現在、32箇所、29.72haであり、この中で本市最大規模である行橋総合公園は、平成27年度にサッカーグラウンド等施設の整備が完了しました。

また、市内には現在約160箇所の児童遊園があり、開発行為により年々増加しています。維持管理については地域の住民に行っているところですが、園内の遊具の維持管理については専門的な知識が必要であり、公園の全般的な維持管理を地域の住民だけに求めることは難しい状況です。しかも、市内の児童遊園のほとんどが設置から相当の期間が経過しており、今後児童遊園内の遊具の老朽化が進むことが想定されます。

御所ヶ谷史跡自然公園は、これまでに山麓の住吉池周辺の親水公園や駐車場が整備されました。今後は整備基本設計に基づき、国の史跡エリアを中心に史跡と自然に触れ合う公園として整備していく必要があります。

今後は、既存の公園の長寿命化、利用率の向上を図っていくことに重点を置いていく必要があります。

基本方針

市民の身近な憩いやレクリエーションの場としてや災害時の一時避難場所として機能の充実を図るとともに、誰もが安全安心に利用できるようバリアフリー化の進んだ公園整備と維持管理に努めます。また、公園の長寿命化を図り、市民の利用を促進していきます。

主要施策

(1)身近な公園の安全管理

市内に点在している児童遊園については、地域住民の身近な憩いの場として安心して活用できるように巡回を行い、公園内の遊具や工作物の安全管理に努めます。また、専門業者による遊具の安全点検を行い、安心して利用できる公園の管理に努めます。

(2)都市公園・総合公園の機能保全

既存の都市公園については、高齢者や障がい者、子どもたちが安全安心に利用できるよう公園機能を保全します。また、行橋総合公園については市民ニーズを踏まえて引き続き保全を進めるとともに、市民に利用しやすい施設となるよう管理運営を工夫していきます。

(3)市民参加による公園づくりと管理

公園等の整備に当たっては、計画策定段階から市民が参加し、市民の自主性、主体的な関わりによる公園づくりに努めます。また、公園の適切な維持管理を図るため、市民ボランティアによる清掃等の積極的な参加を促進します。

基本施策1 インフラ整備プロジェクト

目標指標

指標名	単位	平成27年度(実績)	平成33年度(目標)
行橋総合公園利用者数	人	125,000	140,000
公園内での事故件数	件	0	0

主要事業

事業名	事業概要
総合公園管理事業	総合公園の遊具、樹木、公衆便所等施設維持管理を行います。(指定管理)
都市公園施設管理事業	都市公園の樹木、公衆便所等施設維持管理を行います。
都市公園長寿命化事業	公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による総合的な安全・安心対策を行います。(遊具等の補修及び更新)
児童遊園施設管理事業	公園内の適切な整備を実施します。(遊具安全点検・遊具補修等)

市民参加の視点

市民	・公園の清掃等、積極的な市民参加による公園づくりを行います。
行政	・公園の長寿命化を図り、安全安心に市民が利用できるよう整備を行います。

4. 景観・自然環境の保全

現況と課題

<景観形成>

わが国で初めての景観に関する総合的な法律として、景観法が平成16年6月18日に公布されました。本市においては「行橋市景観形成基本計画」を策定し、本市の景観に関する基礎調査を行い、景観形成の方向性を明確にするとともに、基本方針として、①豊かな自然環境と調和する景観、②伝統ある歴史的・文化的資源を守り風情ある景観、③自然と共生した快適で魅力ある町並み景観を形成していくこととしています。

しかし、平成23年度に京築二市五町を対象とした「京築広域景観計画」が策定されており、県の計画と合わせた形で今後見直しを検討していく必要があります。

<自然環境の保全>

今日の環境問題は、地球温暖化など国境を越えた地球規模の広がりを見せています。このような中、本市は環境保全対策として大気汚染、水質汚濁及び騒音などの監視・測定を実施するとともに、省エネルギーや二酸化炭素排出量削減に向けた取り組みを行ってきました。また、市内に立地する企業と環境保全協定を締結するなど、産業型の公害防止のための規制強化にも努めています。

環境問題への取り組みは、行政による環境保全と創造に関する総合的かつ計画的な推進と、事業者及び市民による積極的な行動と協力が必要となります。そのため、本市では、環境施策を明確にするとともに、市(行政)、事業者及び市民が取り組むべき課題を着実に実行していくための指針として平成18年に策定した「行橋市環境基本計画」を着実に推進してきました。本計画については、策定から10年が経過し、社会環境も変化してきていることから、平成28年度に見直しを実施し、「空き家対策の推進」等、新たな施策を網羅した上で、三者協働のもと、本計画を推進していく必要があります。

基本施策1 インフラ整備プロジェクト

基本方針

景観が市民の共有財産であることの重要性を認識し、緑の山なみや水辺、田園等の自然風景と調和した景観づくり、歴史・文化を守り、育み、伝える風情ある景観づくり、個性ある交流拠点都市の活力と自然が共生した魅力ある町並み、景観づくりについて積極的に推進します。

また、恵まれた自然や歴史的に貴重な史跡など自然環境を含めた生活環境を保全し、行政、事業者及び市民のすべてが環境保全に関する意識を高め、日常生活や行動等を見直すことで、よりよい環境づくりを進めていきます。

主要施策

(1) 行橋市景観形成基本計画の推進

市民が身近に歴史・文化にふれることのできる環境や市街地内の河川や道路沿いの環境等を整備するとともに、景観を資源として捉え、周辺を含めた良好な景観の形成を進めるため、「行橋市景観形成基本計画」を実行するとともに計画の見直しを進めていきます。

(2) 行橋市環境基本計画の推進

本市が目指す望ましい環境像「緑と水を大切にし、快適に暮らせる環境共生都市」を実現するため、「行橋市環境基本計画」を着実に実行していきます。また、現在の計画の見直しを実施し、空家対策の推進等、時代に即した施策の展開を図ります。

(3) 行橋市緑の基本計画の推進

緑の募金の推進や、緑地の保全・公園緑地などの整備に努め、自然保護・緑地の創出を推進するため、「行橋市緑の基本計画」を実行するとともに計画の見直しを進めていきます。

(4) 環境美化意識・緑化意識の高揚

市民ボランティアやNPO法人等が行う環境美化活動やイベントを支援するとともに、多くの市民が参加できる「市民一斉清掃の日」を継続して実施し、意識啓発を図ります。

(5) 水辺空間の有効利用と親水性の向上

市民参画による水辺の維持管理活動を支援するとともに、自然観察のできる場所や水に近づける場所を県とも連携を取りながら設置し、水辺空間の親水性を向上させます。

(6) 公害防止対策の推進

大気、水質及び騒音等の測定並びに監視を継続実施し、また新たに市内に立地する企業と環境保全協定を締結するなど、公害防止環境保護の取組みを推進します。

(7) 生活排水対策の推進

公共下水道や農業集落排水が整備されていない地域において、合併処理浄化槽の設置を推進し、河川や海域の水質保全に努めます。

目標指標

指標名	単位	平成27年度(実績)	平成33年度(目標)
今川の水中浮遊物質量	mg/ℓ	5.0	5.0
稲童工業団地の降下ばいじん量	t/km ² /日	2.0	2.0

主要事業

事業名	事業概要
河川水・海水・工場排水・大気汚染物質分析検査	毎年検査機関に委託し、定点観測を継続して実施します。大気汚染、水質汚濁の客観的データを市民に提供していきます。
ごみゼロキャンペーン 市民一斉清掃	毎年、6月及び10月の環境美化行動の日に市民一斉清掃を行います。 身近な道路・公園などを家族や地域で清掃し、地域美化の意識を高めます。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> 良好な景観形成に努めます。 自然環境に対する意識を高め、環境美化活動への積極的な参加を実践します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 良好な景観形成を促進します。 環境美化に対する啓発、支援を実施します。 環境保全に関する監視活動を継続して実施します。

基本施策1 インフラ整備プロジェクト

5.道路の整備

現況と課題

本市には国道が4路線あり、南北方向に国道10号・市街地には国道496号・椎田道路の3路線が北九州と大分を結び、国道10号を起点として東西には国道201号が筑豊地域・福岡市へとつながっています。その他、主要地方道5路線、一般県道11路線、市道については、2,185路線の570.4km(平成27年度末)となっています。

国道については、国道10号の4車線化が一部完了し、渋滞の緩和が図られました。また、平成26年には、国道201号の交通の分散や本市の東西の交通網の充実に向けて国道201号バイパス(行橋インターチェンジ関連)が整備されました。

また、東九州自動車道は東九州地域の発展に欠かせない高速自動車道であり、本市には、吉国地区に行橋インターチェンジが整備され、みやこ町・田川方面への地域連携に重要な役割を担っている幹線道路(県道行橋添田線)へ連結する今川スマートインターチェンジの整備も行われました。

新たな広域交通ネットワークの整備や工業団地、自然公園などへのアクセス道路(県道門司行橋線)の整備も求められています。

都市計画道路は、25路線49.5kmを都市計画決定しており、整備率(平成27年度末)は31.6%となっています。平成26年には、東九州自動車道、北九州空港に対応した、都市計画道路行事西泉線の延伸整備が行われました。また、県事業として、平成27年度より行橋停車場線都市計画道路事業に取り掛かっており、事業の早期完成に向けて協力体制をとっています。

市道については、市民にとって最も密着した生活道路であり、道路新設・改良・維持修繕など計画的な道路整備を推進していますが、路線延長の約33%が未改良の狭隘な道路であり、約13%が未舗装となっています。

また、歩行者の安全確保と円滑な交通を図るため、道路の整備はもとより、歩道・自転車道の整備やバリアフリー化などの整備が求められており、安全で安心な道路網の整備が必要となっています。

基本方針

北九州空港及び東九州自動車道に対応する、広域交通ネットワークの計画的な整備を国・県と協力しつつ促進します。都市計画道路・市道それぞれの道路の持つ多様な役割を認識し、国・県と連携し、市民の意向を踏まえながら、京築地域の中心市にふさわしい道路交通網の整備と、安全で利便性の高い道路形成を推進します。

主要施策

(1) 広域幹線道路に対応した道路ネットワーク整備の促進

平成26年に供用開始した東九州自動車道(苅田北九州空港インターチェンジ～行橋インターチェンジ)に連結する、国道201号バイパス(行橋インターチェンジ関連)や県道天生田吉国線の整備及び都市計画道路行事西泉線の延伸整備が完了しました。

今後も、国道10号線の4車線化及び国道201号バイパスの延伸整備の推進や行橋停車場線(駅前通り)の整備推進を図るほか、市街地周辺道路のネットワークの整備を推進していきます。

(2) 人・物の流動性を高める道路整備

自然公園や工業団地等への交通アクセスの向上を図るため、県道門司行橋線の整備及びそれに連結する市道の整備を推進し、通勤・観光等の人の移動のほか、物流にも貢献でき、利便性が図られるよう計画的に整備します。

(3) 暮らしを支える道路整備

それぞれの道路の役割を認識し、市民の要望を把握し、維持管理や計画的な整備を行い、緊急車両の通行・通勤通学の道路・物資の輸送等、“命の道”として、市民の暮らしを支える道路整備を計画的に推進します。

(4) 歩行者の安全安心の交通ネットワークの形成

地域住民の安全安心を念頭に、生活に密着した道路の整備は、交通状況を勘案し、歩車道の分離や歩道幅員の確保並びにバリアフリー化を図ります。また、道路の危険箇所や交通状況に対応した交通安全施設の設置を計画的に実施し、歩行者の安全対策を推進します。

基本施策1 インフラ整備プロジェクト

目標指標

指標名	単位	平成27年度(実績)	平成33年度(目標)
市道前田・綿打線道路の整備進捗率	%	5	61
市道文久・上新地線道路の整備進捗率	%	20	100
市道道場寺・袋迫線道路の整備進捗率	%	25	100

主要事業

事業名	事業概要
市道前田・綿打線道路整備事業	市道前田・綿打線の道路整備事業は、安全安心の道路確保や通勤通学の道路として、道路の拡幅・舗装整備、歩道の設置、交通安全施設整備、バリアフリー対応化を行います。(延長L=330m)
市道文久・上新地線道路整備事業	市道文久・上新地線の道路整備事業は、物流輸送ルート確保や生活道路として、道路の拡幅・舗装整備、歩道の設置、交通安全施設整備、バリアフリー対応化を行います。(延長L=1,120m)
市道道場寺・袋迫線道路整備事業	市道道場寺・袋迫線の道路整備事業は、安全安心の道路確保や通勤通学の道路として、道路の拡幅・舗装整備、歩道の設置、交通安全施設整備、バリアフリー対応化を行います。(延長L=800m)
道路パトロールによる道路の安全確保事業	市内一円の道路や交通安全施設の点検を実施し、道路等の補修及び交通安全施設等の修理調整、道路の安全確保を行います。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> 道路状態の情報提供や要望活動を行います。 地域の道路清掃活動を行います。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 道路状態の情報提供や地域の要望について国・県に対して、要望活動を行います。 地域の要望に対して、調査や計画等の情報活動を行います。

6.公共交通の充実

現況と課題

本市は、JR日豊本線や平成筑豊鉄道、交通事業者単独運営の路線バスなどがあり、県下でも比較的公共交通網が充実していますが、利用者数が減少傾向にあることから、交通事業者の採算性は厳しくなっています。

本市は、市全域が都市計画区域に指定されていますが、「線引き」がされていないため居住地が郊外部の広範囲に及び、現状の公共交通網では、歩いて行ける範囲にバス停が設置されていない地区(公共交通空白地域)が点在している状況です。

日常生活における移動の目的地となる買い物をする場所や病院が中心市街地及びその周辺に密集しており、郊外部に居住する人々にとっては、徒歩や自転車だけの移動手段では生活が困難な地域構造となっています。

市民の意識として鉄道サービスの満足度が高い一方で、バスサービスの満足度が低く、便数が少ない、バス路線を知らない、自宅からバス停が遠いことが問題として挙げられています。しかし、現状のバス利用者は通勤、通学、通院、買い物と多様な目的で利用しており、通勤通学利用者や自動車の免許を持っていない人などにとっては日常生活において、バスは重要な移動手段となっています。

また、平成28年には福岡県内全ての区間で東九州自動車道が開通し、現在、北九州から大分までの高速バスの運行も行われており、今川PAも停留所の一つとなっております。

このような状況を把握し、今後の公共交通の見直しにむけたマスタープランとして、平成27年度に「行橋市地域公共交通網形成計画」を策定いたしました。今後は、本市における公共交通を維持していくためには、サービスの向上を図るとともに、利用促進を図っていくことが必要であるため、計画を推進していくことが重要です。

基本施策1 インフラ整備プロジェクト

基本方針

既存公共交通の維持・確保を目指し、市民意識の向上や利用者増加を促進するため、法定協議会である「行橋市地域公共交通活性化協議会」において関係機関や市民の方と協議を重ね、交通結節点やバス停等の機能強化や公共交通空白地域解消に努めます。

主要施策

(1) 利用しやすい公共交通の実現

利用需要構造にあったバス網の見直しによる公共交通空白地域の解消を促します。

(2) 持続可能な公共交通へ向けた取組みの充実

公共交通に関する市民意識の向上に努めます。

(3) ひとで賑わうまちづくりを支える公共交通の機能強化

魅力ある都市の実現を図るため、市街地における移動利便性向上の検討及び幹線公共交通の機能強化・サービスの向上を図ります。



目標指標

指標名	単位	平成27年度(実績)	平成33年度(目標)
行橋市内の1日平均バス乗車数	人/日	678	700
バス停500mカバー圏人口	%	79	80
バス路線を知らない市民の割合	%	31	0

主要事業

事業名	事業概要
平成筑豊鉄道新駅建設事業	行橋駅から商業地域が密集する行橋南側の地区へのアクセス性向上を図ります。
公共交通空白地域解消事業	居住地から歩いて行ける範囲に公共交通が行き届いていない地域が存在します。バスやタクシー等の交通手段との連携により、これらの地域を公共交通でカバーする方策を検討・推進します。
バス停等機能強化事業	行橋市内で利用者が多い駅やバス停において、快適な公共交通待合スペースを確保するため、施設整備を含めた機能強化を図ります。
交通結節点サイン設置事業	行橋市の公共交通結節点となる行橋駅を中心に、公共交通の乗継の利便性を向上させるサインの設置を進めます。特に中心市街地の活性化や高速バスとの乗継に配慮したものを検討します。

市民参加の視点

市民	・公共交通の維持・確保のため、利用促進を行います。
行政	・公共交通の維持・確保のため、利用促進を行います。 ・市民に対し、公共交通に関する情報提供を積極的に行います。

基本施策1 インフラ整備プロジェクト

7.エネルギー対策の推進

現況と課題

平成23年3月に東日本大震災が発生し、この未曾有の災害によってもたらされた福島第一原子力発電所原子炉の破損は、国内はもちろん世界規模で、今後のエネルギー政策に課題を突きつけました。電気・ガス・石油などのエネルギーや資源は、現在社会において生活に欠かすことのできない重要なものです。しかし、大量のエネルギー消費は、地球温暖化やオゾン層の破壊など環境に対して大きな影響を与えます。

このような中、本市では、平成12年度に「行橋市地球温暖化対策実行計画」、平成20年度に「行橋市地域省エネルギービジョン」を策定し、平成28年度には「行橋市環境基本計画」の見直しを実施し、省エネルギー推進と温室効果ガス削減の達成目標を設定、行政、事業者及び市民の取組みを推進してきました。また、平成22年度から4年計画で、個人住宅用太陽光発電機設置費補助金制度に取組み、エネルギー対策の推進を図ってきたところです。また、平成26年度には、電気自動車など、低公害車の普及を図ることで豊かな自然環境を守り、それを未来へと引き継いでいくことを目的に「次世代自動車普及推進都市宣言」を行い、平成27年度からは次世代自動車の購入に関する補助制度を、平成28年度からは集合住宅用電気自動車充電器購入補助制度を創設し、次世代自動車等の普及促進を図っているところです。これらの施策と並行して、公用車にも電気自動車を導入する取組みも推進し、二酸化炭素削減に向けた努力も図っています。

このように地球温暖化対策の推進を今後も強化し、地球全体として省エネルギーに貢献するとともに、新エネルギーを導入する事業者、市民に対する情報提供及び公共施設における新エネルギーの導入を検討する必要があります。また、若い世代に対する環境教育も今後、重要になってきます。

基本方針

省エネルギー対策の推進強化を図るとともに、新エネルギーの創出・活用を検討します。

主要施策

(1)行橋市地域省エネルギービジョンの推進とその効果の検証

二酸化炭素排出量の削減に向け、庁内の取組みを強化するとともに、事業者及び市民に対し、地球温暖化対策に関する情報提供や連携を図るため、広報やホームページ等を活用して啓発活動を推進します。また、「行橋市地域省エネルギービジョン」に掲げる二酸化炭素排出量の削減目標の履行期限2018年(平成30年)までに、その排出量や取組み状況等の検証を行っていきます。

(2)環境に配慮した庁舎の管理運営

外気温や庁舎室内の温度に応じて、適宜空調の設定温度を調整することで、庁舎の電気消費量を抑制します。またLED化できていない一部の照明について計画的にLED化して消費電力量を抑制します。

(3)環境配慮自動車導入の促進

「次世代自動車普及推進都市宣言」に基づき、環境に負荷をかけない電気自動車等の環境配慮自動車の普及促進を図ります。

(4)環境教育の推進

若い世代に対する環境教育を実施し、地球環境規模での環境に対する啓発を図ります。

基本施策1 インフラ整備プロジェクト

目標指標

指標名	単位	平成27年度(実績)	平成33年度(目標)
次世代自動車購入補助事業	位	3	1
環境教育の実施	校	—	累計 11
消費電力量	kW	1,054,140	990,892

主要事業

事業名	事業概要
LED蛍光灯設置事業	庁舎内のLED化できていない一部の照明器具を計画的にLED化し、消費電力量の抑制を図ります。
環境配慮車購入事業(公用車)	電気自動車が平成28年に無償貸与されるなど、既存の環境配慮車も含めて公用車整備計画の見直しを行い、公用車購入時は環境配慮車の導入を図ります。
急速充電器設置事業	庁舎に限らず公共施設に電気自動車用の急速充電器を設置し、電気自動車が普及しやすい環境づくりを行います。
次世代自動車購入補助事業	次世代自動車の購入に対して補助を行い、省エネルギーの普及促進を図ります。
集合住宅用電気自動車充電器購入補助事業	電気自動車充電器の購入に対して補助を行い、次世代自動車購入に対する普及促進を図ります。

市民参加の視点

市民	・エネルギー対策への理解を深め、省エネルギーを実践します。
行政	・省エネルギーに対する情報を提供するとともに、省エネルギーに向けた制度運用を促します。

8.上下水道の整備

現況と課題

<上水道>

本市の水道は、今川からの取水と京築地区水道企業団からの受水で運営しており、平成27年度末で給水人口55,016人、普及率は75.8%となっています。今後は、公共下水道の普及やマンション建設等の開発行為などにより水需要の増加が予測され、平成31年度から伊良原ダムを水源として、京築地区水道企業団からさらなる受水を予定しています。施設については老朽化が進み更新時期を迎えているので、計画的かつ緊急性の高い箇所から順次更新を行うことで効率的な施設運営を図ります。近年の異常気象により水質が変化していることや水質基準の見直しも行われているため随時対策を講じます。さらに、濁水のない水の安定供給を目指し、節水意識の啓発や多様な水資源確保に向けての取組みも引き続き行っていく必要があります。

<下水道>

本市の下水道事業は388haの事業認可区域の内、平成27年度末で261haを整備していますが、今後も計画的に事業を進めていく必要があり、また整備区域については、下水道使用普及促進に努め水洗化率を向上させる必要があります。

また、持続可能で効率的な下水道を実現するため、下水道施設の長寿命化対策と効率的な下水道事業の経営を進めて行く必要があります。さらに、近年の集中豪雨などによる、浸水被害を軽減させるため、都市下水路や公共下水道雨水幹線の整備を、計画的・効率的に進めて行かなければなりません。

基本方針

安全でおいしい水を安定的に供給するため、現有施設の更新を行うことで、有収率の向上を図り、水需要に対応した水量の確保に努めます。また、広域化等を含めた水道事業全体の見直しを行い、将来を踏まえた計画的な経営に努めます。

人が何世代にもわたり住み続けたいと思う、安全で快適な居住環境を整え維持するため、計画的かつ効率的に事業を行います。

基本施策1 インフラ整備プロジェクト

主要施策

(1)安全でおいしい水の安定供給

老朽化した施設の改修や整備を計画的に行い、活性炭施設で造られた安全でおいしい水の供給に努めます。

(2)有収率の向上

有収率の向上のため、老朽化した配水管の布設替えを行い、給水量の確保に努めます。

(3)アセットマネジメント(資産の管理・運用)の活用

資産の状態に注目し、投資・維持管理を適切にマネジメントし、収支のバランスのとれた健全経営に努めます。

(4)節水意識の高揚

広報誌やホームページを活用し、節水意識の啓発を引き続き行っていき、限りある水資源を有効利用するためのPRを推進していきます。

(5)下水道供用区域の整備

経営環境の変化に適切に対応し、効率的・計画的に整備を進めます。

(6)公共下水道・農業集落排水の接続推進

整備区域において、下水道等への接続を促進するために、積極的な普及啓発活動を行います。

(7)持続可能で効率的な下水道事業の経営

老朽化が進む下水道施設について、事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図るため、計画的・効率的に改築・更新を行うとともに、経営基盤強化に向けて中期の経営戦略を作成し、経営健全化に努めていきます。

(8)安心安全な居住環境の確保

大雨による浸水被害を軽減するため、都市下水路や公共下水道雨水幹線の整備を進めます。

目標指標

指標名	単位	平成27年度(実績)	平成33年度(目標)
老朽管布設率【上水道】	%	24.6	23.0
有収率【上水道】 (配水量と料金として収入のあった水量との比率)	%	89.6	92.0
汚水処理人口普及率 (公共下水道 + 農業集落排水 + 浄化槽の普及率)	%	58.0	68.0
認可区域下水道整備率 (認可区域: 388ha)	%	71.2	86.2

主要事業

事業名	事業概要
浄水場老朽施設更新事業	老朽化した電気・機械設備を更新することにより、水の安定供給を図ります。
老朽管更新事業	古い水道管を計画的に更新し、漏水予防・耐震性向上を目指します。
公共下水道事業	生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的とした管渠の建設を行い、下水道の整備を図ります。
下水道長寿命化計画	中長期的な施設の状態を予測しながら、老朽化した下水道施設の計画的・効率的な改築・更新を行います。
都市下水路建設事業	都市下水路及び公共下水道雨水幹線の浸水対策を計画的に行い、みやこ雨水幹線の調整池の建設を行います。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> 下水道事業及び経営に対する理解を深め、快適な居住環境の整備と次世代につなげる豊かな自然環境の保全に取り組む参加意識を高めます。 整備区域における、公共下水道や農業集落排水への繋ぎ込みを行います。 節水に対する意識を持ちます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 下水道事業経営の健全化に努めます。 公共下水道事業や農業集落排水事業のPRに努めます。

基本施策1 インフラ整備プロジェクト

9.ごみ処理・リサイクル対策の推進

現況と課題

本市では、平成14年7月にごみ有料指定制を導入し、平成18年6月には、プラスチック製容器包装の分別もはじめ、現在、可燃ごみ2品目、不燃ごみ4品目、資源ごみ9品目の合計15品目の分別収集を行っています。また、平成23年度には「行橋市ごみ処理基本計画」を全面改訂し、市内で発生する一般廃棄物処理に関し、将来におけるごみ処理問題に総合的・計画的に対応するための基礎資料として策定しています。

現在、可燃ごみの処理については、みやこ町と共同で組織する清掃施設組合で中間処理を行い、北九州市の焼却場で処分を行っています。また、不燃ごみについては、市内の民間処理工場で中間処理を行っています。有料指定制導入により、制度導入前の平成13年度と比して、ごみの総量ベースで平成22年度では約20%、平成27年度ベースでは約30%の減量となっています。さらなるごみの減量化を推進するためには、可燃ごみとして排出しているごみを細分化し、資源ごみとして排出するなど、市民の意識啓発を強化していくことが必要であるとともに、生ごみ処理器の購入に対する補助や資源ごみ回収強化につながる奨励金制度の継続も引き続き行う必要があります。

また、上記のようなごみの減量化に対する施策とともに、山林や河川等への不法投棄が近年では課題となっており、不法投棄多発箇所での監視カメラの設置や監視パトロールの強化等、引き続き不適正処理対策の強化を図っていく必要があります。

一方、し尿処理については、平成30年4月より隣接自治体であるみやこ町との広域処理を目指しており、これによりし尿処理施設(音無苑)のランニングコスト削減を目指します。

基本方針

ごみ処理の合理化と効率化を図るため、「行橋市ごみ処理基本計画」に基づき、ごみの減量・資源のリサイクル化に関する取組みを推進するとともに、不適正処理対策の強化に努めます。

し尿処理施設の維持管理費の削減を図るため、みやこ町との広域処理を目指します。

主要施策

(1)分別収集の徹底・ごみの減量・資源のリサイクル化

現行の15品目のさらなる細分化を検討するとともに、ごみの減量及び資源のリサイクル化に対する意識啓発を図り、分別収集の徹底を推進します。また、現在実施している古着の回収及びその資源化を今後も推進するとともに、排出されたごみの組成調査を行い、ごみの再資源化を図り、ごみの減量化対策を実施します。

(2)不適正処理対策

不法投棄防止のため、監視カメラ、警告看板の設置や監視パトロールの実施などの対策を継続していきます。

(3)し尿処理広域化

みやこ町とのし尿広域処理を行い、し尿処理施設(音無苑)の維持管理費の削減を図ります。(平成30年4月より)

基本施策2 産業活性化プロジェクト

1. 農業の振興

現況と課題

わが国の農業は、農業従事者数の減少や高齢化、それに伴う荒廃農地の増加など多くの課題を抱えています。そのため、意欲と能力のある農業者が中心的担い手となる農業構造を確立することが急務の国策となっています。

本市では、県農林事務所や普及指導センター、JA福岡京築などの関係機関で構成する京築地域農業・農村活性化協議会に積極的に参加し、人材育成を図る担い手部会や野菜・果樹産地の維持・拡大等を図る園芸・特産振興部会等で収益性の高い農業を実現するとともに、魅力ある農業づくりを進めるための協議を行っています。また、市内の農業状況について、行橋市、普及指導センター、JA福岡京築とで定期的に連絡会議を開催し、本市における農業者環境の現状や今後の課題について情報共有を行うなど、今後の施策展開に向けた協議を進めています。

いちじくや菜種の加工品開発、菜の花米のブランド化について、平成15年度から関係機関と連携して実施しており、いちじくについては、平成22年度からJA福岡京築と連携し、青果だけでなく、ジャムやワイン煮などの加工品を東京や福岡、北九州、熊本などの新規市場で販売することに取り組んでいます。また、平成27年度に、JA福岡京築が策定した地域果樹産地構造改革計画中の新品種のキウイフルーツ「甘うい」の産地化を、本市も一体となって推進し、本市が「甘うい」の大産地として成功するように努める必要があります。このような特産物の開発や高付加価値化、ブランド化については、平成27年度に策定した「行橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「行橋市地域ブランド推進計画」に基づき推進していくことが重要です。

さらに、基盤整備事業等農業振興にかかる環境づくりを推進していくとともに、新規就農者を増やす施策や生産方式を効率化する施策を国・県と連携して取り組んでいくことが必要と考えます。

様々な取組みを通じ、次代を担う農業者が展望ある農業経営を実践できる地域農業を目指し、農業が魅力ある産業として成立することができるよう努めていくことが必要です。

基本施策1 インフラ整備プロジェクト

目標指標

指標名	単位	平成27年度(実績)	平成33年度(目標)
一般廃棄物のリサイクル率	%	12.2	20.7
ごみの総排出量	t	21,872	19,958
資源ごみの回収量	t	2,666	3,807
一人1日あたりのごみ排出量	g	799	754
家庭用生ごみ処理器購入補助執行率	%	71.0	90.0

主要事業

事業名	事業概要
廃棄物不適正処理対策事業	不法投棄監視及び啓発指導の業務
容器包装リサイクル事業	プラスチック製容器包装の分別収集業務
蛍光管リサイクル事業	蛍光管をリサイクルする事業
資源回収事業	資源物の分別収集・集団回収を行う事業
ごみ減量分別啓発事業	ごみの減量・分別を市民に啓発活動を行う業務
生ごみ処理容器設置補助事業	ごみの減量化対策として生ごみ処理容器設置の補助事業
音無苑整備事業	老朽化した音無苑を整備する事業

市民参加の視点

市民	・分別収集及び資源のリサイクル化に取組み、適正なごみ処理を実践します。
行政	・ごみの分別意識向上に努めるとともにごみの不適正処理に対する対策を強化します。

基本施策2 産業活性化プロジェクト

基本方針

生産者が安定的に農業を営むことができるよう、意欲と能力のある担い手を中心とする農業構造を確立することに努めます。

主要施策

(1) 農業の担い手育成

担い手育成を目的とした各種協議会や関係機関と連携して農業後継者や担い手の育成推進に努めます。また、農業法人・農業事業体の設立支援や新規就農者の受入れ体制の充実等に努めます。

(2) 農産物の地産地消の推進

関係機関と連携して、市内外に地場産の流通経路構築や直販体制の充実に努めます。

(3) 特産物の加工品開発と販路拡大

教育機関をはじめとして、様々な関係機関と連携して、いちじく、菜種等の加工品開発、高付加価値化と販路拡大に努めるとともに、随時、必要な支援を検討します。また、キウイフルーツの産地化に向けた取組みを進めます。

(4) 農地の保全

ほ場整備未整備地区の整備推進及び耕作放棄地の解消に努めます。

目標指標

指標名	単位	平成27年度(実績)	平成33年度(目標)
新規就農者数	人	6	累計 18
経営改善に取り組んでいる農業者数 (認定農業者数)	人	47	累計 60
市奨励作物の作付面積 (いちじく、菜種等)	ha	58.4	64.7
ほ場整備面積	ha	955	992

主要事業

事業名	事業概要
農業振興事業	営農指導者連絡協議会やイベントを実施する営農組合等を支援することにより、地域農業の振興を図ります。
農業者育成支援事業	販売価格が生産費を恒常的に下回っている農作物に国が補償金を交付します。 また、新規就農者に一定期間補助金を交付し、農業者の経営安定化を図ります。
農業基盤整備事業	基盤整備を推進することで、耕作放棄地を防止するとともに、地域農業の安定化と振興を図ります。

市民参加の視点

市民	・食農に対する意識を高め、地産地消を実践します。
行政	・農業体験学習や特産物の販売、講演活動を支援します。 ・特産物や特産加工品の情報提供を積極的に行います。 ・地域農業のさらなる環境づくりを推進します。

基本施策2 産業活性化プロジェクト

2.水産業の振興

現況と課題

近年、国際化の進展・健康志向を背景に水産物の世界的需要は高まっていますが、多くの水産資源が減少傾向にあり、資源管理の重要性が高まっています。また、藻場・干潟の減少や磯焼けの進行、漂流・漂着ゴミの増加等により水産動植物の生育環境が悪化しており、漁業生産への悪影響が懸念される状況となっています。

本市においてもクルマエビ・ヨシエビの中間育成、ガザミの放流を行っていますが、平成27年度の漁獲量は272トンと平成21年度のピーク時に比べ減少傾向となっています。このため、海面・内水面を通じた生育環境の改善及び資源の管理・回復、増養殖の推進が必要です。

漁業就業者については、資源状況の悪化、魚価の低迷といった経営環境の悪化に加え、漁港施設の老朽化など、労働環境が改善されないことから、若い漁業者を中心に減少しています。また、漁船についても高船齢化が進行しており、こうした状況が続けば将来を担う就業者の確保や漁船取得が十分には望めず、近い将来において活力が急速に低下し、漁業生産の継続が困難となる事態が予測されます。

このため、漁港施設の老朽化・長寿命化対策を含めた水産物の安定供給基盤の整備及び安心して定住できる災害に強い漁村の整備を推進するとともに、新規就業・参入を促進し、継続的に漁業活動を担い得る漁業経営、人づくりを進めていく必要があります。

公設卸売市場については全国的に取扱量が減少しており、本市の魚市場についても同様に平成27年度の取扱量は1,600トンとなっています。このため、魚市場を流通拠点とし、産地の販売力強化と流通の効率化・高度化を促進するとともに水産物の高付加価値化を図る必要があります。

基本方針

水産資源の回復・管理を推進するとともに、水産物の安定供給が可能となる漁業基盤の整備を推進します。また、漁業の技術・経営管理能力の向上と漁業者の育成・確保を推進するとともに、産地の販売協力強化と流通の効率化・高度化や水産物の高付加価値化を推進します。

主要施策

(1)つくり育てる漁業の推進

中間育成・種苗放流等の資源管理型漁業及び海面養殖事業を推進し、資源の増殖を図るとともに、漁場管理と漁獲量の増大に努めます。

(2)生育環境の改善

海域環境に応じた手法により藻場・干潟の保全及び生育環境の改善に努めます。

(3)漁業基盤の整備

沿岸漁業の陸揚げ拠点となる漁港の整備を進め、漁船漁業の近代化と充実を図ります。また、漁港施設の老朽化・長寿命化対策を推進します。

(4)災害に強い漁業地域づくり

堤防等の海岸保全施設や避難路・避難地の整備を進め、防災力の強化を図ります。

(5)漁業就業者の育成

漁業就業者の減少・高齢化に対応するため、定住条件の整備を図り、意欲的な新規就業者の参入を促進するとともに、担い手たる漁業者の漁業技術及び経営管理能力の向上や後継者の育成を図ります。

(6)販売力強化と流通の効率化・高度化

魚市場を流通拠点とし、産地と消費者とをつなぐ多様な流通経路の構築により産地の販売力強化を図るとともに、情報インフラを活用した販路拡大を推進します。

(7)水産物の付加価値化

豊前海一粒かき等の水産物のブランド化や活魚の出荷体制を強化し、高付加価値化を図ります。

基本施策2 産業活性化プロジェクト

目標指標

指標名	単位	平成27年度(実績)	平成33年度(目標)
クルマエビ・ヨシエビ・ガザミの漁獲量	t	272	400
漁港・海岸施設長寿化計画の策定率	%	33	100
公設卸売市場の取扱量	t	1,600	2,600
新規就漁者数	人	0	累計 10

主要事業

事業名	事業概要
中間育成事業	クルマエビ・ガザミの種苗受入、直接放流、ヨシエビの種苗受入、中間育成、放流を行い、水産資源の増殖を図ります。
海岸保全施設整備事業 (老朽化・長寿化対策)	施設の老朽化に伴い、予防保全を踏まえた適切な維持管理を推進していくため、海岸保全施設の損傷度の調査並びに長寿命化計画の策定を行い、計画的に老朽化・長寿命化対策事業を行います。
海岸保全施設整備事業	防波堤等の海岸保全施設の整備を行い、災害に強い漁村づくりを目指します。
水産物PR事業	情報インフラを活用し、水産物の販路拡大を推進するとともに、ブランド化等の水産物の高付加価値化を目指します。
漁業者育成支援事業	担い手たる漁業者の漁業技術及び経営管理能力の向上や新規就業者の参入の促進、後継者育成を図ります。

市民参加の視点

市民 (漁業者)	<ul style="list-style-type: none"> 水産資源の有効利用に向け、種苗放流や休業・漁獲制限等による水産資源の回復・管理や藻場・干潟の維持管理等による漁場環境の改善を図ります。 市場の動向や消費者・実需者のニーズを的確に把握し、需要に応じた水産物の供給に取り組むとともに、生産コストの削減を図ります。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 地域の条件や特色に応じて、地域の重要な産業である水産業の発展や、水産業が展開される場である漁村の振興を図るとともに、消費者、漁業者、水産加工業者・水産流通業者等の地域の関係者の主体的な取組みを促すための施策を推進します。

3.商業・サービス業の振興

現況と課題

既存の商業地域における商業集積の変化、郊外における大型商業施設の進出が継続しており、商業・サービス業を営む小売業を取り巻く環境は一層厳しくなっています。

本市では、行橋駅東西に多くの商業・サービス施設が進出しており、特に駅西側には新たな商業核が形成されています。一方、駅東側には既存の商店街(会)が形成されていますが空洞化が進み、厳しい状況が続いています。これまでに、年間を通して集客力のあるイベントの実施など商店街(会)活性化に取り組んできました。また、各商店街(会)の現状報告や取組みを共有し、新たな活性化に向けて協議する「まちづくり勉強会」や、商店街(会)の枠を超えて個店同士が講師を招き現状や今後の取組みについて協議する「キラリ輝く繁盛店事業」、夏まつりと同日開催とした商店街(会)イベントにも取り組んできました。しかし、なかなか成果が見えてきません。

このため、中心市街地の空洞化に歯止めをかけ、人の往来を取り戻し、昼間人口、夜間人口(居住人口)共に高めるための牽引役となる施設としての図書館等複合施設整備事業や安全・安心な交通の確保とともに、将来に渡って持続可能な都市を目指す取組みの一つとして行橋停車場線都市計画道路事業に取り組んでおります。これらの取組みにより生まれる人の往来を受け止めるべき施策を商店街(会)及び地域住民と連携して積極的に取り組むことが必要です。また、各商店街特有の魅力づくりや、それぞれの個が持つ魅力を十二分に活かし、大型店などでは求めることの出来ない人と人とのふれあいや、消費者が必要とするモノとサービスを提供できる店づくりを推進していく必要があります。

基本方針

消費者がモノ・サービスを求めて、何度でも訪れたいくなるような魅力あるまちづくりを積極的に支援していきます。また、創業者支援、経営者の経営革新の推進に努めます。

基本施策2 産業活性化プロジェクト

主要施策

(1) まちづくり勉強会の実施と魅力ある商業地域形成の推進

商店街で勉強会を重ね、組織の連携と強化を図り、商店街が進むべき方向性を見出します。特に、行橋停車場線の拡幅や図書館等複合施設の建設を見通した魅力ある商業地形成に努めます。

(2) 魅力ある商店づくりの推進

商工会議所・中小企業診断士らと協力し、魅力ある商店づくりを推進します。

(3) 創業者支援

商工会議所相談窓口と市相談窓口の連携や創業者支援セミナー等により、創業者支援に努めます。



目標指標

指標名	単位	平成27年度(実績)	平成33年度(目標)
まちづくり勉強会の参加延べ人数	延べ人数/年	55	延べ 85
創業相談件数	件	13	累計 61
創業者支援セミナー受講者数	人	6	累計 63

主要事業

事業名	事業概要
まちづくり勉強会事業	これからの商店街づくりに対して勉強するため、専門家等と協力し「まちづくり勉強会」を実施します。
商工業対策事業	商工会議所への中小企業育成事業及び地域活性化事業の補助、商店街イベント等のソフト事業に対し支援等を行います。
創業者支援事業	商工会議所と連携した相談窓口の設置や、創業者支援セミナーの実施を行い、創業者支援を行います。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は積極的に魅力ある商店街づくり、商店づくりに取り組みます。 ・ 消費者は事業者の取組みを支援し、市内での買物や消費を増やします。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 魅力あるまちづくりに向けて、まちづくり勉強会を実施します。 ・ 創業者支援事業計画に基づき創業者支援に努めます。

基本施策2 産業活性化プロジェクト

4.工業の振興と企業誘致の推進

現況と課題

福岡県の北東部に位置する京築地域は、日産自動車九州をはじめ、トヨタ自動車九州、ダイハツ九州に加え日産車体九州の立地により、年間生産台数150万台を超える、国内有数の自動車産業拠点として発展しました。この地域における自動車の開発から生産までを一貫して担う自動車産業拠点地域として更なる発展が期待され、大手自動車産業への部品等の供給を行う二次サプライ企業等、今後、自動車関連企業の集積が一層進むものと考えられます。

これに加え、この地域は安川電機をはじめとした電気産業等の集積地でもあり、こうした地域の特性と東九州自動車道の開通により、陸・海・空全てのインフラが整備されたことによる強みを生かした企業誘致活動に取り組み、新たな工業団地の整備についても、進出企業のニーズに対応できるオーダーメイド方式による候補地の選定を行う必要があります。

また、国産初の小型旅客機MRJ生産に伴い、北九州空港周辺での航空産業進出が取り沙汰される中、こういったインフラの強み、自動車産業にかかる技術レベルの高さを積極的にアピールし、企業誘致活動を行っていく必要があります。

地元の自動車関連企業で組織する「行橋市自動車産業振興協議会」において、技術支援や経営改善、共同研究、産学官連携事業など一定の成果が上がってきており、今後も受注の拡大、新規参入を積極的に推進していく必要があります。

しかし、自動車関連企業の集積は進むものの、雇用情勢は依然厳しい状況です。本市を活性化し賑わいあるまちづくりを行うには、若者世代に定住してもらう必要があることから、企業誘致による雇用創出をはじめ、総合的な雇用機会の創出に引き続き取り組む必要があります。

基本方針

地域の特性と強みを最大限に生かした企業誘致を積極的に行うとともに、産学官の連携などによる中小企業の生産力・技術力・開発力の更なる向上のための支援体制を強化し、安定した雇用機会の創出に取り組むことで、本市の活性化を図り、賑わいのあるまちになるよう若者世代が定住する仕組みづくりを行います。

主要施策

(1)企業誘致の推進

自動車関連企業を中心に、また近い将来、北九州空港周辺地域を中心とした航空産業関連企業の誘致を推進します。併せて、新たな工業団地の候補地の選定及び整備に努め、陸・海・空のインフラ整備の強みのPRや優遇制度等の支援体制の拡充を図ります。また、製造業に限らず、企業の開発・研究部門やIT企業等の誘致活動を推進します。

(2)産学官の連携強化

「行橋市自動車産業振興協議会」を中心に、西日本工業大学や福岡県中小企業振興センターなどとの連携を図り、技術支援、経営改善、共同研究などを積極的に推進します。

(3)雇用対策の推進

企業誘致による雇用創出に努めるとともに、国や県との連携による総合的な雇用対策に取り組めます。

基本施策2 産業活性化プロジェクト

目標指標

指標名	単位	平成27年度(実績)	平成33年度(目標)
新規誘致企業数	社	1	累計3
工業団地新規造成面積	ha	0	10
稲童工業団地に勤務する従業員数	人	1,012	1,150

主要事業

事業名	事業概要
サンワークゆくはし管理事業	サンワークゆくはしの指定管理者制度の活用及び施設維持に関する業務を行います。
労働福祉・雇用推進事業	雇用労働相談の窓口業務及び関係機関等と連携した雇用労働対策業務を行います。
企業立地事業	自動車産業関連を中心として企業を誘致し、雇用の創出や自主財源の確保を図ります。
工業団地整備事業	稲童工業団地に続く新たな工業団地等について検討し、企業誘致につなげる業務を行います。
企業立地交付金交付事業	交付要件を満たした立地企業に対する交付金交付業務を行います。

市民参加の視点

市民 (事業者)	・若者サポートステーション等を活用した就職説明会へ参加します。
行政	・就職説明会などの機会の増加を図ります。



基本施策2 産業活性化プロジェクト

5.観光の振興

現況と課題

本市における観光の位置づけとしては、観光による集客を図ることで特産品・中間製造業者の所得向上による雇用の創出が人口流出の歯止めとなり、本市の地方創生に繋がるとともに、地域住民の活動を促す重要な施策の一つと捉えています。また「行橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、海岸地域などの地域資源を活かした交流拠点の形成を図ることや、情報発信に努めることが基本目標となっています。地域の魅力を再発見し、広く市内外にPRする活動を通して、行橋市の認知度の向上や、郷土愛を醸成し地域に根付いた活動の継続が積極的な定住につながる要素にもなることと考えられます。また、これからの観光は地域がプロデュースして、従来観光資源としては気付かれていなかったような地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行の形態が求められています。地域の特性を活かしやすいことから、地域活性化にもつながるものと期待されます。

本市には、今川河畔の桜、潮干狩り、海水浴場、新田原の果樹園、国指定史跡の御所ヶ谷神籠石や掩体壕など多くの観光資源があります。これまでこれらの観光資源を生かした取り組みとして、今川河畔の桜ライトアップ及び桜ウォーク、ビーチバレーやビーチサッカーなどの海水浴場でのスポーツイベントの開催などを行い、観光客を誘致してきました。

さらに、北九州空港、JR行橋駅に加え、東九州自動車道等の交通アクセスの利便性を最大限に活用することも必要となります。一方、特産品においては「行橋市地域ブランド推進計画」に基づいていちじくや桃、豊前海一粒かきなどの特産品について、生産者と協力しながら新商品の開発に取り組み、広くPRすることとしています。

また、組織強化を図る観光協会を観光事業実施の重要な核として、引き続き支援を行いながら自立した組織運営を促すことも必要です。さらなる観光資源の掘り起こしや観光案内板の整備、情報提供の充実がこれからの課題です。加えて、多様化する観光客のニーズに対応するために、さらには外国からの観光客誘致も視野に入れ、近隣自治体と連携した広域による観光開発の取り組みとネットワークづくりも必要となってきます。

基本方針

地域の自然や食、歴史などの資源を観光資源として磨き、広く効率よく情報発信することで、行橋市の知名度を高め観光客数の増加を図ります。また、観光地として必要な施設や環境の整備を推進します。

主要施策

(1)情報提供の充実

観光PRポータルサイトやSNSの利用、パンフレット配布、イベントへの参加など、様々な媒体を戦略的に活用して積極的な情報発信を図ります。また、国内外で行橋市の知名度を高めるための事業に取り組みます。

(2)観光案内板の整備

マイカーで観光地を訪れる人や外国からの観光客を目的地へ分かりやすく誘導するために、外国語併記の案内板を設置します。また、説明看板が古くなっているところは改修を行い、未整備の箇所については設置を進めます。

(3)広域観光事業の推進

近隣自治体と連携しながら、広域的な観光ネットワークに取り組み、雑誌や報道機関などの広報媒体や大手旅行代理店等を活用しながら観光客の誘致につなげます。

(4)特産品の開発

関係事業者の連携を促し、市の特色を生かした特産品開発に取り組み、その普及に努めます。

(5)スポーツイベント事業の推進

海岸地域などの観光資源を活かしたスポーツイベントを実施し、行橋市のPRを行い、観光客の誘致につなげます。

基本施策2 産業活性化プロジェクト

目標指標

指標名	単位	平成27年度(実績)	平成33年度(目標)
観光入込客数	万人	26	50
観光PRポータルサイトアクセス数	件	—	36,000
観光案内板整備(改修)数	箇所	98	累計 120
特産品開発数	種類	7	累計 13

主要事業

事業名	事業概要
観光PR事業	観光PRポータルサイトの頻繁な情報更新やサイトの見直し、観光パンフレットの作成と配布、またイベントの実施や参加等の活動を通じて、行橋市の観光情報の発信を行います。
観光地整備事業	観光地としての景観や快適さを来訪者に提供するために、草刈や伐採、看板設置、施設整備などを行います。
観光協会支援事業	観光協会の組織運営の強化と継続的な事業の実施を図るために必要な支援を行います。
海岸地域観光振興事業	海岸地域の観光資源の活用を図り、イベント開催や情報発信、観光地整備を行います。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> 来訪客に満足していただけるようにおもてなしの心で接します。 地域住民が主体的にイベントの開催や参加をします。 地域の特産品を活用した特産品開発に努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> イベント等の情報の把握と適切な支援を行います。 観光情報の積極的な収集と情報発信を行います。

基本目標 2

ひとを育むまち

基本施策3 ライフステージ支援プロジェクト

基本施策4 心とからだ育成プロジェクト

基本施策3 ライフステージ支援プロジェクト

1. 地域福祉の推進

現況と課題

近年、少子高齢化の急速な進展や核家族化など様々な理由から、家族や地域のつながりが希薄化し、隣近所の住民がお互いに助け合って暮らしてきたかつての地域社会は大きく変わってきました。それに伴い、災害時における高齢者や障がい者等への支援の問題、子どもや高齢者等への虐待問題、ひとり暮らし高齢者の孤独死など様々な社会問題が生じています。

本市では、平成21年12月に「みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり条例」を制定し、市民、事業者、市が相互に協働・連携し、一体となって支えあう地域社会を築くことを目的にそれぞれの責務や役割を定めました。さらに、この条例を具現化するため「行橋市地域福祉計画」(第1期:平成22年度～平成24年度、第2期:平成25年度～平成29年度)を策定し、地域社会を構成する人々が安心して自立した生活や社会参加ができるように地域福祉の推進に取り組んできました。

活動実績として、高齢者の交流の場である「いきいきサロン」や災害時に備えた自主防災組織が各地域で設立され、住民同士の交流やつながりが促進されるとともに、一部の地域では住民が独居老人等を訪問して安否確認をするなどの見守り活動も行われるようになってきました。また、地域住民や福祉サービスを必要とする人たちの相談機能として、市内6中学校区に「高齢者相談支援センター」が設置され、さらには、「障がい者基幹相談支援センター」や生活困窮者のための「生活相談センター」等も設置され、相談機能の充実を図っています。

しかしながら、地域で活動・交流する人たちの高齢化が進むとともに、地域の身近な相談役である民生委員やいきいきサロンのリーダー、自治会長なども高齢者が多いのが現状です。また、相談については、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者など各属性が複合的にからみあったケースや虐待問題、権利擁護など行政だけでは対応が困難なケースも増えてきています。

このため、地域における様々な世代のニーズを把握し、世代の垣根を超えた活動や交

流ができるしくみづくりを進めるとともに、地域で活動している人たちの支援、専門家を含めた関係機関同士の連携強化による相談体制の充実など、市民が安心して生活できる福祉のまちづくりを進めることが重要です。

基本方針

「行橋市地域福祉計画」に基づいて、地域住民の活動・交流の促進、地域の福祉関係者への支援、相談体制の充実・強化を図り、地域住民が支えあう福祉のまちづくりを目指します。

主要施策

(1) 地域福祉計画の推進

「第3期行橋市地域福祉計画」に基づき、人と人のつながりや交流を大切にし、地域住民が支えあい安心して生活できる福祉のまちづくりを推進します。

(2) 地域における活動・交流の促進

自治会や民生委員、老人クラブ、ボランティア等地域で活動されている関係者の連携を促進するとともに、地域ワークショップの開催等を通して、地域性や様々な世代の人たちのニーズ・課題を整理し、地域における住民主体の活動・交流の促進を図ります。また、地域や福祉の現場で活動する担い手の確保・支援に努めます。

(3) 相談体制の充実強化

高齢者相談支援センター、障がい者基幹相談支援センター、生活相談センター、子育て支援センター等の各分野の相談機関間の連携はもとより、自治会や民生委員、いきいきサロンなど地域で活動している人たちとも連携を強化し、横断的に相談・支援が行えるよう包括的な相談システムの構築を図ります。さらに、複合的な問題が絡む権利擁護にも総合的に対応できるよう、司法関係者等の専門機関や警察等の他機関とも連携を強化していきます。

基本施策3 ライフステージ支援プロジェクト

目標指標

指標名	単位	平成27年度(実績)	平成33年度(目標)
地域ワークショップの開催	校区	未実施	累計 11
包括的相談システムの構築に向けた連携会議の開催	回/年	未実施	3

主要事業

事業名	事業概要
地域福祉推進事業	地域福祉推進委員会・実務者会議を開催し、市民・事業者・有識者から意見を聞いて取組みに反映させるとともに、地域ワークショップを開催し、地域における活動・交流を促進します。
権利擁護体制の整備	司法関係者等の専門機関等と連携し、高齢者、障がい者、子どもなどの権利擁護に総合的に対応できる体制の整備に取り組みます。
総合福祉センター事業	地域福祉推進の拠点となる総合福祉センターの管理運営及び老朽化に伴う施設の適切な維持管理を行います。

市民参加の視点

市民	・自らの地域をよくしていこうという気概を持って、地域での活動に積極的に参加し、くらしやすい地域づくりに取り組んでいきます。
行政	・市民による主体的な活動を促進するための支援を行います。

2.子育て支援・児童福祉の充実

現況と課題

本市においては、平成26年度に「行橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもの最善の利益」を実現する社会を目指すことを前提に、従来の子育て支援に関する制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。今後は、子育てに対する孤立感や負担感を抱える家庭への支援をはじめ、結婚や出産・子育てしやすい環境づくりなど、子どもを生き育てることをめぐる諸課題を解決するため、子ども・子育て支援新制度に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡充及び質の改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組みを推進します。

このようなことから、喫緊の課題となっております待機児童対策として、保育施設の整備事業や、保育士の処遇改善事業等を通じて、「保育の量的拡充及び質の改善」に努める必要があります。

また、近年、保護者の育児不安、児童虐待、いじめ、不登校、発達に特別な支援を要する子どもの増加など、子ども自身や子育てをめぐる様々な課題があります。このような、子育てに関わる負担は、子育て不安や育児疲れなどの精神的、身体的負担とともに、子育て中の保護者にとって大きな課題となっています。

また、核家族化の進行や共働き家庭の増加などにより、保育サービスの利用は、増大するとともに多様化しています。このような、多様な保育ニーズに応えるために、延長保育や病児・病後児保育、一時預かりの実施や地域子育て支援拠点事業やファミリー・サポート・センター事業等の構築により、「地域の子ども・子育て支援の充実」に取り組む必要があります。

さらにまた、乳幼児全戸訪問事業や乳幼児健診、療育事業等を通じて、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」につなげていくように努めることが重要です。

基本施策3 ライフステージ支援プロジェクト

基本方針

すべての子どもの権利や個性を最大限に尊重し、子どもの幸せを第一に考えながら、子どもと子育て家庭の支援という観点から、子どもの健やかな育成に努めます。

主要施策

(1) 子ども・子育て支援事業計画の推進

安心して子どもを生み育てることができる子育て環境づくりと、子育て支援の取組みを一層充実するために、社会的支援を総合的・計画的に推進する指針として策定した「行橋市次世代育成支援行動計画(後期計画)」との連続性ならびに整合性に配慮しつつ、「すべての子どもが健やかに育つことができる環境づくり」を基本理念に掲げ、関係機関、地域、企業などと連携して順次実施します。

(2) 地域における子育て支援サービスの充実

保護者が身近な地域で気軽に情報を得たり、相談ができたりするよう、地域子育て支援センターの拡充を図ります。また、多様な保育ニーズに応えるために、各種保育事業の実施と推進に努め、地域住民と連携・協力し、ファミリー・サポート・センター事業を推進します。

(3) 情報提供と相談体制の充実

地域子育て支援センターを中心に、重層的な子育て相談ネットワークを構築し、相談支援機構の充実を図ります。また、保育所、幼稚園、小・中学校等の連携を強化し、就学前児童の相談体制の充実を図ります。

(4) 仕事と家庭の両立支援の推進

子育て世代を理解し、子育てを地域社会全体で支えていく気運を醸成するため、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の取れた働き方や職場の環境づくりに関する広報啓発に努めるとともに、病児・病後児保育事業や学童保育(児童クラブ)事業の充実をはじめとする、仕事と子育ての両立を支援するための取組みを推進します。

(5) 子どもと親の健康確保

妊娠期・出産期・新生児期及び乳幼児期を通じて発達や発育面で支援を要する子どもや保護者を早期に把握するとともに、母子の健康が確保されるよう、保健、医療、福祉及び教育の分野で連携を強化します。また、子ども医療費支給制度のさらなる拡充を検討し、母子保健施策の充実を図ります。

(6) 療育事業の充実

乳児家庭全戸訪問事業及び乳幼児健診などで気になる子どもの早期発見を行うとともに、地域の医療機関や通園機関、保育所、幼稚園、学校等との連携を強化し、子どもの成長に応じた必要な支援が切れ目なく提供できるよう、療育体制の充実と事業の推進を図ります。



基本施策3 ライフステージ支援プロジェクト

目標指標

指標名	単位	平成27年度(実績)	平成33年度(目標)
ファミリー・サポート・センター登録者数	人	未実施	200
地域子育て支援拠点事業所数	箇所	5	7
放課後児童健全育成事業(児童クラブ)	人	749	1,097
	箇所	13	16
病児・病後児保育事業	人(市内)	586	730
	人(全体)	963	1,200
乳児家庭全戸訪問事業	%	95	98

主要事業

事業名	事業概要
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい人と、援助を行いたい人が会員となって、市民の間で子育てを支えあう事業であり、先進自治体の事例等を把握・研究しながら、事業を推進します。
地域子育て支援拠点事業	育児に関する相談指導や情報提供、子育て支援サークル等の育成、支援や子育て家庭の交流及び保育所・児童クラブとの交流を行う地域子育て支援センターの機能を強化するとともに、各地域への支援拠点の設置を推進します。
病児・病後児保育事業	病気や怪我の児童を家庭で保育ができない時、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業であり、広域的な取組みとして医師会や周辺自治体と協力し、利用の促進に努めます。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等を把握し、養育支援が必要な家庭に対し、養育に関する指導・助言を行います。
療育事業	乳幼児健診で発達等に関して支援が必要と認められた児童や障がい児とその保護者に対し、言語・機能・作業訓練・療育相談等を行い、障害・福祉・教育等の関係機関との連携により、児童の発達支援と子育て支援を推進します。

市民参加の視点

市民	・家庭をはじめ、保育所・幼稚園や学校等の子どもに関わる機関や、地域、企業等が、それぞれの立場に応じて役割分担と連携を行い、社会全体で「子ども・子育て支援事業計画」を推進していきます。
行政	・「子ども・子育て支援事業計画」に関わる各種施策の実施主体として、市民のニーズを的確に把握し、計画的・総合的に事業を実施するとともに、市民や関係団体の有する意識・能力を効果的に活用できるよう連携・協働していきます。



基本施策3 ライフステージ支援プロジェクト

3. 高齢者福祉の充実

現況と課題

日本の高齢者(65歳以上)の人口は、平成27年9月現在で、約3,380万人(26.7%)を超えており、平成54年度には約3,900万人でピークを迎えることが予測されています。このような中、国においては、平成37(2025)年度を目途に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることが出来るよう、地域の中で医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。

本市では平成27年9月現在で19,834人、高齢化率は27.3%となっており、将来推計によると高齢者人口は今後も増加し続け、平成37(2025)年度には、21,750人まで増加し、特に高齢者の中でも医療や介護の必要性がより高くなる75歳以上の人12,000人を超えるものと予測されています。本市においても国の方針を踏まえ、これまでの取り組みを更に充実・強化しながら、平成37(2025)年までの中長期的な視点に立って実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。

本市では、各校区・行政区(地域)と連携し、地域を主体とした高齢者の見守り活動を促進しています。平成28年4月には仲津校区において「見守りネットワーク協議会」が発足しています。しかし、各校区・行政区において温度差があることから、それを解消するため、「生活支援コーディネーター」を配置し、地域をバックアップすることが必要です。

また、地域包括支援センターを中核機関として、医療機関、社会福祉協議会、民生児童委員等と連携し、関係団体との連携強化を行っています。平成27年度より地域ケア会議を開催して医療機関専門職種との連携を進めています。しかし、高齢者の増加に伴い、地域包括支援センターの体制強化が求められています。

また、高齢者が生きがいを持って豊かな生活を送ることが出来るよう、高齢者の知識・経験・技能などを社会に生かす場や、健康づくり、生涯学習、スポーツ関係機関・団体等と連携して、老人クラブや陶芸窯など生きがいづくりを支援しています。しかし、新

たな取り組みや支援策の創出には至っていません。

また、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、財産管理や消費者被害、虐待など高齢者の権利侵害の問題が深刻化しており、司法書士や警察等の関係機関と連携して、市及び地域包括支援センターによる対応を行っています。

しかし、問題が複雑化して対応が難しくなっていることから、それぞれの職員の知識や技能の向上、法曹関係者や警察署も加わった権利擁護体制の強化が必要であると考えます。

一方で、認知症高齢者の増加に対応するため、本市では平成25年から徘徊高齢者等SOSネットワーク事業を開始し、警察や関係機関との連携を推進しています。SOSネットワーク登録者も平成28年4月現在で130名を超えており、早期発見につながっています。

しかし、認知症高齢者の把握や認知症の方に対する市民の理解、対応がまだ進捗しておらず、加えて認知症高齢者を抱える家族に対する支援が進んでいません。また、庁内関係部署との役割分担など詳細の取り決めが必要です。

基本方針

「みんなでつくろう！いつまでも安心して暮らせるまち・ゆくはし」を基本理念とし、平成37(2025)年度までに高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることが出来るよう、地域の中で医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

基本施策3 ライフステージ支援プロジェクト

主要施策

(1) 老人保健福祉・介護保険事業計画の推進

介護サービス事業者や医療機関、民生児童委員、老人クラブなどの関係団体等との連携強化を図り、「行橋市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」を推進していきます。

(2) 生活支援の体制整備

地域の見守り・支援活動の促進、生活支援サービス及び様々な社会資源の活用や新しい総合事業など、全ての高齢者が安心して暮らせるよう支援していきます。

(3) 在宅医療・介護連携の推進

地域医療構想に伴う病院機能の見直しに対応するため、在宅での医療ケアの充実や医療・介護多職種連携及び相談機能の強化や地域ケア会議の推進を行い、退院支援や日常の療養支援、急変時の対応、看取り等に対応できるよう体制整備を図ります。

(4) 認知症施策の充実

早期発見・早期対応の推進、認知症予防・認知症ケアの充実及び認知症高齢者や家族を支えるしくみづくりを行い、認知症に対する相談・支援機能の充実を図ります。

(5) 生きがいづくりと社会参加の促進(介護予防の強化)

高齢者自身や地域での介護予防の取組みの強化、リハビリテーション関係職種の活用及び介護保険利用者の重度化予防を行い、高齢者が心身ともに健康に、かつ、充実した社会生活を送るため、生きがいづくりを支援します。

目標指標

指標名	単位	平成27年度(実績)	平成33年度(目標)
生活支援コーディネーターの配置			
①第一層 コーディネーター(市全体)	人	①0	①1
②第二層 コーディネーター(中学校区)		②0	②6
生活支援体制整備事業 協議体の設置			
①第一層 協議体(市全体)	箇所	①0	①1
②第二層 協議体(小学校区)		②0	②11
行橋京都在宅医療・介護運営協議会の設置	箇所	0	1
介護認定者数	%	16.7	18.4

主要事業

事業名	事業概要
生活支援体制整備事業	単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、自治体を中心となって、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図ります。
在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者等の連携を推進します。
認知症高齢者等見守り事業	地域における認知症高齢者等(徘徊高齢者)の見守り体制の構築、権利擁護体制を強化します。
地域介護予防活動支援事業	高齢者の情報把握のため地域のネットワークを構築し、介護予防の教室開催や研修会等を開催してボランティアの育成を図ります。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> 地域を主体とした高齢者見守り体制を構築します。 地域を主体としたいきいきサロン等介護予防の自主的な事業を実施します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーターを配置し、地域のバックアップを行います。 医療・介護多職種の連携を推進し、強化を図ります。

基本施策3 ライフステージ支援プロジェクト

4.障がい者福祉の充実

現況と課題

障がい者自身の高齢化や障がいの重度・重複化、保護者や家族の高齢化など、そのニーズも複雑・多様化しており、それぞれの実情、特性にあった障がい者支援を行うことが課題となっています。

本市の身体障害者手帳所持者は、平成28年3月末で4,201人(身体障害者手帳:3,105人、療育手帳:580人、精神障害者保健福祉手帳:516人)で、この5年間に1.3倍の増となっており、また、身体障がい者の約7割が65歳以上の高齢者となっています。平成27年度における障害福祉サービス^(※1)の利用者は823人、障害児通所支援給付^(※2)の利用者は373人で、いずれも増加傾向にあり、特に障害児通所支援給付は平成25年度と比較して約3倍となっています。

このような中、本市においては平成26年3月に「行橋市障害者福祉長期計画【第2期改訂版】」を、平成27年3月には「第4期行橋市障害福祉計画」を策定しました。これらの計画に基づき、「障がいのある人もない人も夢を持って共に暮らせるまちづくり」を基本理念に、必要なサービスが計画的に提供されるよう数値目標や見込み量を設定し、関係機関や各種団体と連携を図りながら障害福祉サービス、障害児通所支援給付、地域生活支援事業^(※3)等を実施しています。

今後ますます複雑・多様化するニーズに対応するため、国の施策の動向を見据えつつ必要なサービスの給付及びその他の支援を行うとともに、障がいの有無にかかわらず市民がお互いに尊重し安心して暮らすことができるよう障がい者に対する理解促進・啓発を行うことが重要です。

基本方針

障がいのある人もない人も互いに支えあい、障がい者が地域で自立して暮らせる環境づくりを目指し、働くことを含め、希望や目標を持って生き生きと日中活動に取り組みながら、地域社会の一員として、住み慣れた地域で自立し、安心して暮らし続けられるよう、更なる必要なサービス等の基盤整備と支援体制づくりに取り組みます。

主要施策

(1)障害福祉計画の推進

「第2期行橋市障害福祉長期計画」の基本理念を踏襲しながら、障害福祉サービス、相談・就労支援体制の充実等を図るため、「第4期行橋市障害福祉計画」に基づき、障害福祉サービスの充実に努めます。また、障がい者の地域移行を図るため相談支援給付において、地域移行支援、地域定着支援事業所の整備について、事業所への働きかけも行います。

(2)地域生活支援事業の推進

障がい者が、日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するとともに、障がい者への理解を深めるため、平成28年4月に施行された障害者差別解消法も踏まえ、研修・啓発を行います。また、障がい者が、地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や、サービスを利用する人の状況に応じて柔軟かつ効率的・効果的に地域生活支援事業を実施します。

(3)相談支援事業の充実

基幹相談支援センター、一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所の連携の下、身体・知的・精神の3障害の障がい者(児)、家族を含めて総合的に支援します。また、相談支援部会も活用し、相談支援体制の強化と充実を図ります。

(4)働く場の確保と雇用の拡大

公共職業安定所(ハローワーク)や就業・生活支援センター等の就労支援機関、特別支援学校等の教育機関、企業等との連携を強化し、雇用に関するノウハウを共有して、障がい者の働く場の確保、創出に努めます。

(5)障がい児支援体制の充実

関係各課及び教育関係機関や相談支援事業所、障害児通所支援事業所と連携を図り、障がいの発見から就学後まで一貫した支援体制に努め、相談支援体制の強化を図ります。また、障がい児の受け入れ態勢の強化を図るため、既存の児童発達支援センターの定員増加及び新規施設設置の働きかけ等の対応に努めます。

※1 障害福祉サービス・・・在宅や通所などで利用するサービス(居宅介護、ショートステイ、生活訓練、就労支援等)と、入所施設で行うサービス

※2 障害児通所支援給付・・・児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業等

※3 地域生活支援事業・・・相談支援、意思疎通支援、日常生活用具給付、日中一時支援、成年後見制度利用支援事業等

基本施策3 ライフステージ支援プロジェクト

目標指標

指標名	単位	平成27年度(実績)	平成33年度(目標)
一般就労への移行者数	人	9 (H26年度実績)	22
グループホーム利用者数	人	97	128
児童発達支援、放課後デイサービス利用者数	人	373	496

主要事業

事業名	事業概要
障害福祉サービス事業	障がい者(児)が自立した日常生活・社会生活を営む上で必要な訓練・介護を行うサービスや障害を補うための装具の支給を行います。
障害者地域生活支援事業	障がい者(児)が自立した日常生活・社会生活を営む上で地域特性や障がい者等の状況に応じたサービスの支給を行います。
障害児通所給付費事業	発達障がい児が日常生活における基本的な動作等を訓練するためのサービスの支給を行います。
障害者自立支援給付認定等事業	障害程度区分認定を行うことにより、障がい者等の状態を客観的に判定し、必要な障害福祉サービスの支給決定を行います。
重度障害者医療事業	重度の障がい者が医療を受けた場合の自己負担分を給付します。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> 病気の発症や重症化を予防し、たとえ病気や障がいを抱えたとしても、そのことを本人家族が理解し、適切な受診、各自の持ち合わせた能力を最大限に活用し、規則的な生活や日中活動、適切な生活や就労の訓練等を行うよう努力します。 障害者差別解消法を理解し、「不当な差別的取扱い」をしない、「合理的配慮」をする等、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指し努力します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者が地域で暮らしやすい環境を整えるよう、障害者福祉計画に基づいて、必要な障害福祉サービスや相談支援等を着実に実施します。 障害者差別解消法の啓発、研修を行います。

5.健康対策と医療体制の充実

現況と課題

我が国では近年、生活習慣の変化や高齢者の増加等により、がん、循環器疾患、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群が増加しており、生活習慣病を原因とする死亡は、全体の約6割にもものぼると言われています。一方、医療技術の進歩により日本人の平均寿命は世界一になるまでに延びましたが、健康寿命^(※1)は乖離しており、それに伴って医療費や介護費の増大が課題となっています。

本市では、内臓脂肪の蓄積等に着眼した生活習慣病に関する特定健診及び特定保健指導を実施し、生活習慣病の発症予防及び重症化予防に取り組んできました。また、がんの早期発見・早期治療を行うため、がん検診受診の啓発や検診回数の増加、個別検診^(※2)の導入など受診しやすい環境の整備に取り組んできました。

しかしながら、平成27年度において、特定健診受診率、特定保健指導率及びがん検診受診率は、それぞれ36.3%、40.3%、15.4%となっており、年々少しずつ上昇しているものの、まだまだ低い水準にあります。また、特定健診受診者の約3人に1人が生活習慣病にかかるリスクの高いメタボリックシンドローム^(※3)の該当者若しくはその予備群となっています。

市民の健康増進を推進するため、生活習慣病の発症・重症化を予防するとともに、社会生活を営むために必要な心身機能の維持及び向上等により健康寿命を延伸させることが重要です。そのためには、市民の健康に対する意識を向上させ食生活の改善や運動習慣の定着等を促すとともに、特定健診やがん検診の受診率及び特定保健指導率を上げ、適切な医療や生活習慣の改善に繋げる取組みが必要です。

医療体制については、医師会・医療機関との一層の連携及び休日・夜間急患センターの適切な運営等により充実を図ることが重要です。

※1 健康寿命・・・健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間
 ※2 個別検診・・・大人数で実施する「集団検診」に対して、指定された医療機関で個別に受診する検診
 ※3 メタボリックシンドローム・・・内臓脂肪に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさり、心臓病や脳卒中などの動脈硬化性疾患をまねきやすい病態のこと

基本施策3 ライフステージ支援プロジェクト

基本方針

『自分の健康は自分でつくる』という意識の高揚に努めるとともに、市民一人ひとりのライフステージに応じた保健活動を推進します。

主要施策

(1) 行橋市地域保健計画の推進

第2期行橋市地域保健計画(平成30年度～平成34年度)を策定し、市民の健康増進の総合的な推進を図ります。

(2) 特定健診・がん検診の受診率向上

特定健診未受診者に対する受診勧奨や医師会等関係機関との連携を強化し、特定健診の受診率向上に努めます。また、がん検診の啓発強化や受診しやすい環境の整備等により、がん検診の受診率向上に努めます。

(3) 生活習慣病予防・重症化予防の促進

メタボリックシンドローム該当者や予備群に対し、生活習慣病についての知識提供や運動・栄養に関する指導を行い、生活習慣病予防の促進に努めます。また、生活習慣病有病者については医療機関等と連携し、適切な受療を促し、重症化の予防を図ります。

(4) 健康意識の醸成

若年期から『自分の健康は自分でつくる』という意識を醸成させるよう努めるとともに、健康づくり組織の自主的な健康づくり活動を支援します。

(5) 医療体制の充実

適切なかかりつけ医の必要性を啓発するとともに、休日・夜間などにも安心して適切な医療が受けられるよう、医師会等関係機関と連携して休日・夜間急患センターの充実に努めます。

(6) 定期予防接種の促進

インフルエンザ、肺炎球菌の定期予防接種を促進し、疾病の重症化を防ぎます。

目標指標

指標名	単位	平成27年度(実績)	平成33年度(目標)
特定健診受診率	%	36.3	50.0
特定保健指導率	%	40.3	50.0
がん検診受診率	%	15.4	20.5
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合	%	29.0	21.8

主要事業

事業名	事業概要
行橋市地域保健計画推進	第2期行橋市地域保健計画(平成30年度～平成34年度)を策定し、市民の健康増進の総合的な推進を図ります。
特定健診事業	内臓脂肪の蓄積等に着眼した生活習慣病の予防を目的とする健診を行います。
特定保健指導事業	特定健診の結果から「情報提供」「動機付け支援」「積極的支援」に階層化し、栄養・運動などについて保健指導を行い、生活習慣の改善を図ります。
がん検診事業	がんの早期発見を目的に、胃・大腸・肺・子宮・乳がんの検診を行います。
健康教育事業	学校や地域のいきいきサロンなどで生活習慣改善のポイントなどを伝え、市民の健康意識の醸成・向上を図ります。

基本施策3 ライフステージ支援プロジェクト

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> 『自分の健康は自分でつくる』という意識を持ち、生活習慣を見直し、健康管理に努めます。 特定健診やがん検診を受診します。 医療費の抑制に対する意識を持ちます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 特定健診・がん検診を受診することの必要性や意義の啓発を行います。 健康教育等を通じ規則正しい食事の実践や運動習慣の重要性の啓発を行います。



6. 保険・年金の安定

現況と課題

国民健康保険制度は、これまで医療保険制度における国民皆保険の基礎となるものとして市町村単位で運営され、地域住民の医療の確保や健康の保持増進に重要な役割を果たしてきました。しかしながら、高齢化社会の進展や医療水準の高度化に伴って一人当たり医療費の増加傾向が続いており、これらの給付を支える国民健康保険税の収入も、かつてのように自営業者・農林漁業従事者が中心となって支える構造から、企業退職者を含む無職の被保険者が中心になっており、現状において厳しい財政運営を余儀なくされてきております。

このため、平成30年度からは国民健康保険の財政運営は都道府県単位の広域化で行なわれる制度改正が行なわれ、本市もこれに対応すると共に、これまでの国民健康保険特別会計における累積赤字解消も急務とされております。

本市としては、今後も関係所管課との連携をさらに進めて、医療の給付における適正化対策の強化や国民健康保険税収及び国等の交付金の財源の確保を図り、健全な財政運営を目指すことで、市民が安心して医療の給付を受けられるように努めていく必要があります。

国民年金制度については、老後や、生活の安定を損なうような不測の事態に備え、お互いを支えあう制度ですが、頻繁に法律改正がなされており、市民にとって非常に分かりにくい制度となっています。主要な社会保障制度のひとつとして維持していくためにも、制度に対する理解向上のため啓発活動を推進していく必要があります。

基本方針

市民が安心して健康な生活を送ることができるよう、国民健康保険制度の広域化事業に対応しながら国民健康保険特別会計の健全運営に努めるとともに、国民年金制度の周知徹底を図ります。

基本施策3 ライフステージ支援プロジェクト

主要施策

(1) 医療費適正化対策の強化

年々増加する医療費の抑制を行うためには、住民自らの健康を守り、医療費のかからないまちづくりを進める事が重要です。このため、かかりつけ医の推進や適正受診に関する啓発をはじめとして、後発医薬品(ジェネリック医薬品)使用促進や、診療報酬明細書・柔道整復施術療養費申請書等のレセプト(診療報酬明細書)点検事業の強化、重複受診に対する訪問指導などを行うことにより医療費の適正化に努めます。また、健康づくり担当課と連携強化を図り、データヘルス計画を活用した糖尿病等の重症化予防の取組みに努めます。

(2) 国民健康保険財政の健全化

平成30年度の国民健康保険財政運営の広域化に向けて、更なる国民健康保険税収の確保を図るとともに、健康づくり担当課との連携を深め、被保険者の健康増進、医療費水準の適正化へと導く取組みを一層進めていきます。保険者努力支援制度交付金等に対応するため、総合窓口・税務・収納・地域福祉課と一層の連携強化を図り、国民健康保険財政の健全化、累積赤字の解消を目指します。

(3) 国民年金制度等に関する周知の推進

日本年金機構と連携をとりながら、市民にとって国民年金制度がより身近なものとなるよう分かり易い制度周知に努めます。

目標指標

指標名	単位	平成27年度(実績)	平成33年度(目標)
国民健康保険税徴収率(現年分)	%	94.9	94.9
国民健康保険被保険者の一人当たり年間医療費における本市と福岡県平均額の比率	%	112.3	110.0

主要事業

事業名	事業概要
医療費適正化事業	後発医薬品(ジェネリック医薬品)希望カードの普及、後発医薬品差額通知の送付、レセプト点検業務の充実、特定健診の受診勧奨を行い、医療費の抑制に努めます。
適正受診啓発事業	かかりつけ医の利用や重複受診者への訪問指導、診療時間内受診などの啓発、柔道整復施術療養費の適正化(受診者アンケート等啓発)などにより、市民の適正受診に関する意識の高揚を図ります。また、被保険者へ適正受診の必要性について、医療費に係る現状についての広報を市報やホームページ等で行い周知に努めます。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医を持つことなどにより、適切な受診を心がけます。 ・健診の受診、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用などを心がけます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費適正化のため、かかりつけ医の推進、健康診断の受診、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用などに関する啓発を実施します。

基本施策3 ライフステージ支援プロジェクト

7.低所得者の自立支援

現況と課題

全国的にはこれまでの景気の低迷、非正規職員の増加、高齢化社会の進行、核家族化による扶養義務意識の希薄等により生活保護世帯は、過去最高の水準を更新しています。また、統計上は正確に把握できていない生活困窮世帯も増加していると考えられます。さらに悪質な不正受給や向精神薬等の転売など、犯罪行為とも言える事案がおきており、他法他施策の活用を含む適正保護の必要性が問われています。

本市では平成20年代、全国と同様に生活保護世帯は増加していましたが、平成25年度より今日まで若干の減少傾向にあります。理由としては、地場に自動車産業の基点となる工場やその関連企業が多数あり、景気動向の好転による失業者の減少等が考えられます。また、これまで行ってきた就労支援など生活保護世帯の自立に向けた取組みの成果ともいえます。

しかし、単身高齢者や精神、身体疾患等、生活弱者の生活保護受給割合が増加するとともに、生活保護世帯や低所得世帯等で見受けられる「親の貧困が子の貧困へ繋がる」といわれる、負のスパイラル化が問題となっています。

また、生活保護に至らないまでも生活の困窮を訴えている世帯は増加しています。そのため本市では、平成27年度より「ゆくはし生活相談センター」(行橋市生活困窮者自立相談支援事業所)を開設し、生活困窮を訴える市民への各種相談に対応しています。今後は、生活保護を求める相談のみならず、困窮に陥った原因とその解決策を、関係機関や関係部署と連携を密に対応していきます。また負のスパイラルを断ち切るため、子どもの貧困対策への施策を、教育委員会等関係課と連携しながら十分に検討し、推進していく必要があります。

生活保護の適正実施には、各保護世帯毎の問題点把握や不正受給の未然防止、早期発見等のケースワーク業務の充実を図ることが必要です。そのためにはケースワーカー数を適正に配置するとともに、ケースワーカーの知識習得やスキルアップを図っていきます。また、他法他施策の活用を適切に行い、重複受診や頻回受診、重複調剤等の防止やジェネリック医薬品の使用推進などの指導を行い、扶助費の適正支出を行うことが重要です。

基本方針

生活が困窮している世帯の状況に応じた対応を、関係機関や関係部署と連携を行いながら、生活保護制度や関係制度を活用し、低所得世帯の生活向上、生活保護世帯の自立に向けた取組みを推進します。

主要施策

(1)適正な生活保護業務の実施

適正な扶助費の支給が行われるように、適正なケースワーカーの人員を配置し、ケースワーク業務の充実のための研修等に参加することで、ケースワーカーのスキルアップを図ります。他法他施策活用の点検、診療報酬明細書(レセプト)点検、頻回・重複受診、重複処方等を点検し、適切な指導を行います。

(2)生活保護への相談業務

面接相談員を配置し、生活保護相談者に対して生活保護制度の説明及び適切な助言を行っていき、必要に応じて生活相談センター等関係機関に引継等を行います。

(3)生活保護世帯の自立に向けた取組み

ケースワーカーが就労支援員や就労意欲喚起事業受託業者とともに、ハローワーク等関係機関と連携し、就労支援や就労準備支援を行います。

(4)生活困窮者への相談業務

ゆくはし生活相談センターで生活困窮者からの相談を受け、適切なプランを作成します。

(5)生活困窮者の自立に向けた取組み

ゆくはし生活相談センターで策定されたプランで就労意欲の喚起または就労準備が必要な相談者に対し、適切な助言・指導を行います。

(6)子どもの貧困対策

子ども(就学前児童～18歳未満)の家庭環境、生活・学習環境等の実態をまず把握し、学習支援や就労・進学支援を行うために、教育委員会及び子ども支援課等関係機関と連携しながら、具体的な施策を立案・実施していきます。

基本施策4 心とからだ育成プロジェクト

1. 保・幼・小・中の連携した教育の推進

現況と課題

小学校1年生が小学校生活にうまく適応できない(できにくい)、いわゆる「小1プロブレム」や、中学校入学直後に、複数の小学校から入学した生徒の中で人間関係をうまく作れなかったり、学習の内容やスピードについていけなかったりした結果、学力低下やいじめ、不登校といった問題として表れる、いわゆる「中1ギャップ」について、様々な取り組みにより、改善は見られるものの、円滑な接続の面で課題が残っています。

本市では、就学予定者(希望者)を対象とした「就学相談会」、この対象者に加え、就学先の変更を考えている児童生徒を対象とした「教育支援委員会(旧就学指導委員会)」を定期的に開催するとともに、校長会・幼稚園長会・施設長会等の中で、保・幼・小の連携について、理解を深めています。

平成22年度より、個の教育的ニーズに応じた指導・支援の観点から、関係機関とチームを組んで、保育園・幼稚園を訪問し、特別な支援を要すると思われる子どもの状況を把握し、早期支援につなげる「巡回相談」、平成25年度からは、特別支援教育相談室「すくすく相談室」を設置し、子どもの成長・発達についての相談体制の充実を図っています。一方、各中学校区では、児童生徒や教員の相互交流、出前授業等、小中9年間を見通して、小中一貫した教育活動を推進しており、平成25年度からは、全学校で、総合・横断的プログラム「郷土科」「コミュニケーション科」を実施しています。

今後は、小中一貫した教育の充実を図るとともに、就学前教育と小学校教育の円滑な接続を推進していくために、教員等の相互交流や連携を強化するとともに、保育士体験等、子ども相互の交流を進めていくことが必要です。また、就学前教育の充実に向けて、子どもたちの連続的な発達等を考慮しながら、保健師等と連携し、就学前の子どもの発育・発達の中で、保護者が抱えている不安の軽減や解消に努めるとともに、よりよい学習環境づくりのための情報提供や支援を行う必要があります。さらに、地域の子どもの地域で育てていくために、保護者・地域の方にも子どもたちの健全育成に関わっていただくことにより、地域ぐるみの子育ての輪を広げ、子どもたちに地域を愛し、地域のために活動しようとする心情や態度を育成する必要があります。

基本施策3 ライフステージ支援プロジェクト

目標指標

指標名	単位	平成27年度(実績)	平成33年度(目標)
就労支援達成率	%	54	60
ジェネリック医薬品使用率	%	62	75

主要事業

事業名	事業概要
生活保護適正化事業	適正な生活保護業務を行うため、面接相談員の配置や診療報酬明細書(レセプト)の点検業務(委託)、ケースワーカー・指導員の研修、警察との連携強化等を行います。
生活保護者就労支援事業	就労支援員(嘱託)、就労意欲喚起事業受託業者及びケースワーカーが連携し、生活保護世帯の自立に向けた就労指導等を実施します。
生活困窮者自立相談支援事業	生活保護に至る前の生活困窮者の相談を受け、世帯に応じた支援プランを作成します。
生活困窮者就労準備支援事業	生活困窮者の就労意欲喚起や就労するための準備にかかる指導を行います。
住宅確保給付金	離職等により住宅を失うまたは失う可能性のある生活困窮者世帯に、住宅を確保するための給付金を支給します。
生活困窮者子どもの学習支援事業	生活困窮者自立支援法に基づく、子どもに対して学習の援助を行う事業を展開し、基礎学力の向上や生きる力、向上心を養い、自立した大人に成長する支援を行います。

市民参加の視点

市民	・孤立する生活困窮者に対しての声かけや助力、行政や相談センターへの通報等を行います。
行政	・生活困窮者に対し、早期に対応するため、関係機関、関係部署と連携を行うとともに、近隣住民に対し情報提供を求めます。

基本施策4 心とからだ育成プロジェクト

基本方針

子どもの育ちと学びをつなぐ、保・幼・小・中間の「段差」の解消に取り組み、様々な面から、就学前教育の推進、就学前教育と小学校教育の円滑な接続、小・中一貫した教育の推進を図ります。

主要施策

(1) 就学相談・教育支援の充実

児童生徒の実態、保護者の思いを踏まえ、関係機関との連携を密にしながら、個の教育的ニーズに応じた相談・教育支援を推進します。

(2) 個別の指導計画・支援計画による個に応じた指導の充実

特別な支援を必要とする児童生徒については、個別の指導計画・支援計画や就学サポートノート等を活用し、一貫した系統性のある、個に応じた指導・支援の充実を図ります。

(3) 子どもの交流活動の推進

小学生の保育士体験、体験入学時の園児のお世話活動等、保幼小間の子どもの交流活動を促進し、幼児の小学生への親近感や小学校への期待感を育みます。また、児童にとっても、異年齢との交流を通して、自己存在感や自己有用感を実感させます。

(4) 保・幼・小・中の連携強化

保・幼・小・中間の「円滑な接続」をキーワードに、「保・幼・小・中連携研修会」を計画的に実施し、教員相互の交流や関係機関との連携強化を図り、問題を抱えている子どもの情報共有・早期対応を進めます。

目標指標

指標名	単位	平成27年度(実績)	平成33年度(目標)
保・幼・小・中連携研修会開催回数	回	1	2
巡回訪問回数	回	42	42

主要事業

事業名	事業概要
保・幼・小・中連携推進事業	保・幼・小・中間の円滑な接続のために、様々な分野で連携のための取組みを行います。
巡回訪問事業	保育園・認定こども園・幼稚園 21 園を年 2 回訪問し、早期支援を行うとともに、園児の発達に応じた継続的な支援体制を構築します。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児期からの、子どもの学びや遊び、活動の継続性、系統性について理解を深め、子どもの発達段階に応じて、各施設間の連携が円滑に行われ、地域の中の子どもとして成長できるよう、ボランティアを含め、積極的な参画に努めます。 ・平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行を受け、特別支援教育への更なる理解を進めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育に関する研修会を計画します。 ・巡回訪問や就学相談を充実させるとともに、関係機関や地域の関係団体等との行動連携を積極的に推進します。

基本施策4 心とからだ育成プロジェクト

2. 学校教育の充実

現況と課題

少子高齢化、情報化、グローバル化が一段と進展する、変化の激しい社会の中で、子どもたちは逞しく生きていく力を身につけていかなければなりません。そのために、小・中学校では、子どもの「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成し、その力が日常生活の中で生かされるよう、発達段階に応じた、様々な体験を積み重ね、自ら学び、考え、行動できるような「生きる力」をもった子どもの育成が喫緊の課題となってきました。学校の教育活動全体を通して、子どもたちのコミュニケーション能力、思考力・判断力・表現力の育成を図るために、小中一貫した教育を重点に、小学校段階から、将来を見据えた「キャリア教育」を推進していかなければなりません。併せて、体験活動と関連づけ、道徳教育、心の教育を充実していくことも不可欠です。

これまで、特別支援教育の推進については、平成25年度に特別支援教育相談室を設置し、アシスタントティーチャー^(※1)も年々増員し、平成27年度には22名を配置しました。英語教育については、年々、外国語指導員を増員(平成27年度7名)し、英語科への移行を踏まえ、小学校中学年からの英語教育を行っています。今後は、ICT教育(情報モラル教育)や防災教育等、今日的課題に応じた教育も推進し、これからの未来を逞しく生きていく子どもたちを育てていくことも重要です。

一方、これからの、学校・家庭・地域社会は、それぞれの役割と責任を持って、様々な課題に取り組むことが求められています。中でも、学校は、保護者の願いを受け止め、地域と連携しながら、「子どもにとって楽しい学校」「保護者にとって、子どもが安心して学べる学校」を目標に、特色ある教育活動を行っていく必要があります。そのため、学校評価・学校関係者評価を充実させ、結果の公表と併せ、信頼される学校づくりを推進していかなければなりません。

一方、児童生徒の学習、生活の場である学校施設については、老朽化が進行し、維持管理上の懸案事項も多く抱えているのが実情です。また、時代の変化に伴う課題として、トイレ便器の洋式化(平成27年度 10/17校改修済)、温暖化現象による平均気温の上昇

に伴う教室環境の改善(平成27年度 7/17校整備済)などが挙げられます。これらのことから、老朽化への対応として、計画的に施設整備を進めていくことが必要となります。

平成26年4月に供用開始した「防災食育センター」において、安心・安全でおいしい学校給食を安定的に提供するとともに、栄養教諭と連携した食育を充実させることが必要です。

基本方針

子どもたちの「生きる力」を育むため、学校教育を中心に、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成を図るとともに、一人一人の個を伸ばす教育、心の教育の充実を進めます。また、小中一貫した教育、キャリア教育、英語教育、ICT教育等を積極的に推進し、子どもたちのコミュニケーション能力を高めるとともに、子どもたちが地域を愛し、地域のよさを世界に発信できるようにします。並行して、家庭・地域との連携を深めながら、地域に信頼される、特色ある学校づくりを推進します。

そして、安全で快適な教育環境を確保するため、「行橋市公立学校施設整備総合計画」に基づき、計画的な整備を進めます。

基本施策4 心とからだ育成プロジェクト

主要施策

(1) 時代に即応した教育活動の推進及び教育ICT環境の整備

児童生徒の実態を踏まえ、指導内容・方法の工夫改善を図るとともに、アクティブ・ラーニングやICT機器を活用した授業づくりを進めるとともに、子どもと向き合う時間を確保するために、校務支援システムの導入を計画的に進めます。

(2) グローバル社会や情報社会、今日的課題に対応できる資質や能力の育成

英語教育、ICT教育の充実を図るとともに、今日的課題である防災教育、情報モラル教育、安全教育等を一層推進します。

(3) いじめ・不登校問題等への対応

未然防止の取組みを徹底するとともに、早期発見・早期対応の更なる推進を図ります。また、心の専門家の活用、児童生徒相談センターや適応指導教室の充実を進め、体系的な支援体制の構築及び関係機関との連携強化を進めます。

(4) 教職員研修の充実

経験年数や職能に応じた研修会の内容を充実させるとともに、若年教員を対象とした研修会や今日的課題に対応した研修会を計画的に実施します。また、市独自の研究指定委嘱や教育研究所等の教育研究を通して、指導力向上に努めます。

(5) 個別の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

インクルーシブ教育^(※2)の構築に向け、一貫した系統性のある教育支援体制づくりを進めます。また、特別支援教育アドバイザー^(※3)やアシスタントティーチャー等の活用により、個に応じた指導・支援の充実に努めます。

(6) 信頼される学校づくり(コミュニティスクール)の推進

学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を明確にするるとともに、三者が連携した教育活動を展開し、「子どもにとって楽しい学校」「保護者にとって、子どもが安心して学べる学校」を目標に、特色ある、地域に信頼される学校づくりを進めます。また、学校は、説明責任と結果の公表を行います。

(7) 小中一貫した教育の推進

「郷土科」「コミュニケーション科」を中心に、小中9年間を見通した教育活動を推進します。また、中学校区ごとに、教師間交流や児童生徒間交流、そして小中交流を積極的に進めます。

(8) キャリア教育の推進

社会的・職業的自立に向け、小学校段階から、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」を育成します。また、中学校での職場体験等の活動を通して、望ましい勤労観・職業観を身につけさせます。

(9) 快適な教育環境をめざす教育施設の整備・充実

安全で快適な教育環境を確保するため、「行橋市公立学校施設整備総合計画」に基づき、空調整備、屋上防水改修、仲津中学校整備等を計画的に進めます。

(10) 安全・安心な学校給食の提供と食育の推進

安全・安心な学校給食を提供しながら、市内小中学校と連携し、生徒児童に正しい食育を推進するよう努めます。また、給食料理教室等を開催し、保護者等に対しても学校給食ならびに正しい食育に対する理解を深めるよう努めます。

目標指標

指標名	単位	平成27年度(実績)	平成33年度(目標)
校務支援システムの導入校数	校	1	17
ICT教育環境の整備校数	校	2	17
「中学生英語宿泊体験」参加生徒数	人	46	60
スクール・ソーシャル・ワーカー ^(※4) の配置人数	人	1	3
アシスタントティーチャー配置人数	人	22	30
コミュニティスクール設置校数	校	0	5
中学校職場体験の新規職種数	数	0	累計 10
空調設備設置学校数	校	7	17
屋上防水改修事業の進捗率	%	13	100

- ※1 アシスタントティーチャー・・・小中学校で、特別な支援を必要とする児童生徒に対し、個の教育的ニーズに応じた学習面・生活面の支援を行う補助者
- ※2 インクルーシブ教育・・・同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組み
- ※3 特別支援教育アドバイザー・・・発達障害を含む障害のある幼児、児童及び生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の在り方等について、教員や保護者に助言・援助を行う専門家
- ※4 スクール・ソーシャル・ワーカー・・・子どもに影響を及ぼしている家庭・学校・地域環境の改善に向けて、学校・家庭・地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家

基本施策4 心とからだ育成プロジェクト

主要事業

事業名	事業概要
ICT教育環境整備事業	小中学校にタブレット端末や電子黒板等を整備することで、教員が授業技術にICTを効果的に組み込み、教員の資質向上と児童生徒の学力向上を図ります。また、校務支援システムを導入することで、業務の軽減や効率化、教育活動の質の改善を図ります。
行橋市学力実態調査事業	小学校4年生及び中学校1年生を対象に、国語・算数(数学)等の学力実態調査を実施し、その結果を授業改善に生かし、学力向上を図ります。
教職員研修事業	教職員の指導力を高めるための研修内容の充実を図ります。
中学生海外体験交流事業	姉妹校のニューヨーク市のグレース・チャーチ・スクールとの相互交流により、グローバル化に対応できる生徒の育成を図ります。
スクールアドバイザー事業	特別支援教育アドバイザー及びスクール・ソーシャル・ワーカーの配置により、相談体制・教育支援体制の充実を図ります。
アシスタントティーチャー配置事業	特別な支援を必要とする児童生徒に対して、学習面や生活面での支援を行い、個に応じた指導・支援の充実を図ります。
小中学校空調整備事業	空調設備を整備していない小中学校について計画的に設置し、快適な教育環境を推進します。
小中学校屋上防水改修事業	老朽化した小中学校施設の屋上について計画的に防水改修し、快適で衛生的な教育環境を推進します。
仲津中学校整備事業	構造的な老朽具合を調査する「耐力度調査」の結果に基づき、本館棟の建替及び特別教室棟の大規模改修を行います。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> 各種事業や講演会、研修会等に参加し、特別支援教育や今日的課題に対する意識を高めます。 学校施設整備に関することについて、行政からの情報提供の確認を行います。 地域と一体となって子どもたちを育む「コミュニティ・スクール(地域とともにある学校)」へと転換していくことを目指します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 相談体制、教育支援体制の整備のため、専門相談員等の充実を図ります。 英語教育、ICT教育、特別支援教育等に対する情報提供を行います。 各事業の実施にあたり、インターネット等も活用し、市民への情報提供の充実に努めます。 「コミュニティ・スクール(地域とともにある学校)」を目指すべく、市民への啓発活動を行います。



基本施策4 心とからだ育成プロジェクト

3. 青少年の育成

現況と課題

現在の社会は、少子高齢化・高度情報化・国際化・社会の階層化が進行しており、青少年を取り巻く家庭・学校・地域などの環境が大きく変化しています。核家族化の進行やひとり親家庭の増加、未婚や晩婚化など、家族は小規模・不安定化しており、労働面においても、フリーターの増加など就労形態が多様化し、青少年の就労が不安定な状態となっています。

また、深夜営業店の増加やインターネットの普及など情報化の進展に伴う活動の24時間化は、コミュニケーション手段を変化させ、人間関係を希薄化させています。このように社会状況が変化する中、ボランティアなどの社会貢献に興味をもち、積極的に活動する青少年が増加する一方、犯罪の低年齢化・非行・不登校・ひきこもり・ニートなどさまざまな問題が深刻化しており、さらには社会的自立の遅れなどが懸念され、人間力を高めることが求められています。現在、本市では地域、学校、警察で構成する「行橋市青少年育成市民会議」を中心に、年間を通じて行橋駅周辺での声かけ活動や夜間パトロール等を行っています。また、学校外活動の推進として校区公民館での子ども講座や地域アンビシャス広場を開催しています。今後の取組みとして、青少年が自ら進んで参加し、充実感や達成感を味わえるような自然体験、ボランティア活動などを推進し、社会との関わりから自己の確立が図れるよう、地域社会との交流の場の提供を図る必要があります。

基本方針

青少年の健全な育成に向けて、関係団体との連携を深めるとともに、地域全体での非行防止や安全確保に努めます。青少年が社会で生きる力と創造力を身につけながら健やかに成長し、地域と共生しながら自己の確立が図れる環境づくりを推進します。

主要施策

(1) 健全育成活動の推進

青少年の非行や問題行動を未然に防ぐため、家庭・学校・地域・関係機関などと連携した有害環境の浄化活動や街頭補導、立ち直り支援活動を強化するとともに、いじめや不登校など、様々な不安や悩みに適切に対処した相談体制の充実に努めます。また、地域での青少年育成機能の強化のため、行橋市青少年育成市民会議や行橋市子ども会育成連合会等の各種団体を支援し、次代を担うリーダーの育成を図ります。

(2) 健全育成のための環境づくり

校区公民館において様々なテーマを掲げた子ども講座等を開催し、地域人材を活用した放課後及び休日における児童の安全な交流活動の場の提供と支援を図ります。地域におけるボランティア活動、世代間交流、社会体験など、青少年が主体的に携わることができる活動への参加を推進します。

また、地域への周知や、様々な地域人材を活かした研修など、世代間交流等を行いながら事業を展開していきます。

目標指標

指標名	単位	平成27年度(実績)	平成33年度(目標)
「青少年の非行・被害防止 全国強調月間推進大会」参加人数	人	385	430
行橋市インリーダー研修 参加者数	人	38	40
校区公民館子ども講座 参加延人数	人	2,850	3,100

基本施策4 心とからだ育成プロジェクト

主要事業

事業名	事業概要
行橋市青少年育成市民会議活動	行政・地域・学校・警察などで連携し、青少年の健全な育成及び非行防止を図ることを目的とし、啓発活動、夜間補導及び声かけ等を実施します。
行橋市インリーダー研修 (行橋市子ども会育成連合会)	子ども達が自主的に活動できるように、子ども会の中のリーダーを養成します。
校区公民館子ども講座	学校外活動。地域教育力の活性化を図るため、学び、遊びの体験学習を通じて、子ども達と地域とのふれあいを図ります。また、公民館等を活用して、当該校区内の小・中学生を対象に、スポーツや文化活動などの様々な体験活動を実施します。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> 大人が規範意識やモラルを持ち、子どもの見本となるよう心がけます。 地域全体で青少年の健全育成のための環境づくりを進めます。 青少年が基本的な生活習慣や社会のルール、マナーを身につけることができる家庭教育の推進に努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 学校、家庭、地域などと連携して青少年の自立支援を行います。 青少年の健全育成や有害な環境の浄化のため、「行橋市青少年育成市民会議」等を支援します。 学校外活動が充実するように魅力ある子ども講座の開催や体験学習等を推進します。

4.生涯学習・生涯スポーツの推進

現況と課題

本市の生涯学習については、個人やグループによる学習活動・市民活動が盛んに行われており、また、行政だけでなく、西日本工業大学などの高等教育機関と連携した学習内容の充実を図り、地域におけるボランティア等、多様な学習機会を市民に対して提供しています。特に、読書活動の推進には、意欲的に取り組んでいます。しかし、地域の教育的機能の変化や、青少年の生き方・勤労観の変化等、生涯学習に関わる社会的状況が変わりつつある中で、特に子育て世代における生涯学習の提供や、子ども会加入者の減少等、多くの課題が新たに生まれてきています。また、生涯スポーツについては、競技としてだけでなく、市民の健康づくりや生きがい創出の観点から、スポーツ交流の推進や競技力の向上などを図り、市民のだれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、気軽にスポーツを楽しめる生涯スポーツ社会の実現に向けての取組みが求められています。これらの課題を踏まえて、将来にわたる生涯学習施策を具体化し、かつ推進していくことが必要となっており、平成24年度に「行橋市生涯学習推進計画」を策定しました。この計画の推進を通して、市民の皆様が幼児期、青少年期、成人期、高齢期のライフステージに応じ、豊かな学びや体験を通して心豊かで生きがいのある人生を送ることができるように努め、スポーツ指導者、ボランティアの育成にも努めていく必要があります。

基本方針

心の豊かさの追求、価値観の多様化などを背景とした市民の多様な学習ニーズに対応するため、生涯学習内容の拡充に努めるとともに、様々な学習機会や生涯学習に関する情報提供の充実を図ります。スポーツ施設や組織などの活動基盤の強化に努めるとともに市民スポーツ活動や健康づくり及び市民相互の親睦や交流のための地域に根ざした生涯にわたるスポーツ、レクリエーション活動の振興を図ります。

基本施策4 心とからだ育成プロジェクト

主要施策

(1)生涯学習推進体制の充実

「行橋市生涯学習推進計画」に基づき、関係機関、団体等と連携して多様な学習に応えられる生涯学習推進体制の整備を図ります。

(2)生涯学習活動の推進

生涯にわたって学習できるよう西日本工業大学などと連携を図り、専門性を生かし、また市民ニーズに応じた講座や教室などの学習機会を提供します。

「行橋市子ども読書活動推進計画」に基づいた、ブックスタート事業や小学生読書リーダー養成講座等、幼児期からの読書活動を推進するとともに、市民の知的文化活動の充実のため、図書館を核とした読書活動を推進します。

(3)スポーツ活動の推進

市民ニーズに応じた多様なスポーツ教室やスポーツフェスタなどの生涯にわたり行える事業を企画し、効果的な情報提供等から市民がスポーツにふれる機会を提供します。また、スポーツ指導者、ボランティアの育成支援を行い、関係団体との連携を図ります。さらにニュースポーツなどの軽スポーツの普及に努め、年齢、体力、性別を問わず気軽に楽しめる環境づくりに努めます。

(4)生涯学習・スポーツ施設の充実

地域の交流拠点、情報発信基地としての公民館を計画的に整備し、安全で快適な学習環境の提供に努めるとともに、平成31年供用開始予定である行橋市図書館等複合施設の管理運営を行う中で、あらゆる年齢層の集客とまちなかへの回遊性の向上を目指します。また市民が身近で気軽にスポーツレクリエーション活動を行うことができるよう、施設機能の充実に努めます。

目標指標

指標名	単位	平成27年度(実績)	平成33年度(目標)
公民館利用者人数	人	180,369	200,000
公民館講座参加人数	人	5,181	8,000
スポーツフェスタINゆくはし参加人数	人	700	750
体育施設利用人数	人	113,500	150,000
行橋市図書館等複合施設利用者人数	冊・人	97,841 (貸出者数)	150,000 (入館者数)

主要事業

事業名	事業概要
公民館事業	地域住民の学習ニーズに対応した学習活動を行うため、各種学級や講座等の事業を実施します。
公民館施設の計画的改修事業	利用者の利便性を向上するため、計画的な改修を行います。
スポーツフェスタ IN ゆくはしの開催	市民対象の「スポーツフェスタ IN ゆくはし」を開催し、その充実に努めます。
体育施設の整備事業	利用者の安全性・利便性を向上するため、計画的な整備を行います。
行橋市図書館等複合施設事業	子どもから大人・高齢者が集い、学び憩える交流空間づくり、地域活性化のための人の交流・往来を盛んにする施設運営に努めます。

基本施策4 心とからだ育成プロジェクト

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的に学習活動や社会活動に参加します。 ・個人の学習成果をまちづくりに生かします。 ・ライフステージに応じてスポーツ活動に参加します。また、スポーツを通じた仲間づくりに努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・学習情報の提供とともに、講座や教室などの学習機会の提供を通して、学習のきっかけづくりに努めます。 ・気軽にスポーツができる施設整備に努めるとともに、スポーツ教室などを開催し、スポーツに親しむきっかけづくりを推進します。



5.地域文化の振興と文化財の保護・継承

現況と課題

価値観やライフスタイルの多様化した今日、一人ひとりが生き方を大切にし、心のゆとりや生きる喜びなど、精神的な豊かさを実感できる社会を創っていくことが重要となっています。また、市民が主体的に地域の歴史や文化を学ぶことや、伝統文化を継承していくことで、地域に誇りと愛着を感じることができるような環境づくりが大切になっています。

文化芸術の面では、市民文化祭や市美術展の開催により市民の文化活動を支援するとともに、ゆくはしビエンナーレを開催し、質の高い彫刻作品を国際的に公募しています。今後はゆくはしビエンナーレを核としたアートを活用したまちづくりを進めていきます。また、市内に数多くある史跡や文化財の保存、整備にも取り組んでおり、現在、御所ヶ谷神籠石や福原長者原遺跡の整備を進めています。平成27年度に国の重要文化財に指定された稲童古墳群出土品も含め、今後も本市の大きな魅力である豊富な文化遺産を学習や観光資源として積極的に活用していく必要があります。

文化行政の課題としては、文化団体の指導者の高齢化にともなう次世代のリーダーの育成や、活動の拠点となる文化施設の整備があります。一方、近年著しく増加した歴史資料を適切に保管し、広く公開することも求められています。

このために、文化団体への支援や、多くの市民が文化芸術に親しむ環境整備を行う必要があります。また、史跡の計画的整備とともに、文化財の保管や情報発信機能を高めるため、文化施設や歴史資料館などの整備を推進する必要があります。さらに、これまで取り組んできた学校への出前授業や歴史や文化財のシンポジウムなどの普及活動や、市内の神楽の文化財指定に向けた取組みにも力を注いでいく必要があります。

これらの施策により、芸術や文化や地域の文化財を活用し、本市の魅力を高めるとともに、市民が心豊かにいきいきと活動するまちづくりを進めることが重要です。

基本施策4 心とからだ育成プロジェクト

基本方針

市民が地域に誇りと愛着を感じられるように、芸術や文化の振興を図るとともに、市民が主体となって芸術文化活動が行えるよう、拠点となる施設の整備に努めます。

市内の文化遺産を市民とともに大切に未来へ伝え、地域の魅力を高め、観光資源にもなるように積極的に整備、活用していきます。

主要施策

(1) 芸術文化の創造と育成

文化団体や地域、学校等と連携して文化芸術活動の活性化を推進します。また、人材の育成や団体の支援を強化するとともに、次世代を担う子どもたちが芸術文化を体験・鑑賞する機会の充実を図ります。

また、アートによるまちづくりを行い、国内外に向けたシティプロモーションに努めます。

(2) 文化施設の整備充実

市民の多様で積極的な文化芸術活動を受け入れるため、活動の拠点となる文化施設の充実を図り、計画的に整備を推進します。

(3) 史跡整備と文化財の活用

御所ヶ谷神籠石や福原長者原遺跡など市内の史跡を計画的に整備するとともに、文化財の説明板の充実を図り、生涯学習や観光振興に積極的に活用します。また、重要文化財である稲童古墳群出土品など貴重な歴史資料の保存修理を行い、広く公開していきます。

(4) 歴史や文化の情報発信の推進

歴史資料館をリニューアルし、展示や保存のスペースを拡充することにより、情報発信機能を高めます。また、わかりやすいパンフレットやガイドブックの作成、市ホームページの活用により地域の魅力を広く発信するとともに、市民の文化財に対する理解を深めます。

(5) 伝統文化の保存と継承

連歌をはじめとした、伝統ある様々な無形文化財の保存・継承を促進し、併せて地域の活性化につなげていきます。

目標指標

指標名	単位	平成27年度(実績)	平成33年度(目標)
コスメイト行橋貸施設(文化ホール・練習室・会議室)利用者数	人	63,979	68,000
文化財説明板等の設置件数	件	55	累計 65
行橋連歌大会の参加者数	人	81	100
芸術文化関連イベントの来場者数	人	9,567	11,600

主要事業

事業名	事業概要
文化活動支援事業	文化芸術活動を実施する文化団体や、地域、個人を支援するとともに、創作・発表の機会を提供します。
文化施設整備事業	市民の文化活動の拠点となる文化施設の拡充を図り、計画的に整備を行います。
御所ヶ谷史跡自然公園整備事業	国指定史跡である御所ヶ谷神籠石と自然環境を活かし、自然の中で歴史を体感できる公園を整備します。
歴史資料館整備事業	歴史資料館の展示、収蔵機能の拡充を行い、歴史文化の情報発信や文化財の保管体制の充実を図ります。
伝統文化継承事業	行橋連歌大会や連歌講座を開催し連歌の継承者を育成するとともに、本市の貴重な伝統文化を市内外に発信します。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化に親しむことにより、豊かな感受性や創造力を育み、積極的に文化芸術活動に参加します。 ・主体的に地域の歴史や文化を学ぶとともに、文化財ガイドボランティア活動、文化財の保護及び普及活動に参加します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化に親しむ機会を設け、文化芸術活動に関わる情報発信と、活動を担う人材育成や団体への支援を行います。 ・市民が地域の歴史や文化に対する関心を深め、学ぶことができる環境を整備するとともに、文化財ガイドボランティアへの支援を行います。

基本施策4 心とからだ育成プロジェクト

6. 多文化共生・国際交流の推進

現況と課題

近年、我が国は、ビジネス、外交、安全保障、観光並びに文化交流など様々な分野において、アジア諸国との関係を深めています。今や多くの日本人が中国、台湾、韓国を訪れ、また、中国、台湾、韓国など北東アジア圏から多くの観光客が福岡県をはじめ九州各県を訪れています。

本市においても、平成27年より韓国・果川市との友好都市交流を行っております。また、近年は、自動車関連産業の企業を中心にアジアから従業員や研修生を受け入れたり、また、結婚や留学をしたりすることを契機に、市内に居住する外国人が増えてきています。

本市は平成4年以来、国際交流員を招致し、独自事業として英会話教室、中国語会話教室、中高生を対象とした国際化セミナーなど市民ニーズに応えながら国際交流事業を実施してきました。

近年は、近隣自治体の国際交流員・外国語指導助手と共催や合同で料理教室などのイベントを実施するなど幅広く連携を図ってきました。しかし、これまでの取組みは、日本人社会への働きかけによる、言わば内なる国際化でした。また、英語圏の文化や生活の紹介が中心でしたが、真の多文化共生・国際交流の推進には、近年増加している外国人住民への支援とアジア圏との交流活動が不可欠となっており、平成26年度からは、様々な国出身の講師をお招きして「多文化共生セミナー」を年数回単位で開催しています。

現在、職場、家庭、学校等で色々な支援が行われていますが、言葉や生活習慣の違いなどにより地域社会から孤立しがちな人がいることも否定できません。「縁あってこの行橋のまちに住むことになった」人々に『行橋に住んでよかった』と実感してもらえるまちづくりを進めることが必要となっています。そのためには、本市での生活を不安なくスタートさせ、安心して暮らしていくための支援を行うことが重要です。特に、外国人住民と地域住民とが地域で共生し、より良い人間関係を築けるよう、お互いの生活様式や価値観、文化・言語等について尊重し合い、理解し合うことが重要であり、「コミュニケーション支援」を重視した支援を積極的に展開することが求められます。また、ボラ

ンティア団体による日本語教室の受講生も増えており、在住外国人の皆さんが、安心して快適に暮らしていくための大きな支援となっており、今後も継続してその活動に取り組んでいくために支援が必要です。

基本方針

市民のニーズに対応した事業を展開し、これまで以上に交流の輪を広げるとともに、市民団体やボランティア団体等の活動を支援し、幅広い視野を持った人材の育成及び在住外国人支援を図り、特に、アジアの一員であるとの自覚と視点を持った人材の育成に努めます。

主要施策

(1) 国際交流員の活用

国際交流員を活用し、子供から高齢者までの幅広い世代を対象に広報活動を行い、市民レベルでの交流活動を促進します。また、スポーツ・文化を通じて韓国果川市や中国上海少年サッカー団との交流を推進すると共に、今後も海外との交流を広げていきます。

(2) 市民主導の国際交流活動への支援

スポーツや文化交流を通じたイベントなどの事業について、実施主体の民間団体が積極的に担えるよう支援を行い、地域活性化と人材育成を図ります。また、外国人支援を行うボランティア団体に対して国際交流員や職員を派遣し、その活動を積極的に支援します。

(3) 近隣自治体との連携強化

福岡県内の国際交流員や外国語指導助手、国際交流を目的とした市民グループと連携し、イベント等の内容充実を図ります。また隣接する自治体と情報交換を積極的に行い合同イベント等を開催するなど、地域内の国際交流を促進します。

(4) 在住外国人への支援強化

ホームページやパンフレットでの各種案内、公共施設でのサイン表示を外国語で行ったり、外国語で対応できる職員の採用や育成、在住外国人の支援を行うボランティア団体の育成を行ったりするとともに、日本語教室や専用相談窓口の開設により支援の強化を図ります。

基本施策4 心とからだ育成プロジェクト

目標指標

指標名	単位	平成27年度(実績)	平成33年度(目標)
国際交流イベントへの参加者数	人	525	700
日本語教室等の交流活動参加者数	人	80	100
国際交流市民団体、ボランティア団体等の数	団体	3	累計5
国際交流活動を行う団体の年間活動回数	回	5	20
外国語教室の参加者数	人	110	150

主要事業

事業名	事業概要
国際交流事業	国際交流員を中心とした市民との国際交流や、韓国果川市・中国上海サッカー団との国際交流を推進すると共に、今後も海外との交流を広げていきます。
異文化セミナー運営事業	近隣自治体の国際交流員・外国語指導助手と共催し、日本と外国の文化の違いや共通点について学び理解を深めます。
日本語教室	在住外国人のための日本語教室をボランティア団体との共催で行い、在住外国人の支援の輪を広げます。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> 互いの違いを理解し、認め合い、同じ市民として協力し合いながら生活していきます。 外国語の学習やスポーツや文化交流を通じての国際交流に積極的に参加します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加型のイベントやセミナーを開催し、国際交流の推進を図ります。 今までの取組みを生かしながら市民との協働や情報発信、支援活動の充実を図り国際交流を推進します。 在住外国人に対するコミュニケーション支援等を行います。

7.人権・男女共同参画対策の充実

現況と課題

人権とは、「人が人として生きる権利」であり、安心して生きる権利、自分で自由に考える権利、自由に意見を言う権利、仕事を自由に選んで働く権利、教育を受ける権利や裁判を受ける権利など、基本的で具体的な権利です。第5次行橋市総合計画後期基本計画策定に際して実施した市民意識調査では、住民の関心が高い人権問題として「障がい者に関する問題」「高齢者に関する問題」「子どもに関する問題」「女性に関する問題」「同和問題」が上位となっています。そのほかにもハンセン病やエイズの問題・LGBT・DVの問題・インターネット等による人権侵害に関する問題など様々な人権に関する問題があります。また、障害者差別解消法やヘイトスピーチ解消法の成立などにより、行政の対応として「教育・啓発・相談体制の整備など地域の実情に応じた施策に努めるものとする」とされております。本市では、人権の重要性を考え、様々な人権問題の解決を目指し、あらゆる場における人権教育・啓発の推進を図るため、市民の一人ひとりが、学校、家庭、地域及び職場などあらゆる場において人権尊重の心を育む学習を推進していくことが重要だと考えます。

教育・啓発では、地域住民を対象とした講演会・人権セミナーや公民館講座、地域のリーダーや教員、福祉関係者等を対象とした指導者研修会、企業・事業者を対象とした企業体研修などを行っていますが、研修事業の充実のため子育て世代や高齢者など年代に合わせたテーマを設定する等、参加者のニーズに応じた研修会を企画し、参加してよかったといってもらえる研修を実施することで、人権について考える機会となるようにしていくことが必要です。

男女共同参画の推進については、依然として男女の役割を性別によって固定的にとらえる考え方や習慣が残っています。男女が社会のあらゆる分野で対等に参画し、共に支え合い、認め合う社会を築くため、男女共同参画センター「るーぷる」の事業の充実や、平成27年策定の「第3次行橋市男女共同参画プラン」や平成27年9月施行の「女性職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づいた取組みを推進していくことが必要です。また、少子高齢化が進む昨今、ワークライフバランスの啓発など男女共に働きながら育児等を行える環境を構築することも必要です。

基本施策4 心とからだ育成プロジェクト

基本方針

すべての市民の基本的人権が尊重され、平和で明るく生き生きと暮らせるまちづくりを目指し、人権教育及び啓発の充実、差別意識の解消のための施策を推進します。

「第3次行橋市男女共同参画プラン」に基づく「ともに支え認め合いだれもが活躍できるまちゆくはし」を目指します。

主要施策

(1) 人権問題に関する教育・啓発等の推進

人権意識の向上、差別の解消のため、思い込み・因習・慣習から差別することのないよう広報誌の発行、街頭啓発に努めるとともに、様々な人権課題について研修会を開催し、情報提供に努めます。

(2) 人権問題に関する相談体制の充実

相談内容が多様化しており、福祉や教育等の関係部署との連携を図るとともに、人権問題に携わる関係団体や法務局などと連携し、相談に応じられる知識の習得や体制を構築します。

(3) 第3次男女共同参画プランと女性参画の推進

各所管課との連携を図り、施策の充実に努めます。また、女性人材バンク等を活用して、審議会などへ登用する女性委員の目標を4割に設定し、政策・方針決定過程への参画を推進します。

(4) 男女共同参画センターの充実

男女共同参画を推進するための拠点機能を充実させるため、男女共同参画センターにおいて、各種講座等の開催や団体交流支援等を行い、市民に広く開かれた拠点となるよう努めます。

(5) 民間事業者への意識啓発と男女共同参画条例のさらなる周知徹底

市登録業者における「男女共同参画推進状況に関する届出書」の提出等を通じ、男女共同参画条例だけでなく、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の取組み推進のための啓発を進めます。

また、男女共同参画を推進する日・月間に広く啓発を行うなど、「行橋市男女共同参画を推進する条例」のさらなる周知徹底を図ります。

目標指標

指標名	単位	平成27年度(実績)	平成33年度(目標)
市民講座(コスモス人権セミナー・公民館出前講座)の参加者数	人	315	360
企業・事業者からの人権研修会参加者数	人	168	180
DVに関する啓発・防止のための中学校への予防教室の実施回数	回	1	累計6
審議会などの委員の女性委員の割合	%	22.5	40
市職員の女性管理職の割合	%	9.5	15
市男性職員の育児休業取得率	%	3.8	13
男女共同参画センター登録団体数	団体	10	累計15

主要事業

事業名	事業概要
人権啓発強調月間事業	福岡県独自の取組みである毎年7月の同和問題啓発強調月間に、人権に関する講演会や街頭啓発を実施して市民の人権意識の高揚を図ります。
人権週間事業	毎年12月10日の人権デーを最終日とする1週間は、人権週間と定められており、人権尊重思想の普及高揚のため、講演会や人権パネル展を行い啓発を図ります。
男女共同参画社会づくり啓発及び広報事業	市報・HPの活用等で男女共同参画推進や条例の周知を行います。また、参画の日や推進月間におけるイベント等を実施し、男女共同参画社会の推進を図ります。
ワーク・ライフ・バランスの推進事業	すべての人が仕事と生活の調和のとりやすい、多様な働き方を選択できるよう、講座の開催や広報・啓発を行います。
団体・女性リーダー育成事業	地域で活動する団体を支援・育成し、市民企画講座等を通して、市民への啓発を行うことで、地域における男女共同参画を推進します。また、女性リーダー育成のための講座開催、研修等への参加を支援します。

基本施策4 心とからだ育成プロジェクト

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活の中で見過ごしがちな人権問題について、正しく理解し、差別のない人権が尊重される社会を築きます。 差別をしていないから関係ないという無関心の態度を改め、人権尊重の社会を築くため、社会的弱者・少数派への理解を図ります。 男女共同参画社会への意識を高め、実現を目指します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 人権問題に対する啓発・研修を実施します。 人権問題への理解を深めるための情報提供を積極的に行います。 男女共同参画社会の推進に理解を深めることが出来るよう、啓発・研修等を実施し、情報提供を行います。

基本目標3

ひとをつなぐまち

基本施策5 地域コミュニティプロジェクト

基本施策6 行政経営プロジェクト



基本施策5 地域コミュニティプロジェクト

1.地域コミュニティ活動の充実

現況と課題

現在、市内には通称「区」(行政区の略)と呼ばれる自治会が184団体あり、その加入率は平均で80.7%です(平成28年3月末現在)。加入率は、ここ数年、毎年少しずつ低下しています。地域別には、マンションやアパート等集合住宅の多い区で低くなる傾向が見られます。

そこで、現在、市外からの転入者向けに自治会加入促進用のチラシを配布したり、市報に掲載したりして、加入を呼びかけています。また、新任の区長(自治会長)を対象とした「新任区長研修会」を開催して、未加入者に対する加入促進や自治会運営の方法に関する講義や討論により、支援を行っています。今後は、これらの支援活動に加えて、地域における活動拠点としての公民館・集会所施設の機能充実に図り、自治公民館活動が地域コミュニティ自主活動のセンター機能として確立していくことが求められます。

一方、市の係長級以上の職員を「地域担当職員」として各小学校区を担当させて、校区区長会等各種団体から構成される「地域まちづくり会議」のメンバーとなり、校区単位で地域住民と一体となって様々な課題に取り組んでいます。

財政的な支援としては、各校区には世帯数に応じて助成金を交付していますが、今後は、引き続き、区長研修会等を行い自治会加入率の向上を目指すとともに、自治会活動の活性化、「地域まちづくり会議」など自治会以外も含めた広義の地域コミュニティ活動への広がりをさらに支援する必要があります。

基本方針

自治会に対して、加入率の向上や活動の活性化に必要な支援を行うとともに、市外からの転入者や未加入の住民に対して地域コミュニティ活動の重要性と必要性をPRし、自治会への加入を促進します。また、自治会活動との連携、行政との協働を推進し、地域の実力の向上を図ります。

主要施策

(1)自治会に対する支援

区長連合会と連携し、円滑な自治会運営が出来るよう自治会運営や行政事務についての研修会を支援します。

(2)自治会加入率の向上

市外からの転入者や自治会未加入者に対し、自治会による勧誘活動と併せて市でも加入する意義とメリットを明示し、自治会への加入促進に取り組みます。

(3)「地域の実力」向上

「地域まちづくり会議」を各校区の活動拠点として考え、情報提供、意見交換、交流活動などネットワークの構築に必要な支援を行い、地域の「情報発信力」や「自己解決力」など、「地域の実力」の向上を目指します。



基本施策5 地域コミュニティプロジェクト

目標指標

指標名	単位	平成27年度(実績)	平成33年度(目標)
区長研修会参加者数	人	41	100
自治会加入率	%	81	85

主要事業

事業名	事業概要
自治会支援事業	区長研修会を区長連合会と連携して行い、自治会運営や行政事務に関する説明を行い、円滑な自治会運営の支援を行います。
自治会加入の促進活動	市外からの転入者や自治会未加入者に加入促進用チラシを配布するなどして、自治会加入の重要性・必要性をPRします。
地域コミュニティ活動	地域コミュニティ活動を行う自治会やその他の団体との情報交換を行い、お互いに刺激し合うことで「地域の実力」を再認識、再発見し、活動に役立ちます。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> 「地域のことは、地域で考える。自分たちで実行できることは、自分たちで実行する。」という意識を持ち、地域まちづくりに取り組みます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 自治会への情報提供や研修会を実施し、自治会に対する支援を行います。 チラシ、広報誌などを利用して、自治会への加入促進に取り組みます。 「地域で取り組むべき、解決すべき課題は何か？行政がおこなわなければならないものは何か？地域と行政が協働することによる可能になるものは何か？」を認識し、まちづくり活動に参加します。

2. ボランティア活動・市民活動の充実

現況と課題

近年、ボランティア等の市民活動は福祉や環境、国際協力などの分野で急速に広がりを見せています。平成23年3月11日に発生した東日本大震災や平成28年4月14日に発生した熊本地震などでも多くのボランティアが活躍しました。また、NPO法人の参画などによって活動が充実されています。ボランティア活動などの自主的な市民活動は、個人の自発的な意志から行われる活動であり、決まった形はありません。そのため、幅広い方々の参加が可能な活動であり、新たな公共サービスの担い手として各方面で期待されています。

しかし一方で、ボランティアを必要としていますが、頼み方がわからない、ボランティア活動に興味はあるが、参加の仕方がわからないといった方々も多く、ボランティア活動の情報提供が必要です。また、ボランティア活動を行う方の高齢化も課題のひとつです。今後は若い世代への情報発信、活動支援と併せて、定年等により地域活動に参加が可能となった人たちの活力をどのように引き出すかが課題となります。

今後も相互扶助の意識と地域活動の意義について啓発活動を行うとともに、市民に対して必要な情報をいつでも提供できるような広報活動の充実も不可欠です。行政と民間の協働をより充実させるために、リーダーとなる人材やボランティア・NPO法人の育成・支援、団体間の交流・連携を図ることが求められています。

基本方針

地域やボランティア、NPO法人との連携を通じて、各種団体の活性化に向けた支援を行うとともに、ボランティアや地域活動リーダーの育成・支援を行います。

基本施策5 地域コミュニティプロジェクト

主要施策

(1) ボランティア団体の育成

ボランティア団体等の研修会や講演会等を開催します。また、その団体等の活動内容や適正に活動しているかなどの情報を提供し、ボランティア活動を支援します。

(2) 団体間の交流・連携の強化

ボランティアやNPO法人等の各種市民団体を対象に研修会や講演会を開催し、情報交換等連携を図ります。

(3) ボランティア活動の機会拡大

市報やホームページ等を通じて情報提供を行い、ボランティア団体等やNPO法人とその手助けを必要とする市民とをつなぐ支援を行います。



目標指標

指標名	単位	平成27年度(実績)	平成33年度(目標)
ボランティア団体・NPO法人の数	団体	52	累計 60
ボランティア団体・NPO法人の会員・職員数	人	2,100	2,200

主要事業

事業名	事業概要
ボランティア・NPO法人活動支援研修会・講演会	ボランティア活動やNPO法人の設立運営についてのノウハウを必要としている市民を対象に研修会等を開催し人材育成を行います。
ボランティア・NPO法人支援窓口の設置	ボランティア活動やNPO法人への情報提供や活動支援・設立支援を行います。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動に積極的に参加します。 ・研修会や講演会等に積極的に参加し、ボランティア間の交流やネットワーク強化に努めます。 ・災害や地域の支援に対し、自助・共助によるまちづくりを進めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・各種市民団体を対象に研修会・講演会を実施し、情報交換やネットワークづくりの場を創造します。 ・広報誌等を通じて情報提供を行い、ボランティア団体やNPO法人とボランティアをしたい方やその手助けを必要とする市民とをつなぐ支援を行います。 ・地域で自助・共助による解決が困難な課題に対しては、公助によるまちづくりの支援を行います。

基本施策5 地域コミュニティプロジェクト

3.防災対策の充実

現況と課題

本市では、地域防災計画やハザードマップの見直し、防災行政無線の整備、自主防災組織の設立促進等、風水害や地震災害に備えた防災体制の充実を図っています。しかし近年、大規模地震、大型台風や局地的集中豪雨による大災害が頻繁に発生していることから、これらに対応する地域防災計画やハザードマップ等を見直しを進め、自主防災組織の設立や防災訓練など、地域の防災力向上に一層力を入れながらさらなる防災体制を充実強化し、災害に強いまちづくりを進めることが重要な課題となっています。

また、近年、インターネットの普及に伴うサイバーテロなどのテロ行為や新型インフルエンザなどの新感染症パンデミックに対する危機管理対策も重要な課題となっています。

消防・救急体制について、本市における火災発生件数は、ほぼ横ばいの状態が続いていますが、稲童工業団地への工場進出や行橋駅周辺における建築物の高層化、東九州自動車道の開通などの都市化が進み、これに伴い発生する災害はより一層複雑多様化することが予想され、市民からはより質の高い消防サービスを求められています。また、高齢化の進展に伴い救急需要の増大が懸念されており、人的、設備的整備も喫緊の課題となっています。一方、本市を含めた京築地域でも今後人口の減少が予測されており、消防行政の枠組みも検討する必要があります。これらの課題に対応するため、消防体制の拡充はより重要となっています。

基本方針

地域防災力を高めるため、市民の防災意識の高揚を図り、市民・地域・行政が一体となった防災体制の充実強化を図ります。また、市民が、安全・安心に暮らせるまちづくりに向け、消防力の強化と併せて消防体制の充実を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

主要施策

(1)地域防災計画及びハザードマップの見直し

国・県の防災計画等の見直しを注視しつつ、本市の実情に即した地域防災計画及びハザードマップの見直しを実施し、防災対策の充実を図ります。

(2)地域防災力の向上

地域防災力の向上を目指し、自主防災組織の設立を促進すると共に育成も図っていきます。避難行動要支援者対策については、支援者台帳の整備を進め、関係者と連携した要支援者対策を進めていきます。また、総合防災訓練や地域での避難訓練などを実施し、地域防災力を高め、危機事象に即応できる体制づくりに努めます。

(3)災害物資及び避難所の確保

大災害時に必要となる資機材や水・食料など、県の備蓄計画に基づく備蓄を進めていきます。また、大規模災害時の備えとして、生活必需品や一時避難所を確保するため、民間事業所等との協定締結を更に進めていきます。

(4)初動体制の強化

あらゆる災害からの被害を軽減するためには、初期段階での対応が求められます。職員初動マニュアルの見直しや周知徹底を図り、適宜的確な情報伝達による組織体制の確立に努めます。

(5)危機管理対策の充実

事件、事故、感染症等の危機管理対策の充実について、関係部署や国・県などの関係機関と連携を図り、緊急時の対応を進めていきます。

(6)消防力の整備拡充

長期計画に基づく消防車両等の更新、消防職員の適正配置、消防庁舎の保全改修、消防水利未整備地域への防火水槽等の増設・整備などを行い、複雑かつ高度化する災害への対応を図ります。

(7)消防団の活性化

消防団の装備及び資機材の拡充を行うとともに、消防団員の教育・訓練等を行い、消防団の活性化を図ります。

(8)救急体制の拡充

「消防力の整備指針」に基づいて車両、資機材等及び人員の整備を図り、救急隊の増隊を実現するとともに、大規模化する災害に備え、応援協定や緊急消防援助隊の派遣を円滑に行える体制を強化整備します。

(9)予防業務の強化

予防業務の体制の拡充のため予防専従職員を増員し、法令に精通した予防技術資格者を養成するとともに、防火対象物等の立入検査などを通じて法令違反の実態を把握し、違反対象物に対して適正な行政指導や違反処理を行い、違反対象物を減少させます。

(10)データベースの維持管理

防火対象物台帳及び危険物施設台帳に関する電子データの更新、維持管理及び電子データ管理機器の適切な維持管理を図ります。

基本施策5 地域コミュニティプロジェクト

目標指標

指標名	単位	平成27年度(実績)	平成33年度(目標)
自主防災組織の組織率	%	65	70
要支援者支援台帳登録率 (同意方式対象者で非同意者数除く)	%	65	70
消防水利充足率	%	78	80
応急手当等講習受講者数	人	1,194	1,300
現場実働救急救命士数	人	12	累計 18
立入検査実施件数	件	27	50

主要事業

事業名	事業概要
自主防災組織助成事業	平常時の防災対策や避難訓練、災害時の避難支援など地域防災力の強化を目的として、新規自主防災組織に資機材を配布します。
消防施設等の整備事業	整備計画に基づく消防車両等・資機材等の更新配備、防火水槽・消防団格納庫の整備、消防庁舎の改修及び維持管理を行います。
救急救命士養成研修派遣事業	条例定数の増加に伴う、救急隊1隊増隊時を想定し、救急救命九州研修所へ職員を派遣し救急救命士の資格取得を行い、平成28年4月1日現在12名の現場実働救命士を最低18名をめどに養成し、全救急出場に救命士を搭乗させる体制を目指します。
予防担当者育成事業	予防業務を担当する専従職員を増員し、専門知識の習得及び必要な経験を積ませ、査察業務の中心的人材を育成します。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織に参加し、地域での防災活動に取り組みます。 ・災害に備えた訓練などに参加し、初期消火・応急手当・避難誘導などの初動体制の充実に努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に対する啓発・研修・訓練を実施します。 ・本市における消防体制の充実強化を図ります。



基本施策5 地域コミュニティプロジェクト

4.防犯・交通安全対策の充実

現況と課題

本市では、警察署や防犯協会などの関係機関・団体、地域と連携し、啓発活動の推進やパトロールの実施、地域の安全安心活動の促進、防犯灯や防犯カメラの設置等に努めてきました。さらに、平成22年1月に施行された「行橋市安全安心のまちづくり条例」に基づき、市を挙げて安全で住みやすいまちづくりに取り組んでいるところです。

このことにより、市内の街頭犯罪発生件数は、平成23年度末の時点で680件でありましたが、現在では380件まで減少しています。

しかしながら、核家族化や地域コミュニティにおける人間関係の希薄化等に伴う地域の防犯力低下が懸念されています。今後一層、関係機関・団体や地域との連携を密にしながら、防犯意識の高揚や自主的な防犯・安全活動の促進に努める必要があります。

交通安全対策については、交通安全指導員による登校指導をはじめ、警察署や交通安全協会などと連携して、交通安全教育や啓発活動を推進することにより、交通安全意識の高揚と交通事故抑止に努めてきました。

近年、本市の交通事情は、車依存の一層の進展や高齢ドライバーの増加、東九州自動車道や国道201号バイパスの開通により大きく変化しています。

今後は、交通量の増加や高齢化の急速な進行を考慮し、ハード面の環境整備に加え、子どもや高齢者等を重点対象に交通安全意識の高揚を図るといったソフト面の対策など総合的・一体的な安全対策が不可欠です。また、直近の交通事故発生状況や街頭犯罪状況等は、市報等を利用して、リアルタイムに市民へ情報提供し、市民一人ひとりへの安全意識向上を図る必要があります。

また、重大な課題となっている放置自転車については、平成26年12月より行橋駅周辺を放置自転車禁止区域に指定をし、即日撤去の対策を行っており、一定の効果が上がっています。継続して取り組むとともに、禁止区域以外の場所についても放置自転車対策に取り組んでいくことが重要です。

また、防犯や交通安全に加え、消費生活上の被害を防ぐ「くらしの安全」対策についても、相談窓口の機能拡充や広域連携を重点的に推進し、消費者保護に努めていく必要があります。

基本方針

市民が、安心して暮らせるまちを目指し、市民の交通安全意識と地域防犯意識の高揚に努め、地域の防犯・交通安全リーダーの育成と支援、広報啓発活動に努めます。また、消費者保護に関する啓発活動・相談体制の充実に努めます。

主要施策

(1)防犯に関する啓発等の推進と地域安全活動への支援

関係機関・団体・地域との連携のもと、啓発活動やパトロール活動等の充実に図り、市民の防犯意識の高揚に努めるとともに、地域安全安心活動組織の設立や育成支援など、市民の自主的な防犯・地域安全活動を促進します。

併せて、広報等による情報提供も行っていきます。

(2)防犯灯など地域安全施設設置の推進

夜間における犯罪の未然防止と通行の安全確保のため、防犯灯の設置を計画的に推進します。また、行橋駅周辺に設置した防犯カメラを活用し、駅周辺の犯罪防止、環境浄化に努めます。

(3)交通安全に関する啓発等の推進

関係機関・団体・地域との連携のもと、交通安全指導員による交通指導をはじめ、各世代に応じた効果的な交通安全教育や啓発活動を推進し、市民の交通安全意識の一層の高揚に努めます。

併せて、広報等による情報提供も行っていきます。

(4)消費者相談及び啓発活動の充実

平成25年に新たに開設した行橋市広域消費生活センターを活用し、消費者相談や苦情処理に対し、迅速かつ適切に対応できるような相談体制の充実に努めます。また、直接の被害者ではない消費者団体が不当な行為そのものをやめさせるように裁判で請求できる消費者団体訴訟制度のような、消費者へ必要な知識を情報提供すると共に、出前講座の開催、消費生活に関する団体との意見交換会、広報誌や報道機関を通じての消費者情報の提供等、啓発活動の充実に努めます。

基本施策5 地域コミュニティプロジェクト

目標指標

指標名	単位	平成27年度(実績)	平成33年度(目標)
交通事故発生件数	件	542	400
街頭犯罪発生件数	件	354	250
安全安心活動を行う団体の登録数	団体	19	累計 30
放置自転車回収台数	台	282	120
消費者相談出前講座の開催数	回	34	累計 60

主要事業

事業名	事業概要
行橋駅周辺防犯カメラ設置事業	地域が設置運用している防犯カメラに対する経費を助成します。
防犯灯管理事業	防犯灯の管理を行い、夜間における犯罪の防止と安全安心なまちづくりの実現を図ります。
防犯灯整備事業	防犯灯の整備を行い、夜間における犯罪の防止と安全安心なまちづくりの実現を図ります。
交通安全対策事業	警察、交通安全協会、地域と連携しながら、市全体の交通安全対策を推進します。
違法駐輪対策事業	行橋駅周辺に制定した放置自転車禁止区域及び市内全域における放置自転車の移動・保管を行い、駐車マナーの向上と、安全で安心して通行できる都市環境の推進を目的とします。
防犯(安全安心まちづくり・暴力団排除・保護司会)事業	暴力団排除対策や保護司会の活動を支援します。
消費生活相談事業	商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け、公正な立場で処理を行います。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全に対する意識を高め、交通ルールの遵守と正しいマナーを実践します。 自主的な防犯・地域安全活動を行います。 交通安全・防犯・消費生活に関する講座・研修会等に参加します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全・防犯に対する啓発・研修を実施します。 交通安全、街頭犯罪等の情報提供を広報等で積極的に行います。 LED防犯灯の新設及び取替を計画的に実施します。 消費者問題関係の出前講座、広報誌等を通じての消費者情報の提供を行い、啓発活動を実施します。



基本施策6 行政経営プロジェクト

1. 情報公開と情報発信の充実

現況と課題

近年の少子高齢化や急速な情報化により、個人のライフスタイルは多様化し、地域をとりまく課題も複雑化・多様化しています。これらの多くの課題を解決し、地方分権による地域間競争を勝ち抜くためには、情報公開および情報発信への取組みを進めることで、行政と市民の情報の共有化を図り、市民の市政への積極的な参画を促すことが求められています。

現在、本市では毎月2回発行している「市報ゆくはし」をはじめ、ホームページやフェイスブック、スターコーンFM(コミュニティ放送)及び報道各社への情報提供等によって市政に関する情報発信に取り組んでいます。市報に関する市民アンケートにおいて「情報取得の手段」の設問では81.8%が市に関する情報を得るために利用しているとの結果が出ています。同じく「どの程度読んでいるか」では「すべての内容」と「必要な情報のみ」を併せて75%が読んでいるとの結果になっており、依然として市に関する情報を提供する有効な手段として機能していることから、市政の円滑な運営のためには「市報ゆくはし」は欠かせないものとなっています。その反面、紙媒体であるため情報のタイムラグや紙面の制約、市内への配布が前提となっているため、情報の受け手が限定されるといった課題があります。

これらの課題を解決するためには、「市報ゆくはし」やホームページ、SNS^(※1)などのそれぞれの広報媒体の特性を活かすことで、市政に関する情報をタイムリーかつ市内外に向けて分かりやすく伝えることが必要です。今後も既存の広報媒体に加え、時代の流れにあった情報公開手法や広報媒体の活用を検討し、情報発信力の強化に取り組む必要があります。

また、情報機器を活用した広範囲な情報発信においては、情報部門が運営するハード・ソフトを含めたセキュリティ及び職員の情報管理意識の向上を図る必要があります。

基本方針

市政に関する情報公開と情報発信を強化することで情報の共有化を進め、市民・事業者の市政への参加を促進します。

主要施策

(1) 情報公開の推進

情報公開について市報等での周知を行うと共に、所管課と連携して問い合わせの多い行政情報等は市ホームページ等を通じて積極的な公開に努めるなど、市民のニーズに対応した情報公開に取り組めます。

(2) 報道機関の活用

報道機関への情報提供を積極的に行うことで、市の施策やイベントに関する情報を市内外に向けて発信します。

(3) CMS^(※2)、SNSを活用した担当部局による情報発信の推進

担当部局によるきめ細かな情報発信を推進するとともに、「市報ゆくはし」との連携を図ることで情報発信の強化に取り組めます。

(4) 「市報ゆくはし」の配布率向上

より多くの人に「市報ゆくはし」を読んでもらうことで、行政と市民の情報の共有を進めます。

※1 SNS・・・ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、Web上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと

※2 CMS・・・コンテンツ・マネジメント・システムの略で、専門知識が必要な部分は全てシステム側に制御させ、テキストや画像などの情報のみを入れていくことで、簡単にWebサイトを更新することができるシステムのこと

基本施策6 行政経営プロジェクト

目標指標

指標名	単位	平成27年度(実績)	平成33年度(目標)
報道機関の活用	回	1,470	1,600
「市報ゆくはし」の配布率	%	85	90

主要事業

事業名	事業概要
情報公開の推進	情報公開について市報等での周知を行うと共に、市民のニーズに対応した情報公開に取り組みます。
きめ細やかな情報提供	SNSを活用した対象者のニーズにあった情報の配信を行います。
情報発信手段の多様化	時代の変化に対応した新たな広報媒体について検討を行い、情報発信の充実に取り組みます。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> 新しい情報環境を利用し、自ら情報を活用します。 市政への関心を高めます。 市政参加の意識を持ちます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> SNSや動画などICT(情報通信技術)を活用し、情報の受け手に分かりやすい情報発信に取り組みます。 様々な広報媒体を活用することで、市民が市政に関する情報を取得しやすい環境を形成します。 時代の流れに合った情報公開制度に取り組みます。

2.市民参加の推進

現況と課題

自治体においては、少子高齢化の進行、多様化する住民ニーズのほか、地域コミュニティの弱体化等から強まる行政への依存などにより、ますます負担が増大しています。一方、近年、教育や福祉、環境など住民生活に密接な分野においては、事務事業の実施にあたって、制度に対する改善の意見や要望も多く寄せられるようになりました。

このような状況の下、市民自らが地域コミュニティ活動の担い手、まちづくりの当事者として、企画・計画段階から実施及び事後検証に至るまで参画することができるようなシステムづくりや支援が必要です。そこで、本市では、「かけ橋通信」や「パブリックコメント制度」の導入を進め、市民より直接、市政に関する提案・提言ができるようにしました。

しかし、個人と行政との間での個別のテーマに関するやりとりはあっても、市民の広範な意見集約や政策への提言までには至るものは少なく、より市民参加を促進する制度の導入が求められました。

このことから、平成17年度に地域担当職員制度を導入して、係長級以上の職員に担当する小学校区を割り当てるとともに、各校区に「地域まちづくり会議」を設置して地域の方と一緒にその地域の課題や解決策、あるべき姿などについて話し合いをし、行動する体制を整備しました。

今後の課題としては、市民と行政が、共通した現状認識のもと、地域における問題の洗い出し・課題の設定からその対処法・解決策の検討と実施、検証まで行う、協働のまちづくり活動を支援する仕組みづくりが必要です。

基本施策6 行政経営プロジェクト

基本方針

今後一層、市民参加によるまちづくりを推進していくため、市民と行政の協働に関する総合的な推進体制の確立や協働事業に参画する人材の育成、市民団体への必要な支援等を行い、継続的に協働活動が行えるようにします。

主要施策

(1) 協働のまちづくり推進体制の整備

市民団体、ボランティア団体、NPO法人等と行政が、相互に自立した対等な立場に立ち、それぞれの役割分担を定め、協働のまちづくりを推進する体制を確立します。

(2) 地域まちづくり会議に対する支援

各校区に設置しているまちづくり会議の充実を図るため、活動に必要な資機材や資料・情報の提供、人材の派遣の他、ワークショップ形式による研修会の開催や団体間の意見交換会、活動事例発表会の開催等の支援を行います。

(3) 協働のまちづくり団体に対する支援

市民と行政との協働によるまちづくり活動を推進するため、研修会の開催や職員の派遣等により、活動の着手と継続を支援します。

目標指標

指標名	単位	平成27年度(実績)	平成33年度(目標)
地域まちづくり会議活動事例発表団体数	団体	11	11
協働のまちづくり研修会参加者数	人	未実施	50
協働のまちづくり登録団体数	団体	3	累計 15

主要事業

事業名	事業概要
協働のまちづくり体制の確立	協働のまちづくりを推進するための体制を確立するための活動を実施します。
地域まちづくり会議運営事業	市民と協働したまちづくりを目的として、市内 11 校区に地域まちづくり会議を配置し、意見交換等を行います。
協働のまちづくり研修会	校区や行政区単位で活動する団体を対象に協働のまちづくり活動に必要な知識とノウハウについて研修会を実施します。

市民参加の視点

市民	・自らが地域の担い手、まちづくりの当事者としての意識をもち、どのようにして住みやすく活力あるまちにするかを考えます。
行政	・各校区における地域まちづくり会議を充実させます。 ・市民と行政との協働によるまちづくり活動を推進します。

基本施策6 行政経営プロジェクト

3.広域行政の推進

現況と課題

東九州自動車道や国道201号バイパスの開通並びに都市計画道路行事西泉線の延伸等、幹線道路の整備に伴う交通利便性の向上により、住民の日常生活や経済活動の範囲は市域を越えて広域化しています。このような中、多様化・高度化に加え広域化する行政課題に的確かつ効率的に対応し、更に市民サービスを充実させていくためには、公共施設の相互利用等も含め、近隣自治体との連携・協力が一層重要になってきています。

現在、本市は、ごみ処理、介護認定、消費者相談、1次救急医療等において近隣自治体と共同処理を行い、事務の効率化を図っています。今後、人口減少に伴い、財源の確保が困難になってくる中で、多様化する住民ニーズに対応していくためには、更なる事務処理の効率化を行うとともに、必要に応じて、現在広域で行っている共同処理事務の見直しや京築地域の枠にとられない、新たな枠組分野における共同処理の実施を検討していく必要があります。

特に「行橋市公共施設等総合管理計画」の推進にあたっては、文化施設やスポーツ施設等の広域利用も選択肢の一つとして検討することが重要になってきます。

現在は、「京築連帯アメニティ都市圏推進会議^(※1)」や連携中枢都市圏「北九州都市圏域^(※2)」が主体となり、地域の特性や地域資源を活用し、地元観光協会等と連携して誘客や移住・定住促進を目的としたPRイベントの開催等に取り組むことにより、京築地域はもとより北九州都市圏域全体の活性化に努めています。

これら近隣自治体と広域にわたる連携を図りつつ、行橋市の独自性や地域におけるリーダーシップを発揮していくことが重要になってきます。

※1 京築連帯アメニティ都市圏推進会議・・・平成19年度に福岡県が京築地域の7市町と共同で策定したもので、京築地域が一体的な都市圏として個々の地域資源を活かし、戦略的プロジェクトの推進を通じ、レクリエーション、交流等「アメニティ」を兼備した発展を目指す会議

※2 北九州都市圏域・・・平成28年度に北九州市が中心となり、本市を含む17市町が、「経済成長のけん引」「高次都市機能の集積・強化」「生活関連機能サービスの向上」の3つの柱をもとに連携し、人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持することを目的として形成した圏域

基本方針

市域にとらわれることなく、広く地域住民の福祉の向上につながる行政施策について、近隣自治体と連携を図りながら、リーダーシップを発揮し、安心して暮らし続けられる生活圏域の形成に努めていきます。

主要施策

(1)共同処理事務の見直し・推進

現在、広域で行っている共同処理事務については、さらなる効率化を図るため、必要に応じて内容の見直しを検討します。また、新たな共同処理事務の設置についても検討します。

(2)公共施設の相互利用の推進

効率的な行財政運営や住民サービスの向上のため、文化施設やスポーツ施設等について市域を超えた相互利用を検討・推進していきます。

(3)京築活性化の推進

「京築連帯アメニティ都市圏構想」を推進するとともに、観光振興、文化振興、移住・定住促進等、京築地域全体の活性化を図るため、福岡県及び近隣自治体との連携を推進します。

(4)連携中枢都市圏「北九州都市圏域」活性化の推進

「北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン」を推進するとともに、福岡県北東部地域の北九州都市圏域の持続的な活性化を図るために、構成自治体との連携を推進します。

基本施策6 行政経営プロジェクト

目標指標

指標名	単位	平成27年度(実績)	平成33年度(目標)
共同処理事務数	事務	10	累計 12
京築地域振興イベント来場者数	人	12,218	単年 15,000
相互利用公共施設数	施設	1	累計 5
北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン連携事業数	事業	未実施	累計 50

主要事業

事業名	事業概要
京築連帯アメニティ都市圏構想事業	京築地域内の市町と福岡県が連携し、一体的な都市圏として、各市町の地域資源を生かし、共通資産を形成・蓄積していくことで、個性的な都市圏としての発展を図ります。
北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン事業	人口減少・少子高齢社会においても、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町と連携し、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点づくりを進めます。北九州都市圏域は、北九州市を中心都市とし、福岡県北東部の6市11町で構成されています。

市民参加の視点

市民	・広域行政に関心を持ち、まちづくりや様々な計画策定に関する意見交換の場、地域内外で開催される振興イベント等に主体的に参加します。
行政	・市民が広域行政に関心が持てるよう、共同処理事務や近隣自治体との連携事業の目的や効果等について、積極的に情報提供を行います。

4.健全な財政運営

現況と課題

本市の財政状況は、大型公共事業により市債残高は増加しているものの、実質公債費比率は低減してきています。他自治体との比較においても良好な財政状況と見えますが、行政運営の基本であり自主財源の大きなウェイトを占める市税収入の大幅な伸びは期待できず、地方交付税も減少していくと見込まれています。今後も、引き続き市税収率の向上に伴う自主財源の確保や選択と集中による的確な資源の配分、予算の適正な執行・管理等に取り組むことが重要です。

市税収納については、夜間窓口の開設やコンビニ収納を導入するなど納税機会の拡大を図るとともに、適切な滞納整理により収納率の向上に努めています。

また、社会貢献に対する個人や企業等の意識の高まりを的確に把握しそれに対応していくため、企業版ふるさと納税やクラウド・ファンディングなど新たな受け皿となる制度を活用し、幅広く自主財源の確保を目指す必要があります。

基本方針

財政需要の拡大・多様化と厳しい経済情勢に対応するため、自治体経営の視点に立脚し、優先的に取り組むべき事業を選択し、そこに集中して資源の配分を行うとともに、新たな自主財源の確保を図り、効率的かつ健全な財政運営の確立に努めます。

自主納付、納期内納付による税の完納を目指し、納税義務者に対して納税意識の高揚に努めるとともに、適切な滞納整理を進めます。

基本施策6 行政経営プロジェクト

主要施策

(1) 健全な財政運営

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、貸借対照表や行政コスト計算書などの財務書類を公表することにより、財務状況の透明性を高め、財政の効率化・適正化に取り組みます。

貸借対照表や行政コスト計算書など財務書類の公表については、平成28年度決算から統一的な基準により財務書類等を作成・公表します。あわせて固定資産台帳の整備等を行います。

(2) 選択と集中による事業推進

限られた資源を最大限に無駄なく活用するために、経常的な経費については、事業の見直しによる節減に努めるとともに、政策的な経費については、優先的に実施すべき事業を選択し、集中して資源投下を行っていきます。

また、「行橋市公共施設等総合管理計画」に基づき、人口減少社会を見据えた公共施設やインフラ整備のあり方を中長期的な計画により、事務事業の見直しや経費の削減を図ります。限られた財源の重点的な配分と経費支出の効率化に徹した財政運営を進めます。

(3) 自主財源の確保

夜間窓口の開設を継続するほか、口座振替の推進や更なる収納機会の拡大を図り、より納税及び納税相談しやすい環境を確保し、市税の収納率向上に努めます。また、ふるさと納税をはじめ、平成28年度に創設された企業版ふるさと納税等新たな受け皿となる制度を活用した自主財源の確保に取り組みます。

目標指標

指標名	単位	平成27年度(実績)	平成33年度(目標)
実質公債費比率	%	6.0	10.0%以内
市税収納率(現年課税分)	%	98.8	98.8
未活用公有地面積	m ²	28,377	15,200
市税口座振替率	%	40.0	42.0

主要事業

事業名	事業概要
市税の夜間窓口開設の継続	月2回の夜間窓口の開設を継続し、より納税及び納税相談しやすい環境の確保を行います。
口座振替の推進	納税通知書発送時のチラシ同封やホームページを活用するほか、窓口において積極的にPRし、口座振替の推進を図ります。
未活用公有地売却	現在、市で未活用の公有地を対象にして公募売却を進め、自主財源の確保を目指します。
収納機会の拡大	市税のクレジット収納を導入することで、納税者の利便性向上を図ります。

市民参加の視点

市民	<ul style="list-style-type: none"> 税金に関する理解と納税意識を高め、適正に納税します。 公表資料等を閲覧するなど、市の財政状況に関心を持ちます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 税金に関する理解と納税意識の高揚について啓発するとともに、納税機会の拡大に努めます。 市の財政状況をわかりやすく公表します。

基本施策6 行政経営プロジェクト

5.効率的な行政運営

現況と課題

人口減少が進展し、市民ニーズがますます多様化・高度化する中で、地方自治体は、まちづくりや行政サービスの維持、充実といった課題に対し、自律的に取り組むことが求められています。このような状況に対応するため、自ら目的や目標を定め、その実現に向けて事業を構想し、必要な予算や組織・人員を整え、自主的な評価・管理の下で意思決定を重ねながら、継続的な実施を図る経営感覚を地方自治体も備えていかなければなりません。いわゆる「効率的な行政運営」が強く期待されています。

本市は、これまで4次にわたり行政改革を行い、自主財源の確保、事務事業の見直し、職員定員管理の適正化等に取り組んできました。

一方で、職員削減を補完し、さらに行政サービスの向上を図るため、人材育成基本方針に基づき政策能力向上研修をはじめとした各種研修を実施し、職員の能力向上に努めています。

また、第5次行橋市総合計画前期基本計画期間中においては、施策の進捗管理を行うためのPDCAサイクル^(※1)の確立、市庁舎窓口の改修・ワンフロアストップ窓口の取組みの推進並びにコンビニ収納の導入等、行政運営の効率化、行政サービスの向上に努めました。

今後は行政改革や職員の能力向上を推進することで、限られた財源・人材を最大限活用する他、事務事業の見直しや民間活力の導入等、さらに行政サービスの向上を目指していくことが必要です。

基本方針

複雑多様化する行政需要に適切に対応するため、また人口減少による厳しい財政運営に対応するため、行政改革、職員の能力向上の取組みを推進します。組織機構、事務事業の見直しを図り、効率的な行政運営に努めます。

主要施策

(1)行政改革の推進

事業の見直し、効率化を図ることで引き続き行政改革を推進します。

(2)計画的・効果的な行政の推進

総合計画に基づく施策を計画的かつ効果的に実施するため、PDCAサイクルによる施策評価の手法に引き続き取り組むことで適切な事業の進捗管理を図ります。また、より効果的な進捗管理を図るために、施策評価の方法については、継続的に見直しを行い、改善に努めます。

(3)組織機構の見直し

限られた人材で効率的な行政運営を行うとともに的確に行政ニーズに対応するため組織機構の整備に努めます。

(4)定員適正化の推進

職員定数の適正化を図るとともに、職員の資質に応じた適材適所の人事管理に努めます。

(5)職員の能力向上

人材育成基本方針に基づき、各種研修により職員の能力向上に努めるとともに、職員の能力や業績等を適切に評価する仕組みの構築に努め、職員の士気の高揚と組織の活性化を図ります。

(6)質の高い行政サービスの提供

庁内の関係部局との連携を図りながら、ワンフロアストップサービスの拡充を推進するとともに、住民票等のコンビニ交付等、市民の利便性向上に寄与する行政サービスの提供に努めます。

(7)公共施設等総合管理計画の推進

「行橋市公共施設等総合管理計画」に基づき、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化など公共施設等の総合的なマネジメントを推進します。

※1 PDCAサイクル・・・計画・実行・評価・改善のサイクルを回すことで効率的に事業を推進するための取組み

基本施策6 行政経営プロジェクト

目標指標

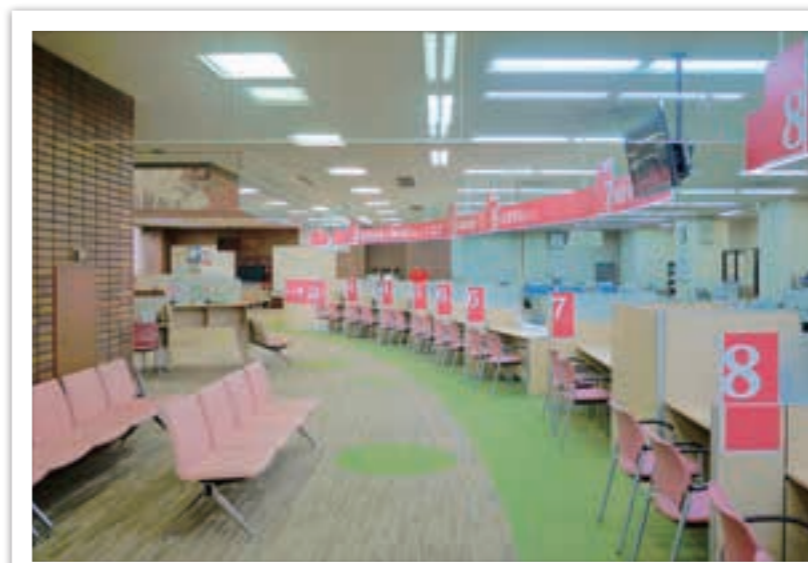
指標名	単位	平成27年度(実績)	平成33年度(目標)
職員からの業務改善等の提案における実施決定事案の実施割合	%	未実施	50
職員数(4月1日現在)	人	473	482
各種証明書のコンビニでの交付率	%	16.8 (自動交付機)	23
「行橋市公共施設等総合施設管理計画」に基づいた各計画(長寿命化計画等)の検討実施率	%	0	100

主要事業

事業名	事業概要
施策評価事業	第5次行橋市総合計画で定めた37施策の進捗管理を図るため、総合計画審議会による外部評価を含む施策評価を行い、PDCAサイクルの取組みを推進します。
職員研修事業	人材育成基本方針に基づき、各種研修を実施します。
コンビニ交付事業	住民票・戸籍・税証明等をコンビニエンスストアで交付できるようにすることで市民の利便性向上を図ります。
行橋市公共施設等総合管理計画	公共施設等の全体像を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、公共施設等の最適な配置を実現します。

市民参加の視点

市民	・市の行政運営について関心を高めて注視し、各種の市民説明会や計画策定におけるパブリックコメントの募集等、政策決定等の機会に市民としての意見を表明します。
行政	・施策の進捗状況などを定期的に公表するとともに、行政運営に関して市民に対して丁寧な説明と情報提供を行い、市民の行政運営への参画と意識啓発を図ります。



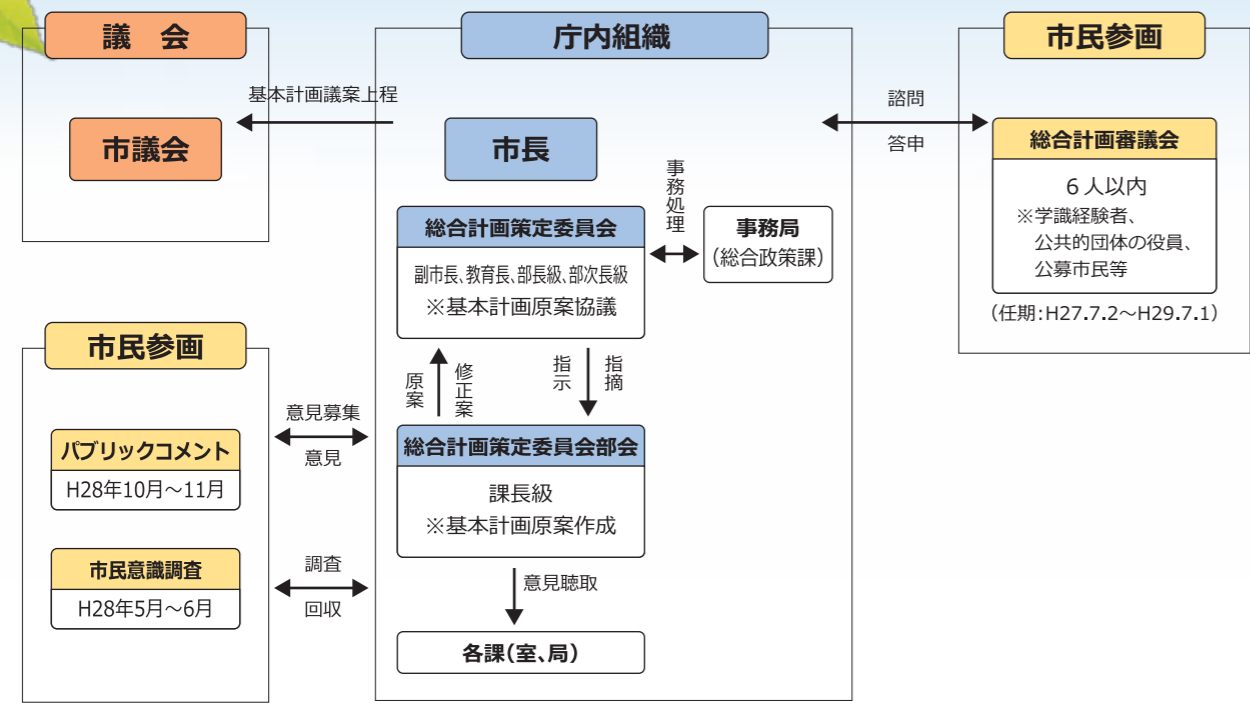
策定資料



第5次行橋市総合計画後期基本計画策定の経過

委員会名等	日時	議事項目等
策定委員会(第1回)	5月13日(金)	・策定体制について ・今後のスケジュールについて
市民アンケート	5月27日(金)～ 6月10日(金)	・行橋市に住民票を有する満20歳以上の男女から3,000人を無作為抽出 ・有効回収数 1,011人(回収率:33.7%)
審議会(第1回)	7月22日(金)	・諮問書提出 ・策定体制及びスケジュールについて
合同部会(第1回)	8月9日(火)	・策定体制及び策定スケジュールについて ・前期基本計画の総括について ・部会長の選出について
ひとを育むまち部会(第2回)	8月25日(木)	・「ひとを育むまち」基本計画素案(14施策)について
ひとをつなぐまち部会(第2回)	8月26日(金)	・「ひとをつなぐまち」基本計画素案(9施策)について
策定委員会(第2回)	8月30日(火)	・前期基本計画総括、市民アンケート調査結果について
ひとが賑わうまち部会(第2回)	8月31日(水)	・「ひとが賑わうまち」基本計画素案(14施策)について
審議会(第2回)	8月31日(水)	・前期基本計画総括、市民アンケート調査結果について
合同部会(第3回)	9月26日(月)	・後期基本計画部会最終案について ・今後のスケジュールについて
策定委員会(第3回)	9月29日(木)	・後期基本計画(案)について ・今後のスケジュールについて
審議会(第3回)	10月4日(火)	・後期基本計画(案)について ・今後のスケジュールについて
パブリックコメント	10月17日(月)～ 11月4日(金)	・意見提出 2件
全員協議会	10月24日(月)	・前期基本計画総括について ・後期基本計画(案)について
審議会(第4回)	11月10日(木)	・パブリックコメントの結果について ・後期基本計画(最終案)について ・答申(案)について
審議会(第5回)	11月15日(火)	・答申
策定委員会(第4回)	11月18日(金)	・パブリックコメントの結果について ・後期基本計画(最終案)について
議会(12月定例会)	12月6日(火)	・後期基本計画(案) 上程
議会(12月定例会)	12月22日(木)	・後期基本計画(案) 議決

第5次行橋市総合計画後期基本計画策定体制



行橋市総合計画審議会委員名簿

分野・選考基準	役職(審議会)	氏名	所属	役職(所属)
学識(広域行政経験者)	会長	奥 久志	北九州工アターミナル	常勤監査役
学識(福祉・社会学)	副会長	中村 晋介	福岡県立大学	准教授
学識(まちづくり)	委員	石垣 充	西日本工業大学	准教授
学識(教育経験者)	委員	春田 邦子	教育関係	元校長
公共的団体役員	委員	森田 義孝	行橋商工会議所	専務理事
一般公募委員	委員	帆足 聡夫	市民代表	

28行総政第177号
平成28年7月22日

行橋市総合計画審議会
会長 奥久志様

行橋市長 田中純

第5次行橋市総合計画後期基本計画の策定について(諮問)

行橋市総合計画審議会条例第2条第1号の規定に基づき、第5次行橋市総合計画後期基本計画の策定に関し、貴審議会の意見を求めます。

平成28年11月15日

行橋市長 田中純様

行橋市総合計画審議会
会長 奥久志

第5次行橋市総合計画後期基本計画案について(答申)

平成28年7月22日付28行総政第177号により諮問を受けた第5次行橋市総合計画後期基本計画について、行橋市総合計画審議会条例第2条第1号の規定により審議を行った結果、下記の意見を附して別添のとおり答申します。

記

- 1 計画の推進にあたっては、社会情勢や住民ニーズを的確に捉え、選択と集中により効果的な事業の実施を図りたい。
- 2 計画の進捗については、PDCA(計画・実行・検証・見直し)のマネジメントサイクルに基づき、検証・見直しを行うとともに、進捗状況、成果及び計画の見直し状況を市民にわかりやすく公表し、市民の理解と協力を得られるよう努められたい。また、マネジメントサイクルの手法については、より市民にわかりやすいものとなるよう継続した改善を図られたい。
- 3 自主財源をはじめとした財源の確保に努め、計画の確実な実行を図られたい。
- 4 東九州自動車道等の利便性に優れたインフラ環境や豊かな農水産物、自然、歴史をはじめとした行橋市の魅力を積極的に情報発信し、定住人口及び交流人口の増加を図られたい。
- 5 現在策定中の立地適正化計画や公共施設等総合管理計画をはじめとした各種計画と連携するとともに、施策を推進するにあたっては市民への丁寧な説明を行い、持続可能なまちづくり体制の確立を図られたい。

第5次行橋市総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱

(設置)
第1条 第5次行橋市総合計画後期基本計画の策定について、必要な事項を調整及び協議するため、第5次行橋市総合計画後期基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)
第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 第5次行橋市総合計画後期基本計画策定に関する事項
- (2) その他計画策定について必要と認める事項

(構成)
第3条 策定委員会は、副市長、教育長、部長相当職及び部次長相当職により構成する。

2 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には総務部を担任する副市長を、副委員長には都市整備部を担任する副市長をもって充てる。

(会議)
第4条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(委員長等の職務)
第5条 委員長は、策定委員会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の設置)
第6条 策定委員会に部会を設置する。

2 部会の委員は、次項に規定する関係課の課長相当職をもって充てる。ただし、総合政策課長及び政策調整監については、全部会の委員とする。

3 部会の名称、関係課及び担任事務は、次のとおりとする。

名称	関係課	担任事務
ひとが賑わうまち部会	土木課、都市政策課、建築政策課、環境課、下水道課、水道課、農林水産課、商業観光課、企業立地課、スポーツイベント課、農業委員会	第5次行橋市総合計画基本目標(平成24年3月策定。以下「基本目標」という。)1に係る基本計画に関する事務
ひとを育むまち部会	人権政策課、地域福祉課、障がい者支援室、子ども支援課、生活支援課、介護保険課、国保年金課、教育政策課、学校教育課、指導室、防災食育センター、生涯学習課、文化課、選挙管理委員会、議会事務局	基本目標2に係る基本計画に関する事務
ひとをつなぐまち部会	総務課、防災危機管理室、基地対策室、財政課、情報政策課、契約検査課、総合窓口課、市民相談室、税務課、収納課、債権管理課、会計課、監査事務局、消防本部総務課、警防課、予防課	基本目標3に係る基本計画に関する事務

- 4 部会に部会長を置く。
- 5 部会長は、当該部会の委員の互選とする。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 7 部会長は、必要に応じ、当該部会の委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)
第7条 策定委員会の庶務は、総合政策課において処理する。

(補則)
第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附則
(施行期日)
1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)
2 この訓令は、第5次行橋市総合計画後期基本計画策定日にその効力を失う。

行橋市総合計画審議会条例

(趣旨)
第1条 この条例は、行橋市の総合計画に関する事項について調査し、及び審議するため、行橋市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)
第2条 審議会が所掌する事務は、次のとおりとする。
(1) 市長の諮問に応じ、総合計画の策定及び変更に関する事項を調査及び審議すること。
(2) 総合計画の進行状況その他必要な事項について意見を述べること。

(組織)
第3条 審議会は、委員6人以下をもって組織する。
2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)
第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)
第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)
第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)
第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)
第8条 審議会の庶務は、総務部総合政策課において処理する。

(委任)
第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附則
この条例は、平成25年4月1日から施行する。

■ 市民アンケート調査

■ 1. 調査の概要

1) 調査の目的

「第5次行橋市総合計画後期基本計画」を策定するにあたり、市民のニーズ等を把握し、現在の行橋市が抱える課題を明確にすることにより、市民の意向を踏まえた地域性のある総合計画の策定を目的としてアンケート調査を実施する。

2) 調査対象

行橋市に住民票を有する満20歳以上の男女から3,000人を無作為抽出

3) 調査方法

郵送による配付・回収

4) サンプル数

配付数	有効回収数	回収率
3,000サンプル	1,011サンプル	33.7%

5) 調査期間

平成28年5月27日～ 6月10日

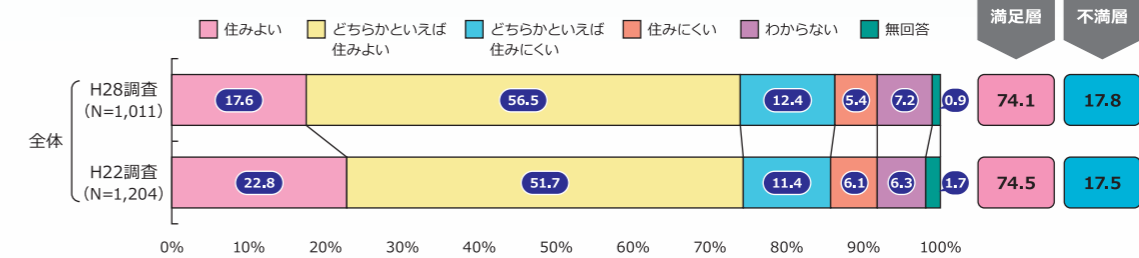
6) 集計分析上の注意事項

- ・集計は小数点第2位以下を四捨五入しているため、回答比率の合計は必ずしも100%にならない場合がある。
- ・回答が複数になる場合、その回答比率の合計は原則として100%を超える。

■ 2. 行橋市の現状

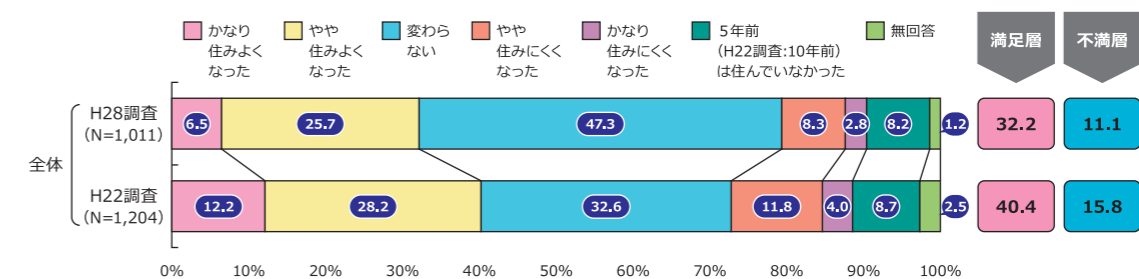
1) 行橋市の住みよさ

■ 現在の行橋市は住みよと感じるか。



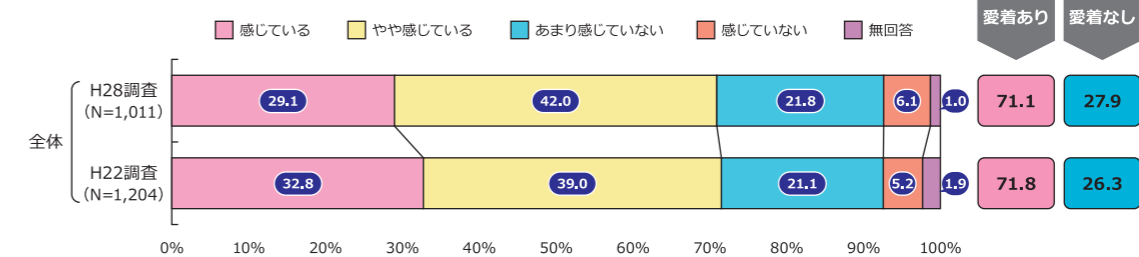
2) 行橋市は住みよくなったか

■ 以前(5年程前)と比べて、行橋市は住みよくなったと感じるか。



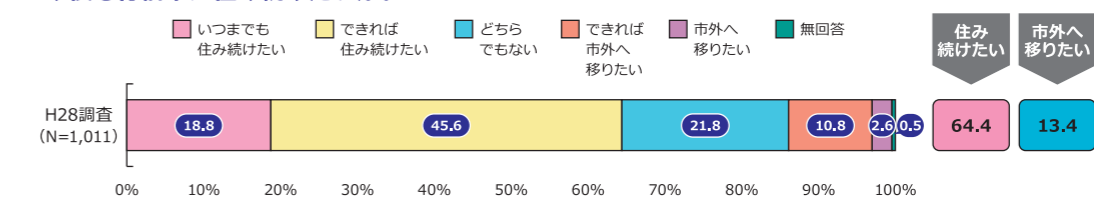
3) 行橋市への愛着度

■ 現在の行橋市に愛着を感じるか。



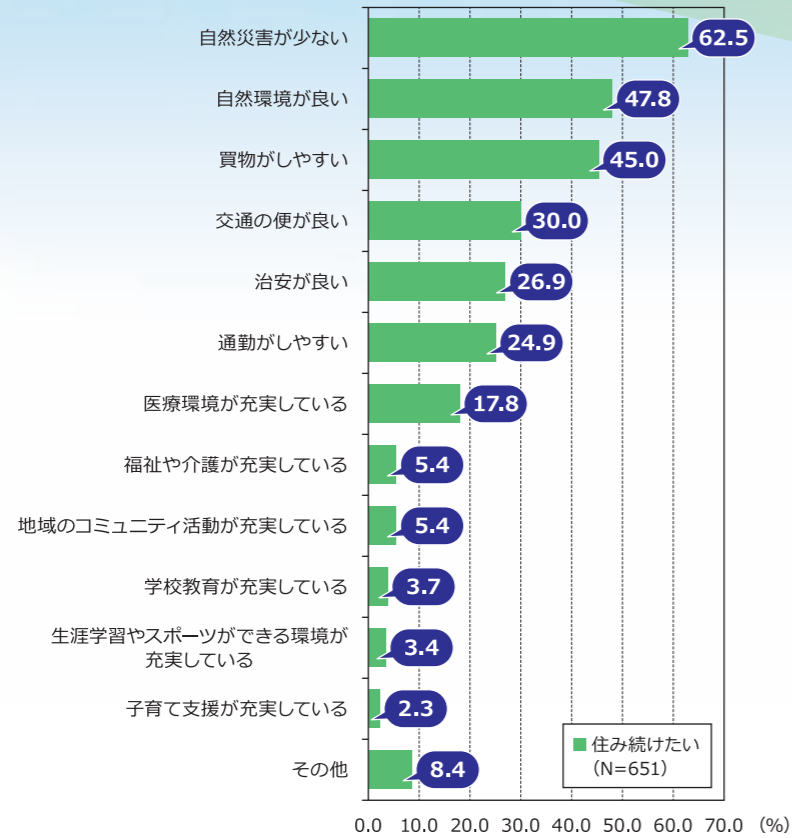
4) 今後の定着意向

■ 今後も行橋市に住み続けたいか。



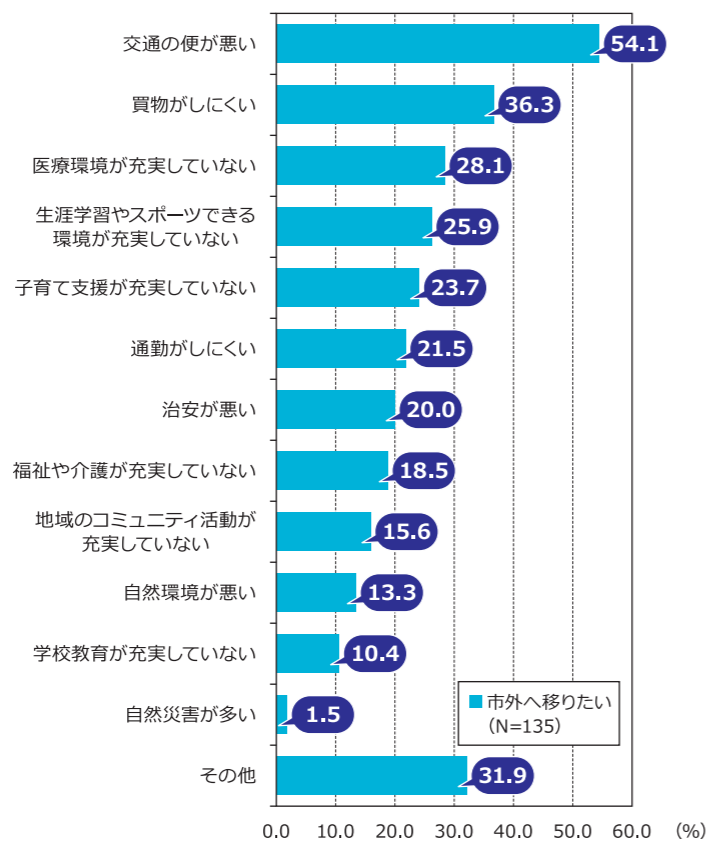
5) 住み続けたい理由

今後も住み続けたい理由は何か。(あてはまるものすべて)



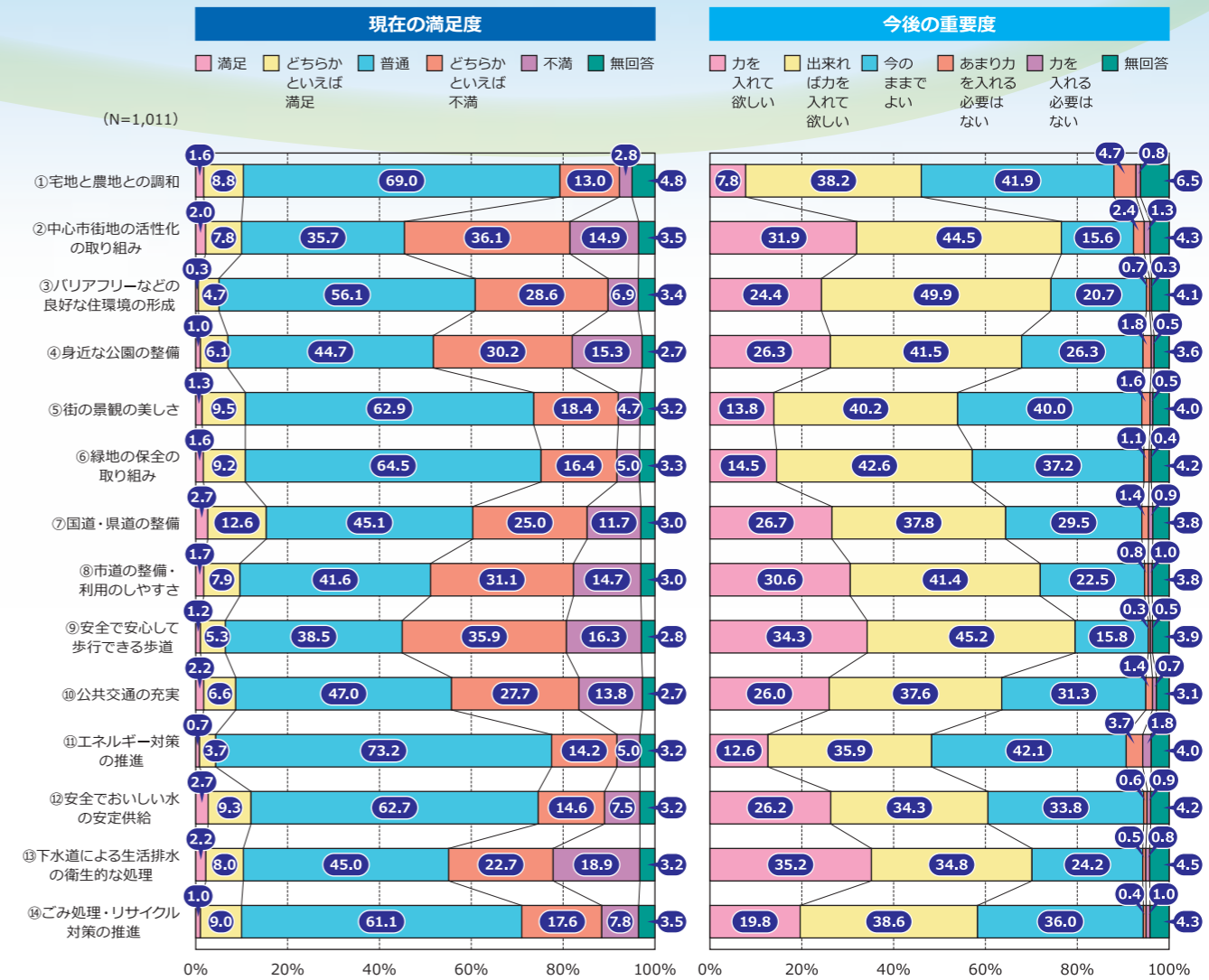
6) 市外へ移りたい理由

市外へ移りたい理由は何か。(あてはまるものすべて)

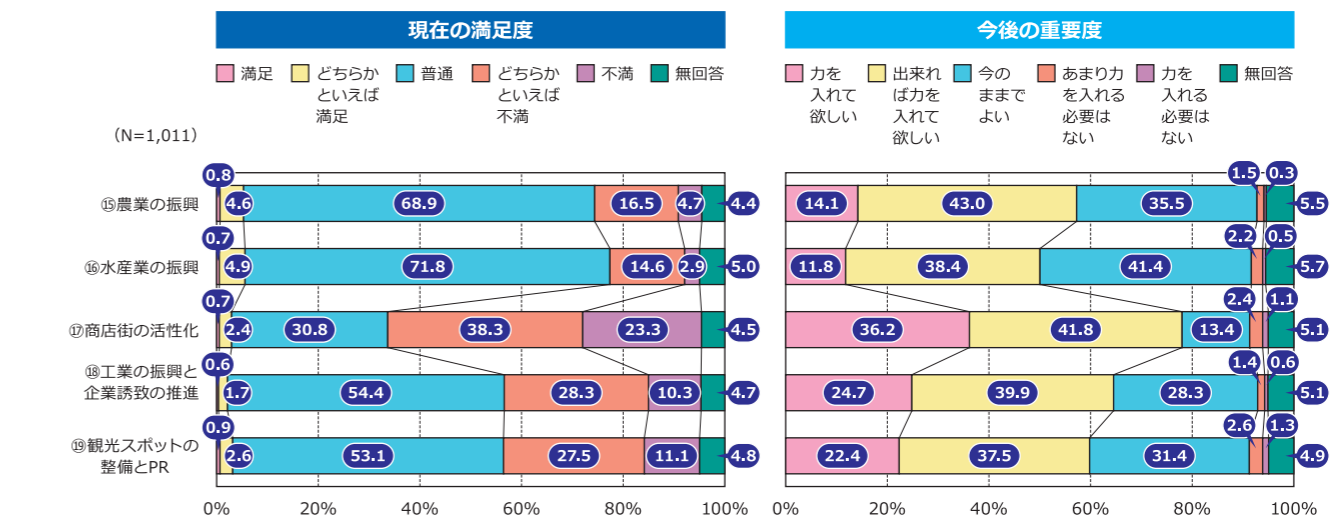


7) 施策の現在の満足度・今後の重要度

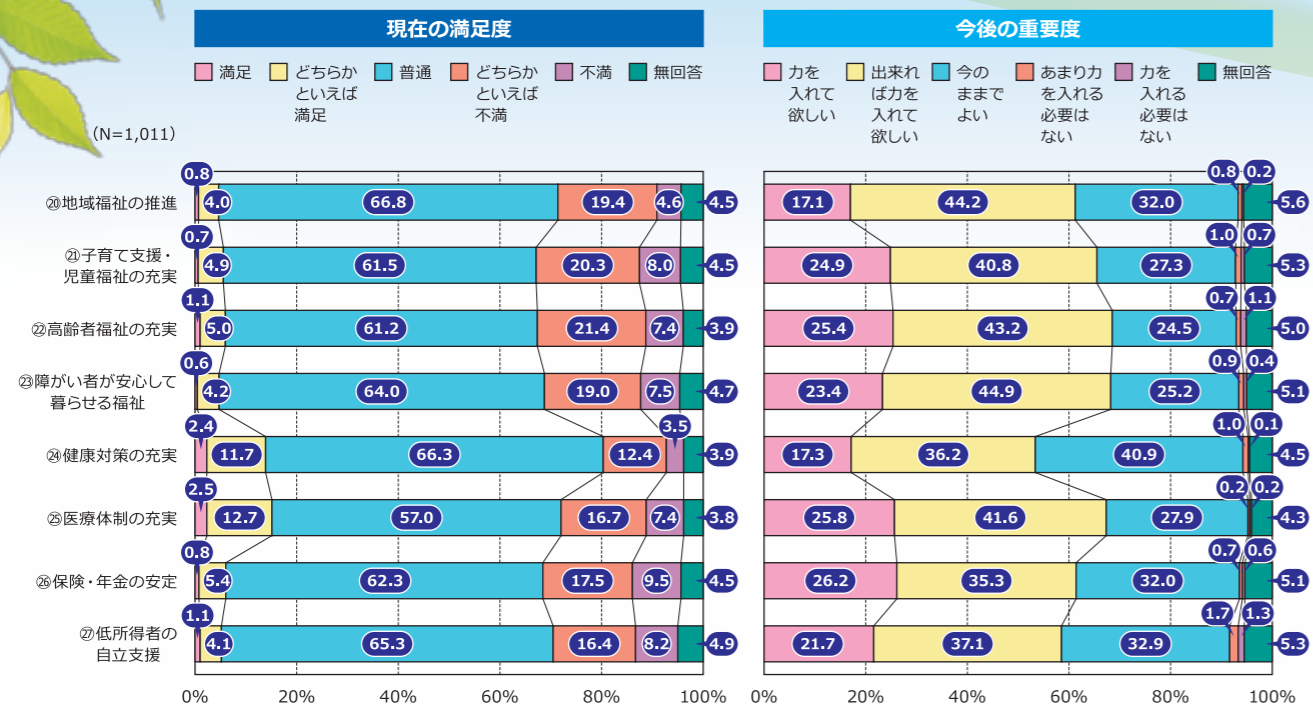
基本施策 1. インフラ整備プロジェクト



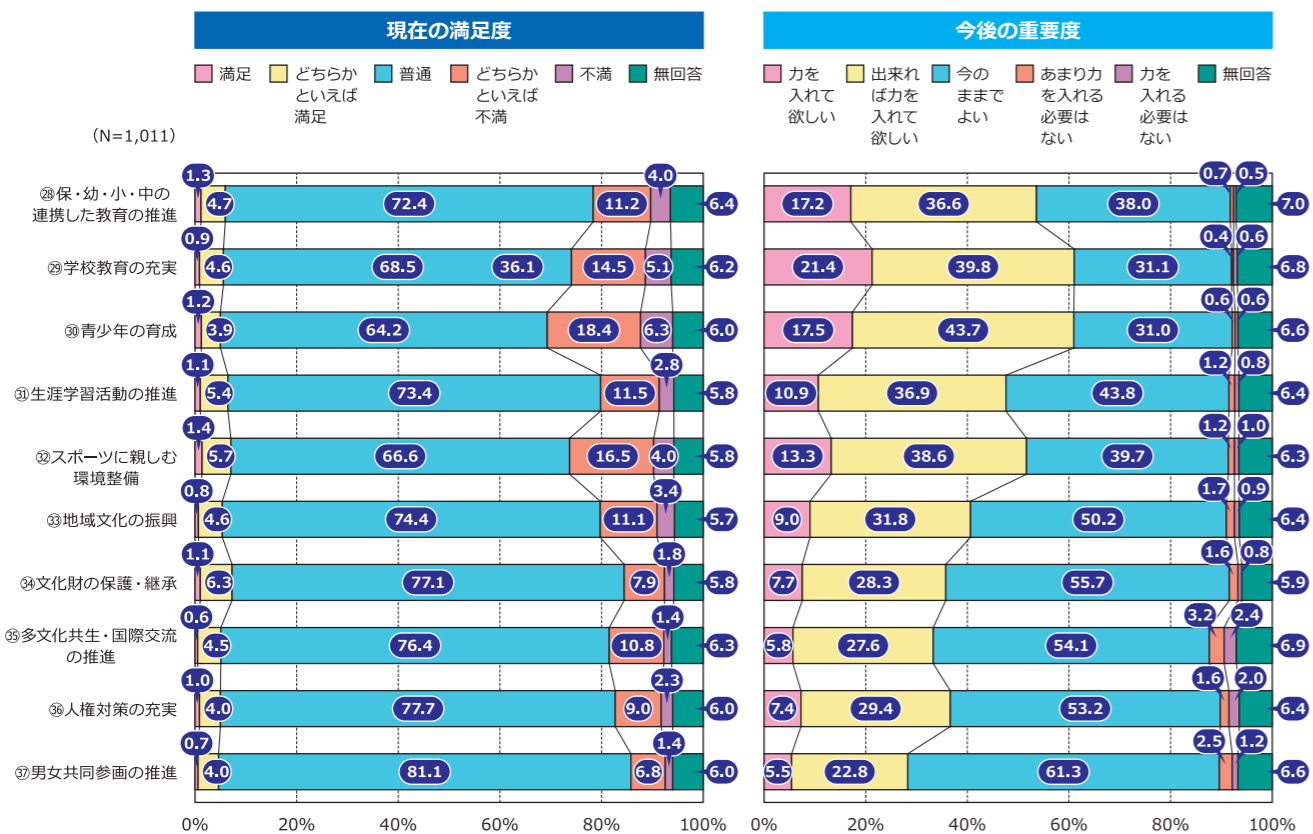
基本施策 2. 産業活性化プロジェクト



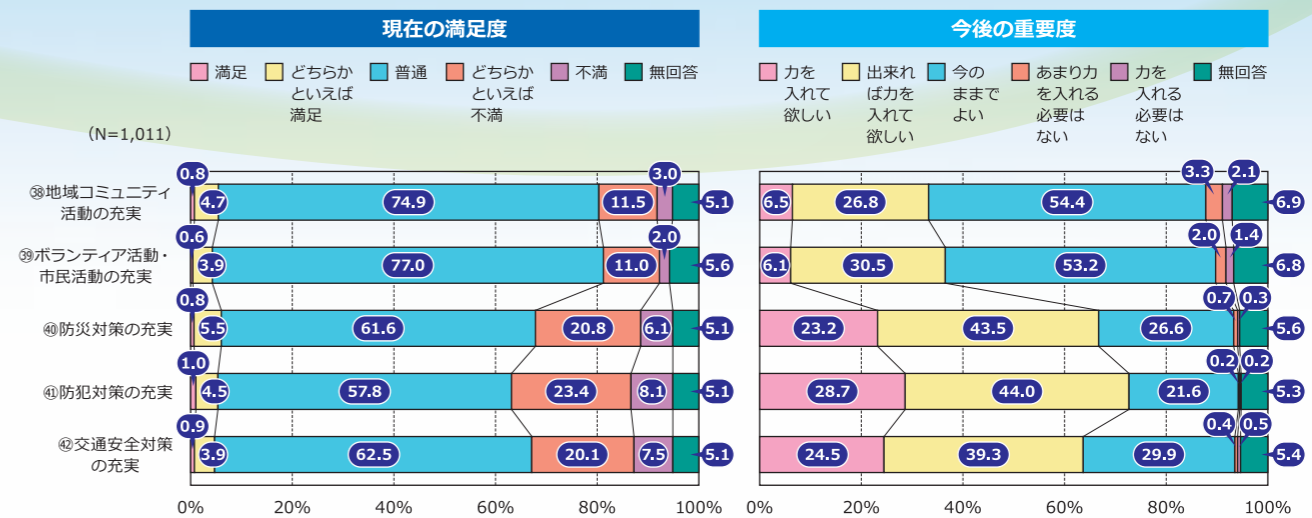
基本施策 3. ライフステージ支援プロジェクト



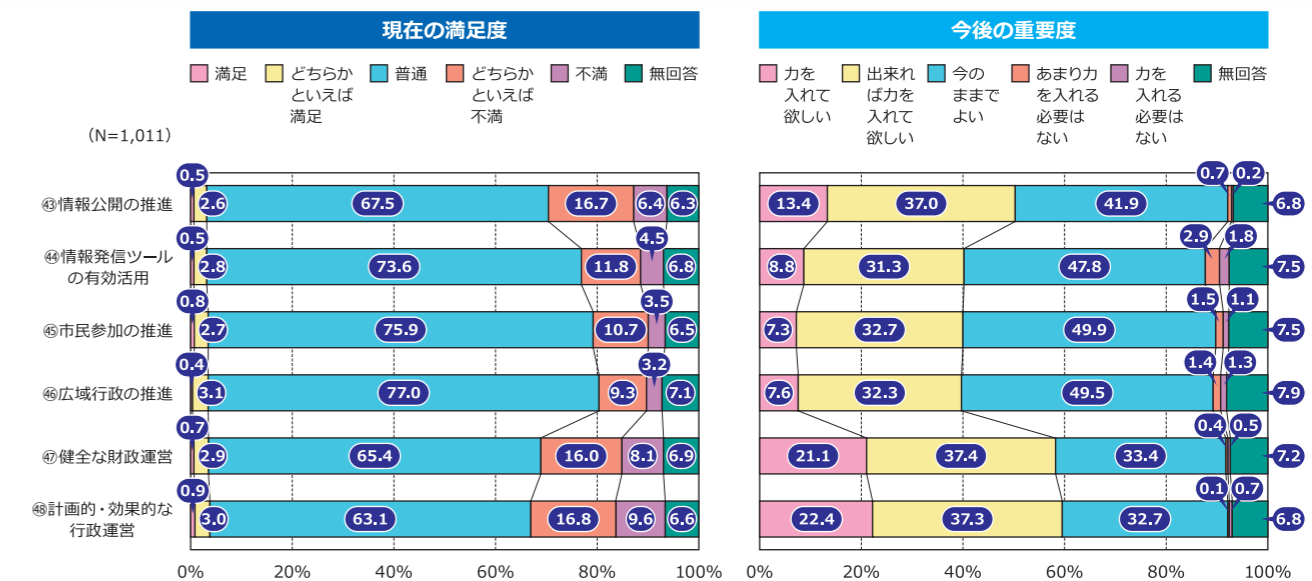
基本施策 4. 心とからだ育成プロジェクト



基本施策 5. 地域コミュニティプロジェクト



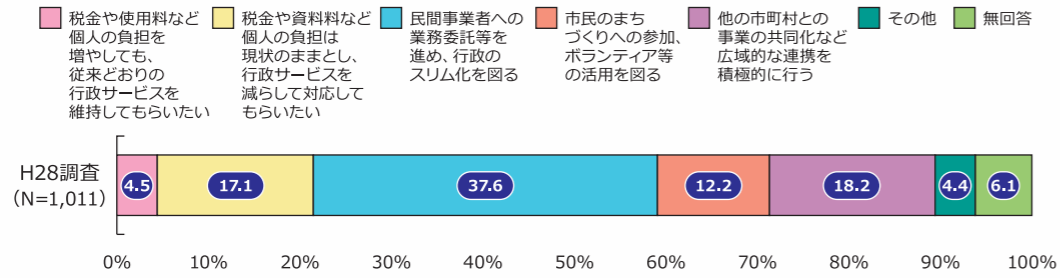
基本施策 6. 行政経営プロジェクト



3. 行橋市の将来

1) 今後の行財政・市民と行政の役割

行橋市の行財政運営、市民と行政の役割についてあなたの考えに当てはまるものは何か。



2) 行橋市の将来像

将来、行橋市がどのようなまちであってほしいと思うか。(3つまで)

